

子ども子育て家庭が輝く地域共創の未来づくり
～ライフステージを軸にした誰一人取り残さない支援プラン～

第3期 石岡市子ども・子育て 支援プラン

令和7(2025)年度～
令和11(2029)年度

令和7年3月
石岡市

目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
(1)	計画策定の背景	1
(2)	計画の位置づけ	6
(3)	計画期間	7
(4)	計画の策定体制	8
2	こどもと家庭を取り巻く石岡市の現状	9
(1)	人口の傾向	9
(3)	世帯の傾向	11
(4)	出生の傾向	12
(5)	就業状況の傾向	13
(6)	婚姻の傾向	14
(7)	ひとり親世帯の傾向	16
(8)	児童数の傾向	17
(9)	保育所(園)の傾向	18
(10)	認定こども園の傾向	19
(11)	小規模保育施設の傾向	20
(12)	小学校、中学校の児童・生徒数の傾向	21
(13)	放課後児童クラブ利用者数の傾向	22
3	子ども・子育て支援に関する市民ニーズ	24
(1)	調査概要	24
(2)	調査結果	25
4	施設等調査	41
(1)	調査概要	41
(2)	調査結果	42
5	第2期子ども・子育てプラン(前計画)点検・評価のまとめ	46
(1)	1～3号認定	46
(2)	地域子ども・子育て支援事業	46
(3)	子ども・子育て支援施策	46
6	現状と傾向、課題のまとめ	48
(1)	就学前児童の保育ニーズの高まりへの対応	48
(2)	就学後の児童・生徒の居場所づくりへの対応	48
(3)	保護者や家族の悩み・不安への対応	48
(4)	生活困窮家庭とそのこどもへの対応	49

第2章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	50
2	基本目標	51
3	施策体系	53

第3章 施策の展開

▶▶	ライフステージごとの支援プラン	55
----	-----------------	----

基本目標1 誕生前から幼児期までの支援を充実します	55
施策1 母子保健事業・小児医療やこどもの健康増進の充実.....	55
施策2 教育・保育サービスの充実.....	62
施策3 特別な配慮を必要とするこどもへの支援.....	65
施策4 人材確保事業と質の向上.....	66
基本目標2 就学後以降のこどもへの支援を充実します	67
施策1 学童期・思春期の保健対策.....	67
施策2 学校教育環境の充実	69
施策3 自然環境・伝統文化へのふれあいの機会の提供.....	71
施策4 こどもの遊び場・催し・交流の場・居場所の充実.....	72
施策5 青少年の健全な育成のための支援.....	74
▶▶▶ライフステージによらず行う支援プラン	76
基本目標3 課題や困難を抱えるこどもや家族への支援体制を整備します.....	76
施策1 障がい児のいる家庭への支援.....	76
施策2 児童虐待に対する防止対策の充実.....	80
施策3 生活困窮家庭とそのこどもへの支援 <石岡市こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画>	82
施策4 いじめ、不登校、悩みや不安を抱えるこどもへの支援.....	84
施策5 権利に関する普及啓発	85
基本目標4 子育て当事者への支援を強化します	86
施策1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減.....	86
施策2 家庭（祖父母等の親族含む）の養育力・教育力向上と育児参加の促進.....	88
施策3 悩みや不安を抱える子育て家庭への支援.....	90
施策4 ひとり親家庭への支援	91
施策5 共働き・共育てへの支援.....	93
基本目標5 地域の子育て環境を整備します	95
施策1 こどもや子育て家庭にやさしい環境の整備.....	95
施策2 こどもが安心して過ごせる環境の整備.....	96
施策3 事業者、支援団体への支援.....	98
▶▶▶支援プラン全体に関わる取組	99
施策1 子育て情報発信の充実	99
施策2 子育てしやすいまちづくりに向けた全市的な取組の推進.....	100

第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

1 量の見込みの推計	101
(1) 量の見込みの基本的な考え方.....	101
(2) 市の将来人口の推計	101
2 教育・保育提供区域	102
3 施設型給付事業及び地域型保育給付事業	103
(1) 1号認定（3歳以上、認定こども園を利用希望）	103
(2) 2号認定（3歳以上、保育所（園）・認定こども園を利用希望）	104
(3) 3号認定（0～2歳、保育所（園）・認定こども園を利用希望）	105
4 地域子ども・子育て支援事業計画	106
(1) 利用者支援事業	106
(2) 地域子育て支援拠点事業	107

(3) 妊婦健康診査事業	107
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	108
(5) 養育支援訪問事業	108
(6) 子育て世帯訪問支援事業	109
(7) 児童育成支援拠点事業	109
(8) 親子関係形成支援事業	109
(9) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	110
(10) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	110
(11) 一時預かり事業	111
(12) 延長保育事業	112
(13) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	113
(14) 放課後児童対策パッケージを踏まえた事業	114
(15) 妊婦等包括相談支援事業	115
(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	115
(17) 産後ケア事業	116
(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	116
(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	116
5 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	117
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	117

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	118
(1) 庁内推進体制	118
(2) 子ども・子育て会議	118
(3) 地域の組織と連携	118
(4) 市民、企業に対する普及、啓発	118
(5) SDGs（持続可能な開発目標）との整合性	119
2 計画推進にあたっての役割	119
(1) 家庭の役割	119
(2) 地域の役割	119
(3) 保育所(園)や学校などの役割	119
(4) 企業の役割	120
(5) 行政の役割	120
3 計画の進行管理	120

資料

1 石岡市子ども・子育て会議条例	121
2 石岡市子ども・子育て支援対策連絡会議要綱	123
3 子ども・子育て会議委員名簿	125
4 計画策定の経過	126
5 持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けて	127

石岡市では、令和 2（2020）年 3 月策定の「第 2 期石岡市子ども・子育て支援プラン」（以下「前計画」という。）において、誰もが安心して子育てのできる社会を実現できるよう、既存の保育サービスや子育てサービスの充実を図るとともに、石岡市全体でこどもたちと子育て世帯を支援する取組を行うものとし、母親等が一人で子育てをする「ワンオペ」育児ではなく、石岡市独自の保育サービスや地域全体で子育てを支える取組の中でこどもを育てる「石オペ」育児の考えのもと、『ワンオペから「石オペ」育児へ 一人で子育てから地域全体で子育てへ』を基本理念として、地域社会の中でこどもが健やかに成長していける環境をつくり出すことを目的として様々な取組を推進してきました。

前計画が令和 6（2024）年度をもって終了することから、今回、引き続き石岡市の子ども・子育てに関する取組を総合的に推進するための計画として、この「第 3 期石岡市子ども・子育て支援プラン」（以下「本計画」）を策定するものです。

（1）計画策定の背景

① 少子化の進行に伴う本格的な子育て支援の始まり

平成 15（2003）年
少子化社会対策基本
法、次世代育成支援
対策推進法

平成 15（2003）年 7 月、家庭や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担うこどもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」¹が制定され、こどもたちの育成を社会全体で支援する新たな取組が示されました。

② 「子ども・子育て支援新制度」

平成 24（2012）年
子ども・子育て関連
3 法

平成 24（2012）年 8 月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前のこどもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。この関連 3 法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27（2015）年度から施行されました。一方、「次世代育成支援地域行動計画」は策定が任意化され、新たな法定計画「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定することが可能となりました。

1 次世代育成支援対策推進法：当初は 10 年間の時限立法。令和 7（2025）年 3 月までの期限に一旦延長された後、令和 6（2024）年 5 月に育児・介護休業法とともに改正され、令和 17（2035）年 3 月 31 日までに再延長された。

③ こどもを取り巻く動向

平成 26 (2014) 年
子どもの貧困対策の
推進に関する法律

子どもの貧困対策については、平成26 (2014) 年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「子どもの貧困対策法」)が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。子どもの貧困対策法は、令和元 (2019) 年9月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行による、市町村計画策定の努力義務化を経て、令和6 (2024) 年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められています。

平成 26 (2014) 年
母子及び父子並びに
寡婦福祉法

ひとり親家庭への支援については、「母子及び寡婦福祉法」から平成26 (2014) 年10月に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改められ、母子家庭への支援に加え父子家庭への支援が拡大され、ひとり親世帯への就業・自立に向けた総合的な施策へと支援対策制度の充実が図られています。

平成 28 (2016) 年
改正障害者総合支援
法・改正児童福祉法

障がいのあるこどもへの対応については、平成28 (2016) 年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(改正障害者総合支援法)」及び「児童福祉法の一部を改正する法律(改正児童福祉法)」が公布され、医療的ケア児支援や障害児福祉計画が法定化されました。障害児福祉計画の基本指針では、障がい児の利用ニーズについての把握や提供体制の整備等の必要性があげられています。

平成 12 (2000) 年
児童虐待の防止等に
関する法律

児童虐待については、平成12 (2000) 年、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、平成23年5月の民法・児童福祉法等の改正後、平成28 (2016) 年6月の児童福祉法改正等で社会的養育・児童虐待防止対策に係る強化が図られました。

令和 2 (2020) 年
新子育て安心プラン

待機児童対策では、平成29 (2017) 年成立の「子育て安心プラン」が令和2 (2020) 年12月には「新子育て安心プラン」となり、様々な待機児童解消への取組強化策が打ち出されています。

④ 深刻な少子化の進行

令和5（2023）年
出生数が過去最低に

我が国では、少子化の進行に歯止めがかからない状態が続いています。少子化の進行は、経済の成長力を低下させ、生活水準の改善を妨げたり、将来的な年金・医療など社会保障制度の安定性・持続性も大きく揺るがしてしまう深刻な問題です。

令和6（2024）年6月の厚生労働省の発表によると、令和5（2023）年の出生数は72.7万人と前年より4.3万人減少し、過去最低水準を更新しました。また、合計特殊出生率は、1.20と令和4（2022）年の1.26からさらに低下しました。昭和22（1947）年に統計を取り始めて以降最低水準であり、前年を下回るのはこれで8年連続となります。

令和6（2024）年
少子化対策関連法案
が成立

令和6（2024）年6月5日、少子化対策関連法案が成立しています。同法では、児童手当の支給対象を高校生年代まで延長することと所得制限の撤廃、第3子以降の支給額の倍増、親の就労に関係なく子どもを保育所（園）等に預けることができる「子ども誰でも通園制度」を令和8（2026）年4月から全国で開始することなどが定められています。

⑤ こども施策の新たな推進

令和5（2023）年4月
こども家庭庁
こども基本法

国は令和5（2023）年4月にこども家庭庁を創設、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を令和5（2023）年4月に施行しました。

「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。また、市町村はこども大綱を勘案して、市町村におけるこども施策についての計画「市町村こども計画」の策定が努力義務とされました。

令和5（2023）年12月
こども大綱

令和5（2023）年12月には「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策法」に基づく各“大綱”を一元化した「こども大綱」を閣議決定しました。

令和6（2024）年4月
改正児童福祉法

令和6（2024）年4月には「改正児童福祉法」が施行され、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされました。

令和6（2024）年5月
こどもまんなか実行
計画2024

令和6（2024）年5月には、こども家庭庁が各省庁と連携して進めるこども政策の全体像及びアクションプランとなる「こどもまんなか実行計画2024」が決定しました。

⑥ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案

子ども・子育て支援法は、「子ども・子育て関連3法」のうちの1つです。令和5（2023）年12月に閣議決定された、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、関係する内容を改正する案が令和6（2024）年10月に施行されます。

■子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の概要

1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策
<p>(1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none">●児童手当について、支給期間を中学生までから高校生年代までとする、支給要件のうち所得制限を撤廃する、第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を行う。●妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。 <p>(2) 全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充</p> <ul style="list-style-type: none">●妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。●保育所（園）等に通っていない満3歳未満のこどもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。●産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。●教育・保育を提供する施設・事業者を経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。●施設型給付費等支給費用の事業者拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。●児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。●ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。●基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。 <p>(3) 共働き・共育での推進</p> <ul style="list-style-type: none">●両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。●自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。
2. 子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設
<p>子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。</p>
3. 子ども・子育て支援金制度の創設
<ul style="list-style-type: none">●国は必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。●医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。●歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8（2026）年度から令和10（2028）年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。●令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの各年度に限り、支援納付金対象費用の財源について、子ども・子育て支援勘定の負担において、子ども・子育て支援特例公債を発行できることとする。

⑦ 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（以下、「基本指針」という）は、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項と、子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定め、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備や、その他法に基づく業務の円滑な実施が計画的に図られるようにすること等を目的として策定された、いわば子ども・子育て支援事業計画策定のガイドラインです。

同基本指針は、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う必要があることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4（2022）年法律第66号。以下「改正法」という）が、第208回国会において成立したもので、令和6（2024）年4月1日に施行されました。

また、この改正法において、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成、市区町村における子育て家庭への支援の充実等が定められました。

■基本指針の改正案の概要

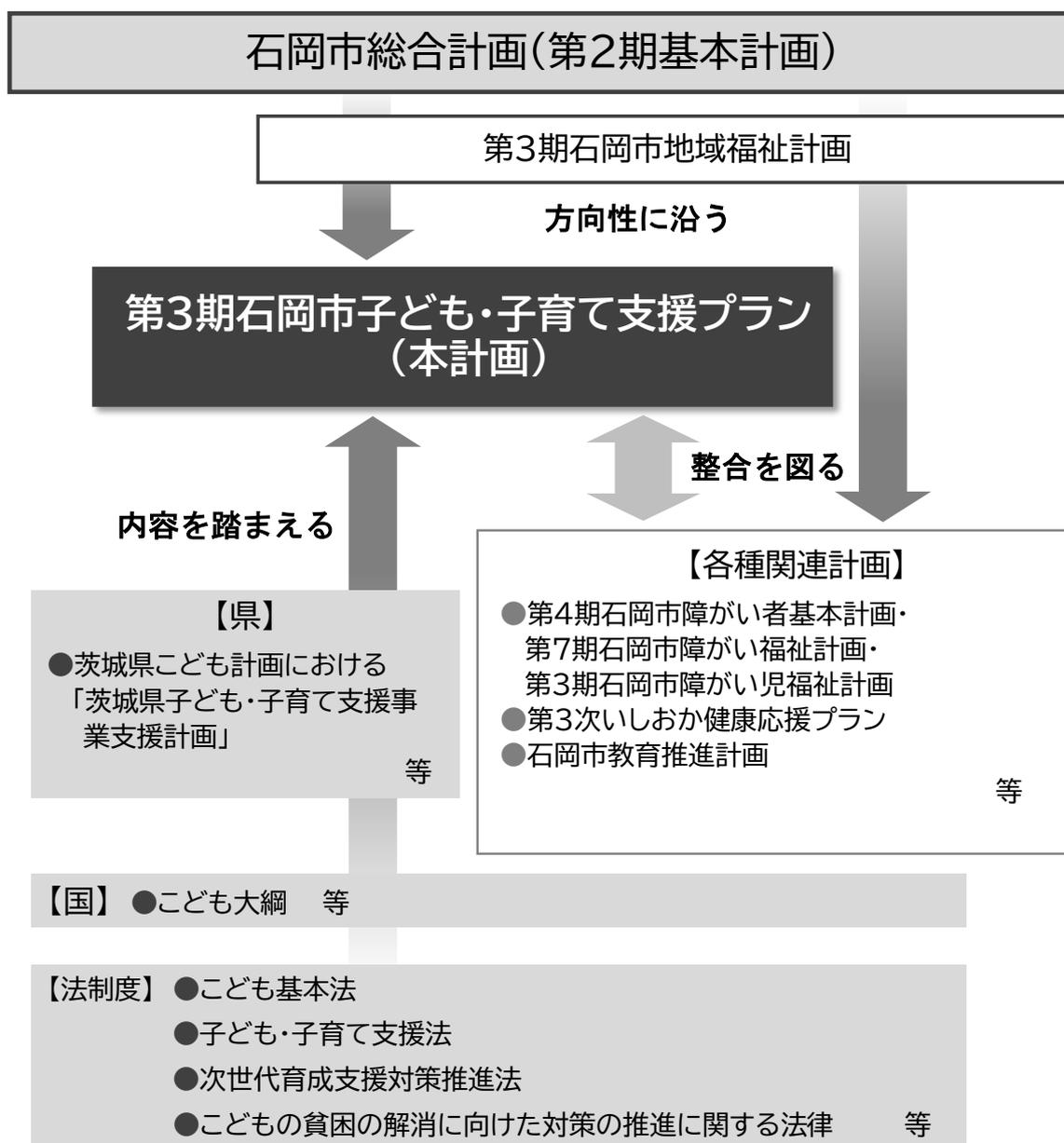
1. 家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
基本指針に新設した事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勧奨の上、設定すること等を規定。
2. こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。
3. こどもの権利擁護に関する事項の追加
都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、①児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること、②都道府県が意見表明等の支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。
4. 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
子ども・子育て支援法等改正法により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針への位置付けを行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準を設定する。
5. 児童発達支援センター等に関する事項等の追加
児童福祉法等改正法において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化したことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること等を規定。
6. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
子ども・子育て支援法等改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針への位置付け等を行う。
7. 産後ケアに関する事業の追加
地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。
8. その他所要の改正
基本指針に規定している計画の更新等を踏まえた所要の改正。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法（平成24（2012）年8月22日法律第65号）第61条第1項の規定に基づき、市町村に策定が義務づけられた、5年を1期とする計画です。

市の最上位計画である「石岡市総合計画（第2期基本計画）」及び福祉分野の上位計画である「第3期石岡市地域福祉計画」の方向性に沿ったものとします。また、市の各種関連計画と整合を図るとともに、県の「茨城県子ども・子育て支援事業支援計画」等の内容を踏まえて策定するものです。

■本計画とその他の計画等との関係性



(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和 7 (2025) 年度から令和 11 (2029) 年度までの 5 年間とします。計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえた見直しを行い、新たに次期 5 年間の計画を策定します。

ただし、国や茨城県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

■本計画の計画期間及び各計画期間との関係性



(4) 計画の策定体制

① 子ども・子育て会議による協議

本計画策定にあたっては、有識者、関係機関、公募による市民で構成する石岡市子ども・子育て会議で計画内容について検討を行いました。

② ニーズ調査の実施

1) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

市内在住の小学校就学前児童のいる世帯及び小学生のいる世帯から無作為に抽出した世帯（就学前児童保護者 1,500 世帯、小学生保護者 1,000 世帯）を対象に、教育・保育サービス等の利用状況や今後の利用意向、子育て中の家庭の生活や子育てに関する意見・要望を把握するために実施しました。

また、同調査結果を基に、低所得層の状況把握を行いました。

2) 施設等調査

市内の保育所（園）、認定こども園、放課後児童クラブを対象に、事業所の運営方針や課題となっていること、こどもたちのうち困りごとを抱えているこどもとその家庭の状況や対応方法などを把握するために実施しました。

③ 市民からの意見聴取

計画内容について市民からの幅広い意見を考慮して意思決定を行うため、ホームページ等における意見募集（パブリックコメント）を行ったほか、市民説明会を開催し意見を募りました。

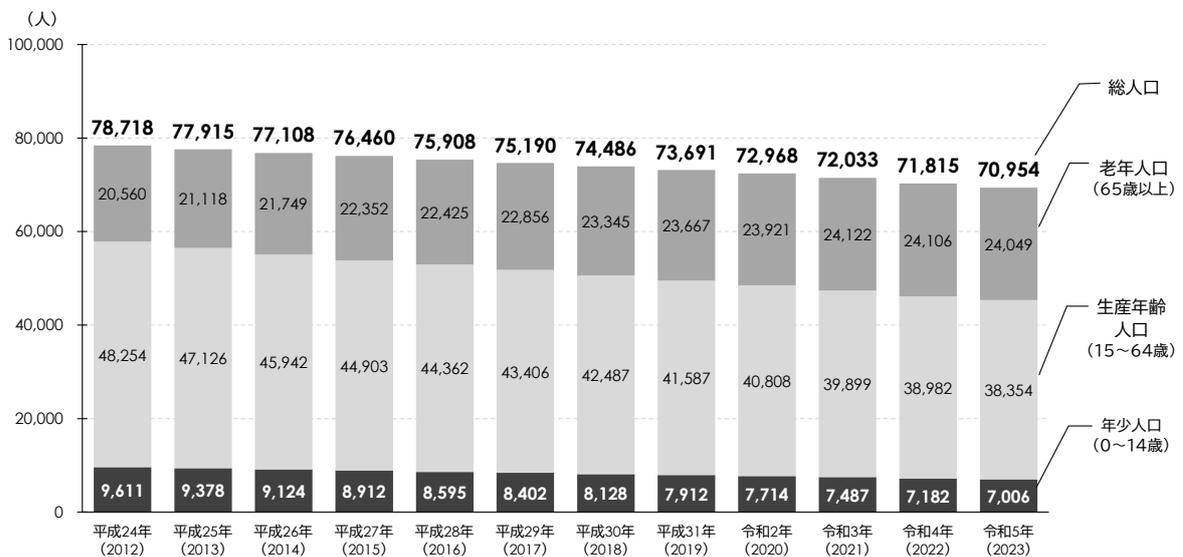
2

こどもと家庭を取り巻く石岡市の現状

(1) 人口の傾向

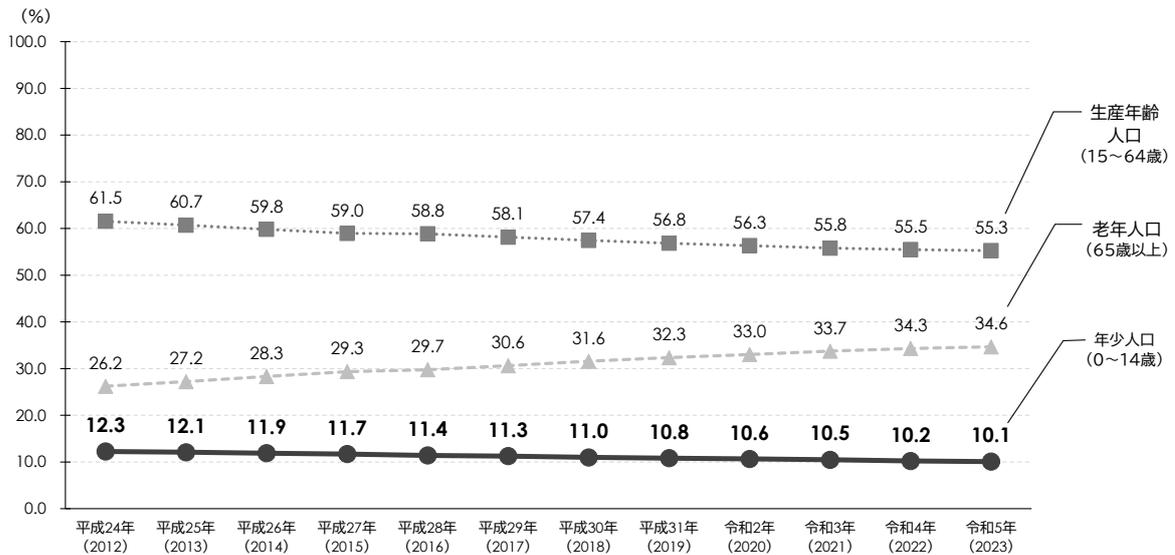
市の総人口は、令和5（2023）年に70,954人となっています。総人口は平成24（2012）年以降ゆるやかな減少傾向で推移しています。また、年齢3区分別人口を構成比で見ると、老年人口（65歳以上）の割合が増加し、生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少しており、年少人口（0～14歳）も減少傾向で推移しています。

▼石岡市の年齢3区分別人口の推移



注)総人口は、「不詳」を加えた値のため、各年齢区分の合計と一致しません。

▼石岡市の年齢3区分別人口構成比の推移

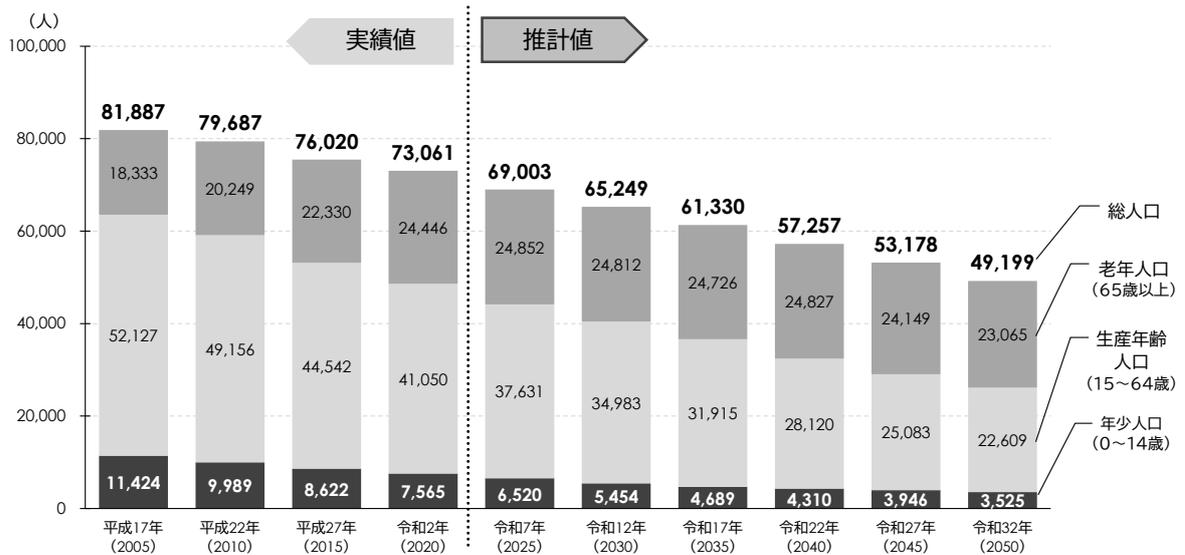


資料：茨城県常住人口調査（各年1月1日時点）

(2) 人口推計の傾向

市の人口推計について、国勢調査の統計データをベースにした国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による推計をみると、総人口は令和7（2025）年以降減少傾向で推移し、令和32（2050）年では49,199人となる予測です。年少人口（0～14歳）の推移をみると、令和2（2020）年の7,565人が、令和32（2050）年には3,525人まで減少する予測です。

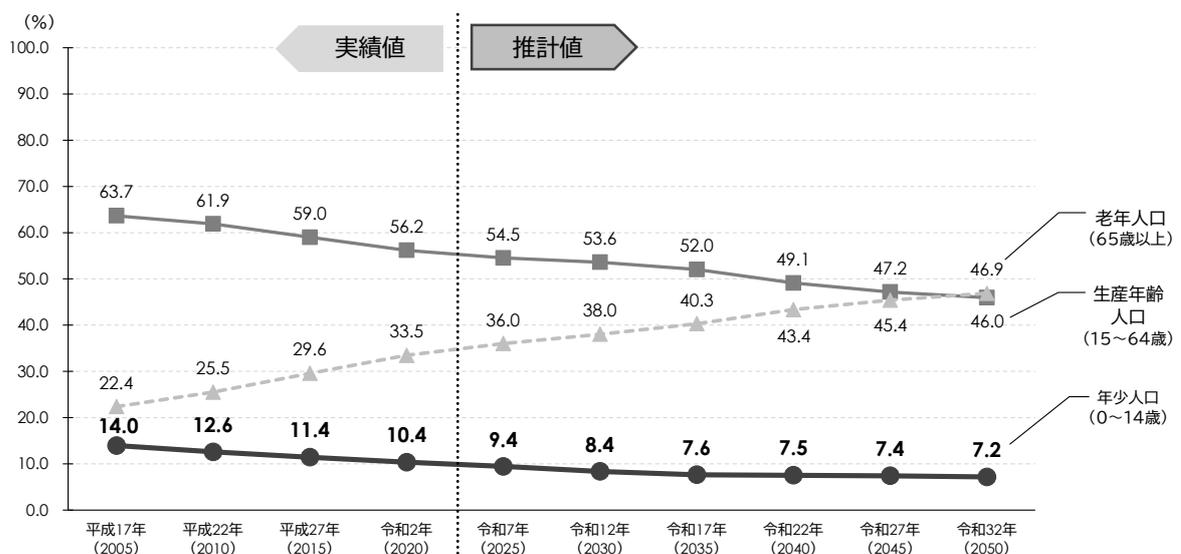
▼石岡市の年齢3区分別人口推計



注)総人口の実績値は、「不詳」を加えた値のため、各年齢区分の合計と一致しません。

資料：茨城県常住人口調査（各年1月1日時点）

▼石岡市の年齢3区分別人口割合の推計



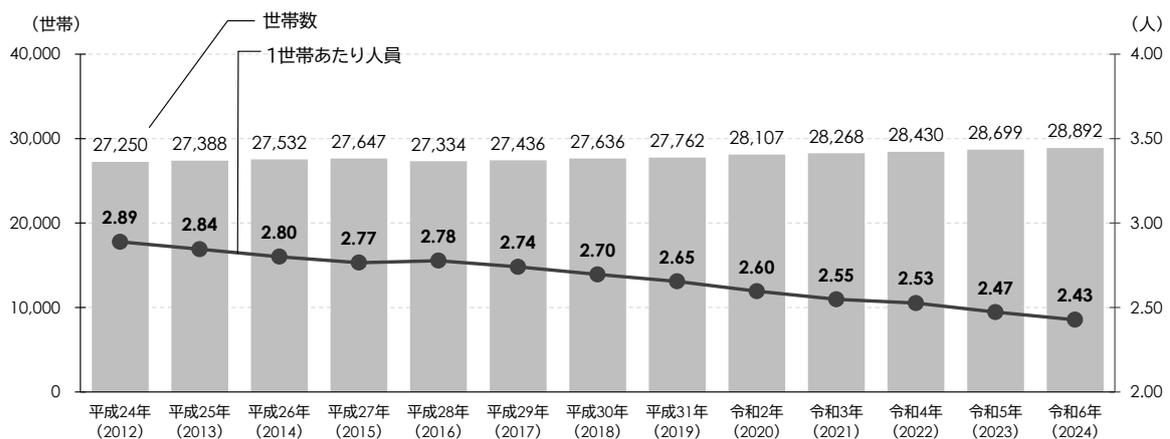
資料：平成17(2005)～令和2(2020)年の人口は、国勢調査の実績値、令和7(2025)年以降の人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)による推計で、令和2(2020)年までの国勢調査の実績値を基にして算出された令和5(2023)年時点の公表データ

(3) 世帯の傾向

市の世帯数は増加傾向で推移しており、令和6（2024）年は28,892世帯となっています。一方、1世帯あたり人員は減少傾向で推移しており、令和6（2024）年には2.43人となっています。

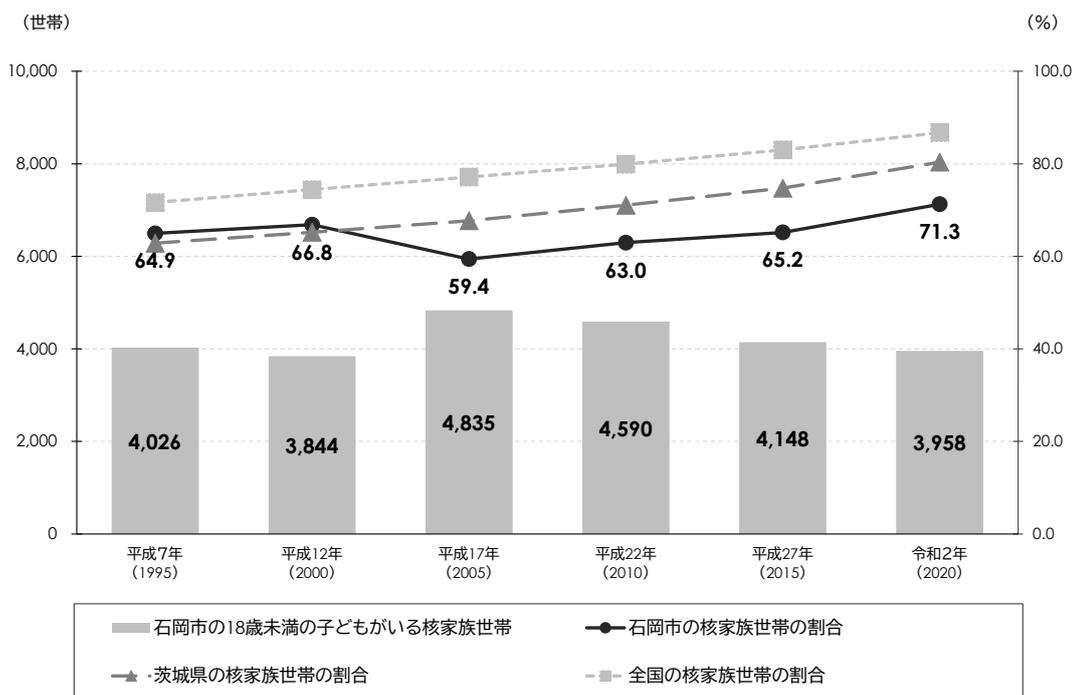
また、本市の核家族世帯の割合は、全国や茨城県と比べて低い水準で推移していますが、増加傾向がみられることから核家族化が進行していることが示唆されます。

▼石岡市の世帯数、1世帯あたり人員の推移



資料：茨城県常住人口調査（各年1月1日時点）

▼石岡市の18歳未満の子どもがいる核家族世帯数と核家族世帯の割合の推移（全国、茨城県との比較）



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

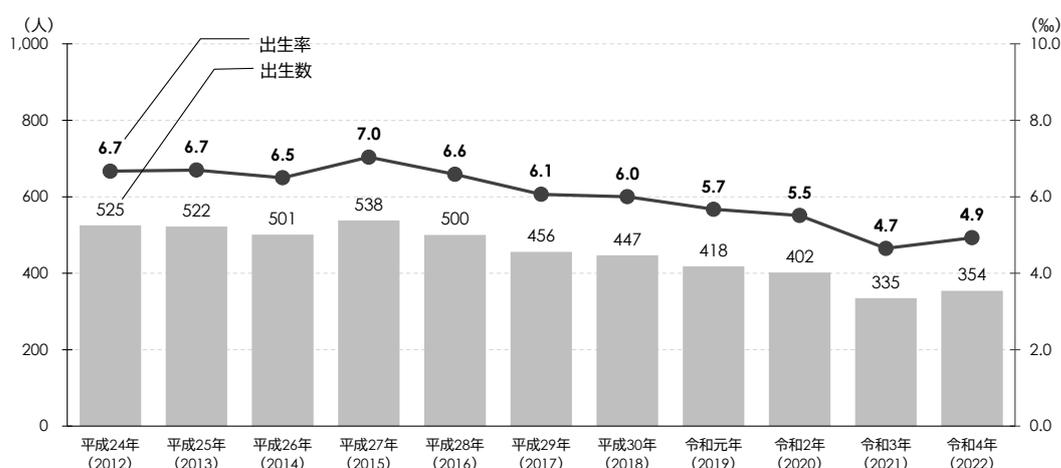
(4) 出生の傾向

市の出生数は、おおむね減少傾向で推移しており、平成24(2012)年の525人から令和4(2022)年には354人となっています。また、出生率もおおむね減少傾向で推移しており、平成24(2012)年の6.7‰(パーミル)※から令和4(2022)年には4.9‰(パーミル)※となっています。

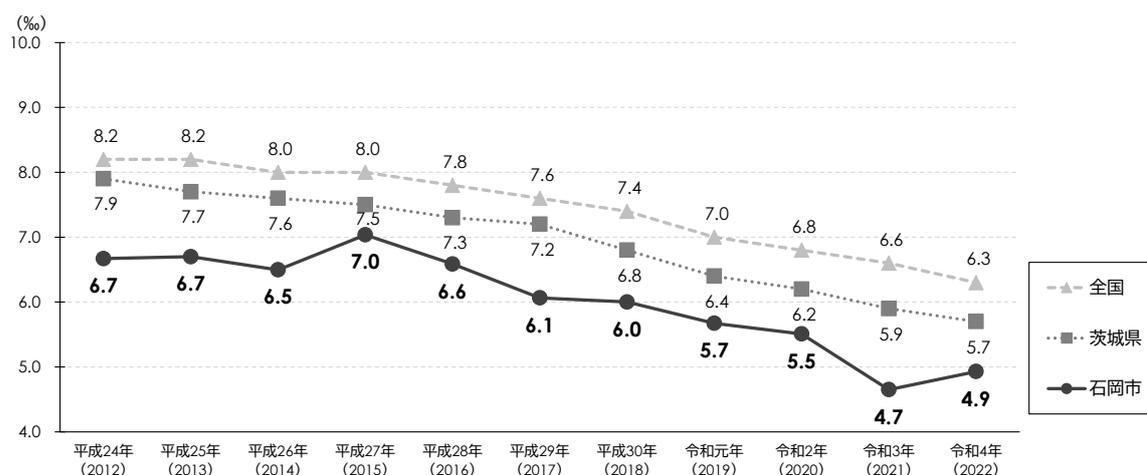
市の出生率を全国、茨城県と比較してみると、全国や茨城県より低い値で推移しています。

※‰(パーミル)とは、1,000分の1の単位で、%(パーセント)の10分の1

▼石岡市の出生数、出生率の推移



▼石岡市の出生率の傾向 (全国、茨城県との比較)



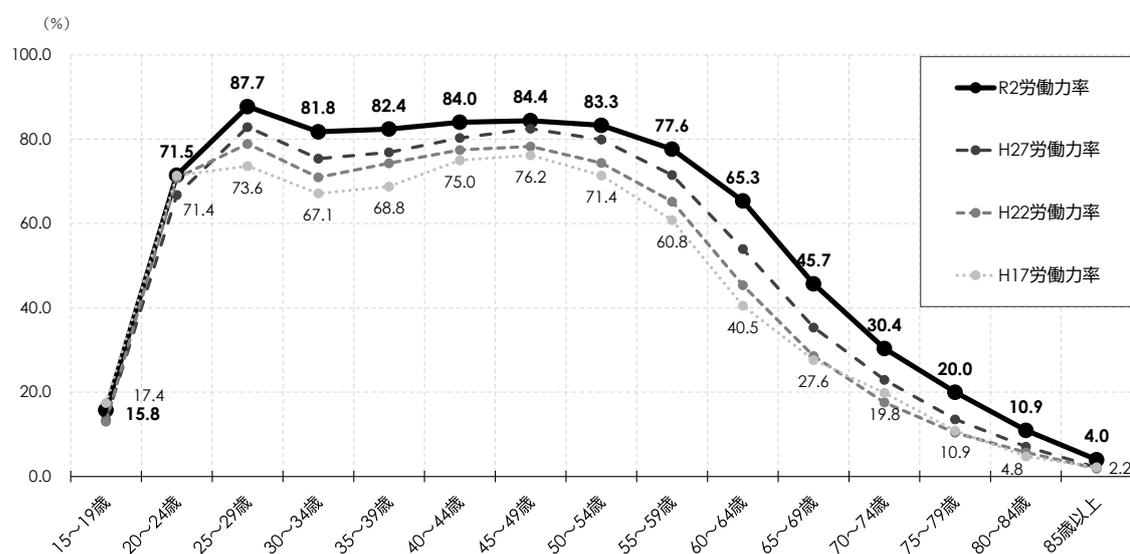
資料:平成24(2012)年~平成30(2018)年の数値は茨城県保健福祉統計年報、令和元年以降の数値は茨城県人口動態統計(各年1月1日時点)

(5) 就業状況の傾向

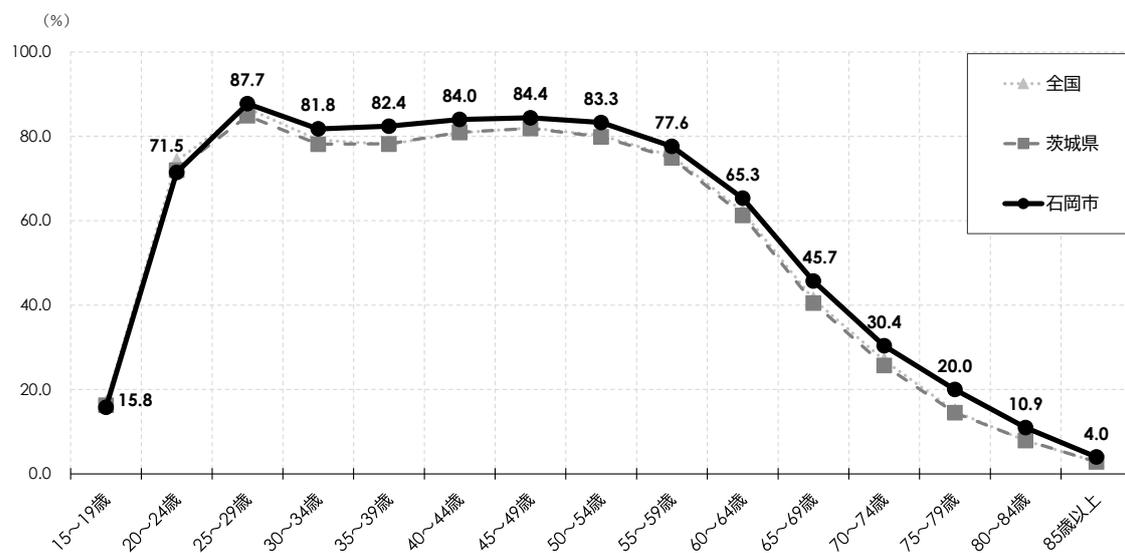
市の年齢別にみる女性の労働力率（15歳以上人口に占める女性就業者の割合）をみると、平成17（2005）年から令和2（2020）年にかけて、15～19歳を除くほとんどの年齢層で増加の傾向がみられます。特に、結婚、出産、育児をする女性が多い年齢層である20～40歳代は大きく増加しています。

また、令和2（2020）年時点での市の年齢別女性の労働力率を全国や茨城県と比較すると、おおむね同じ傾向ですが、20～40歳代はわずかに高い値となっています。

▼石岡市の年齢別、女性の労働力率の推移



▼令和2（2020）年の石岡市の年齢別、女性の労働力率（全国、茨城県との比較）



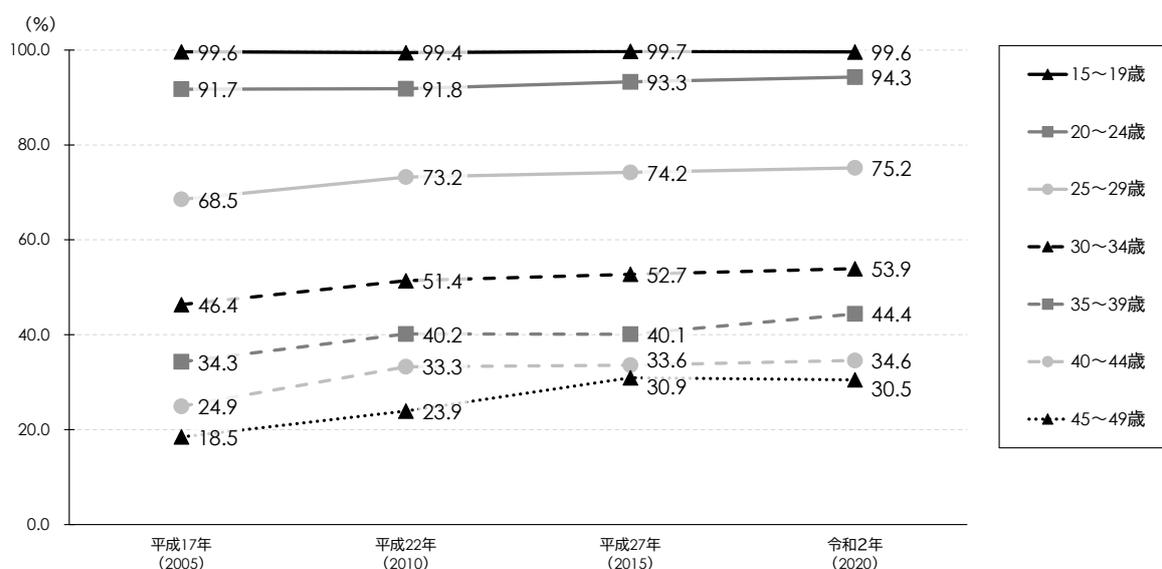
資料：国勢調査（各年10月1日時点）

(6) 婚姻の傾向

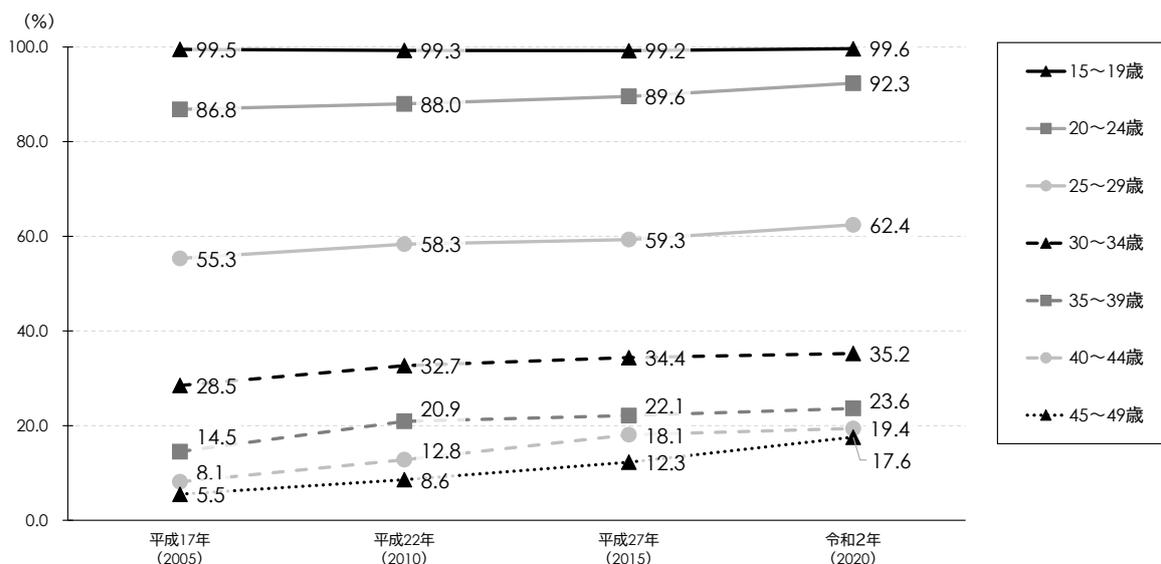
① 男性、女性の未婚の傾向

市の年齢区分別、男女の未婚率をみると、平成17(2005)年から令和2(2020)年にかけて、どちらも20～30歳代の未婚率は増加傾向で推移していますが、1割以上の増加は男性の35～39歳のみで、その他の20～30歳代の男女は1割未満の増加です。

▼石岡市の年齢区分別、男性の未婚率の推移



▼石岡市の年齢区分別、女性の未婚率の推移



資料:国勢調査(各年10月1日時点)

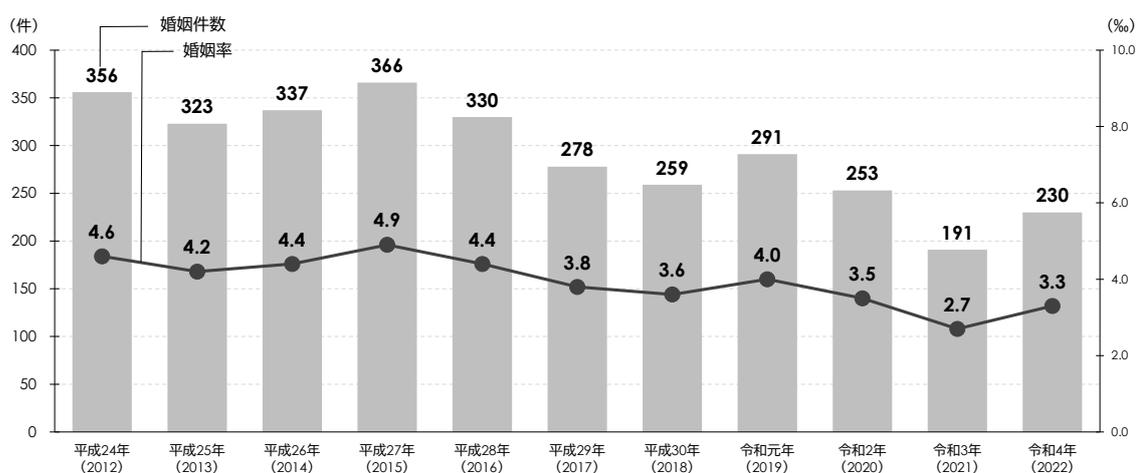
②婚姻の傾向

市の婚姻件数は、年ごとの変動がありながらもおおむね減少傾向で推移しており、平成24（2012）年の356件から、令和4（2022）年には230件まで減少しています。

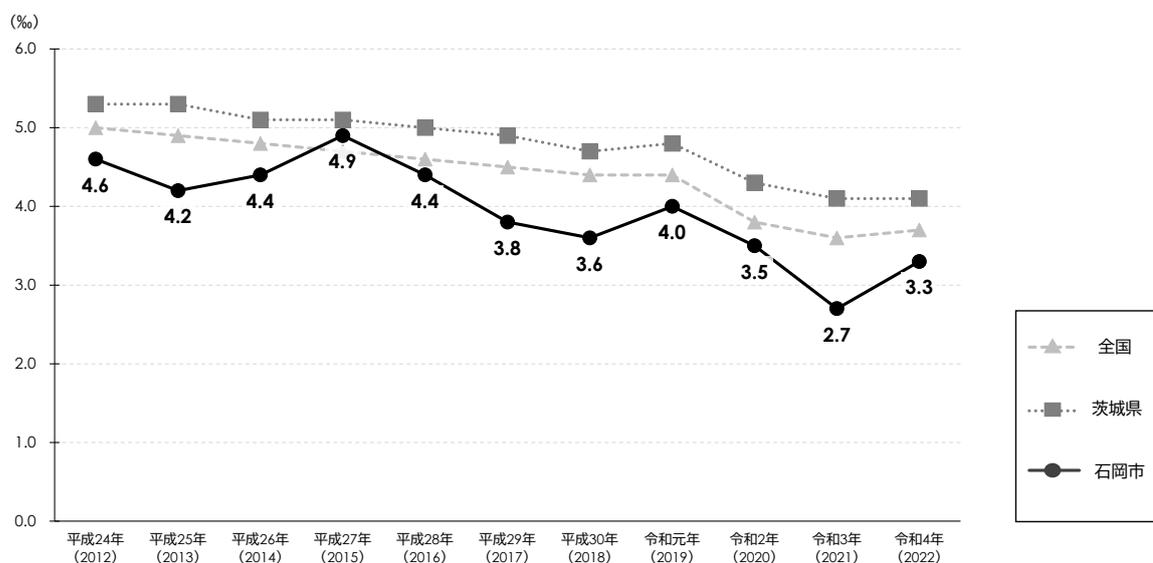
また、婚姻率も同様におおむね減少傾向で推移しており、全国や茨城県と比べて低い水準で推移しています。

※‰（パーミル）とは、1,000分の1の単位で、%（パーセント）の10分の1

▼石岡市の婚姻件数と婚姻率の推移



▼石岡市の婚姻率の傾向（全国、茨城県との比較）



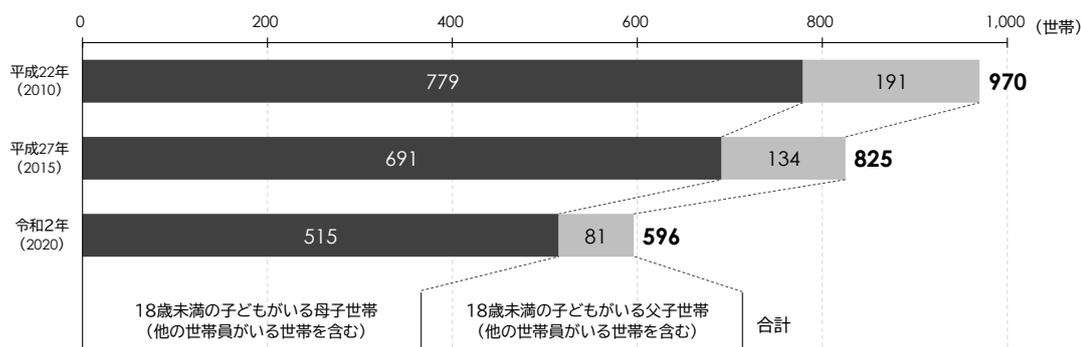
資料：茨城県常住人口調査（各年1月1日時点）

(7) ひとり親世帯の傾向

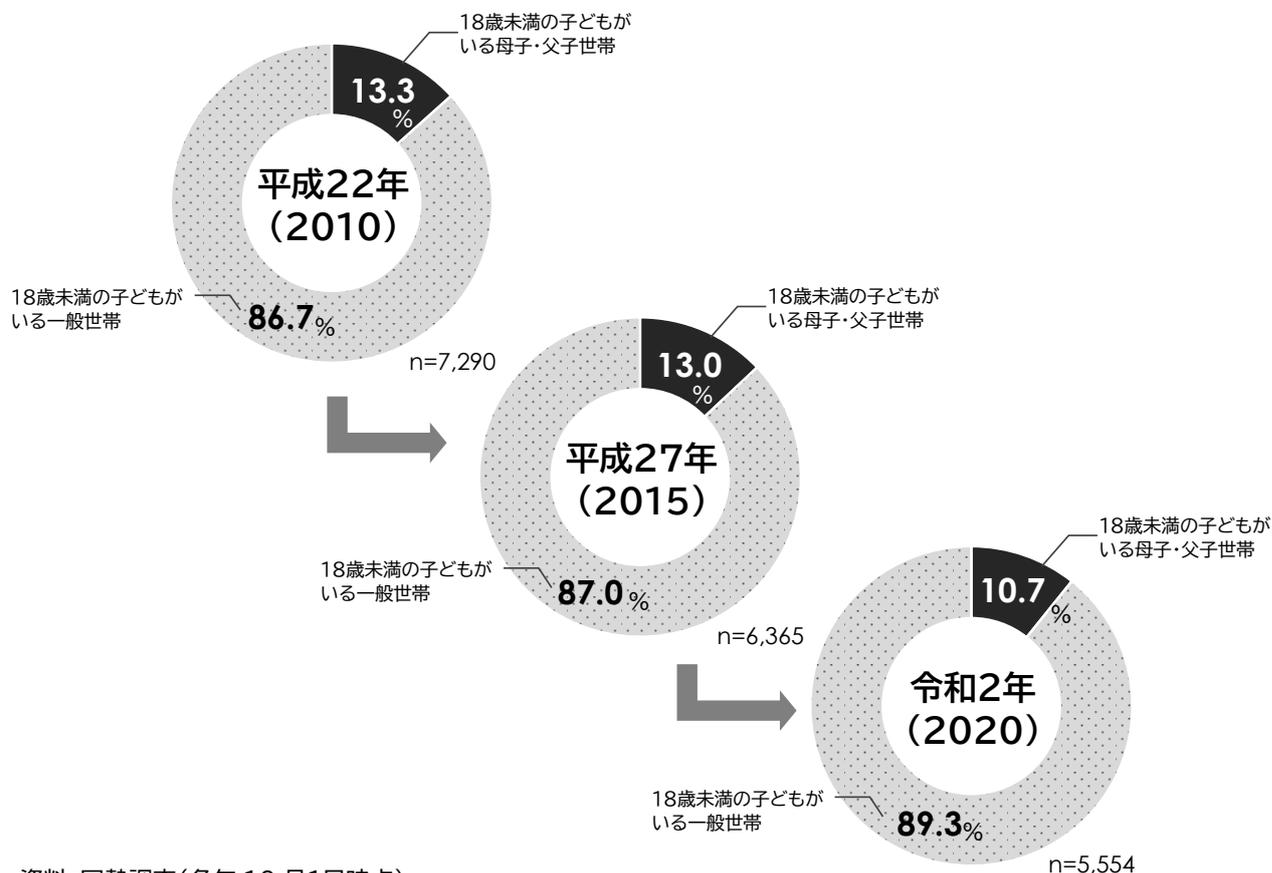
市の18歳未満の子どもがいる母子・父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の推移をみると、平成22（2010）年の970世帯から令和2（2020）年には596世帯に減少しており、その内訳は、母子世帯が515世帯、父子世帯が81世帯となっています。

また、18歳未満の子どもがいる一般世帯に占める母子・父子世帯の割合は、平成22（2010）年が13.3%、平成27（2015）年が13.0%、令和2（2020）年が10.7%と、減少傾向で推移しています。

▼石岡市の18歳未満の子どもがいる母子・父子世帯の推移



▼石岡市の18歳未満の子どもがいる母子・父子世帯割合の推移



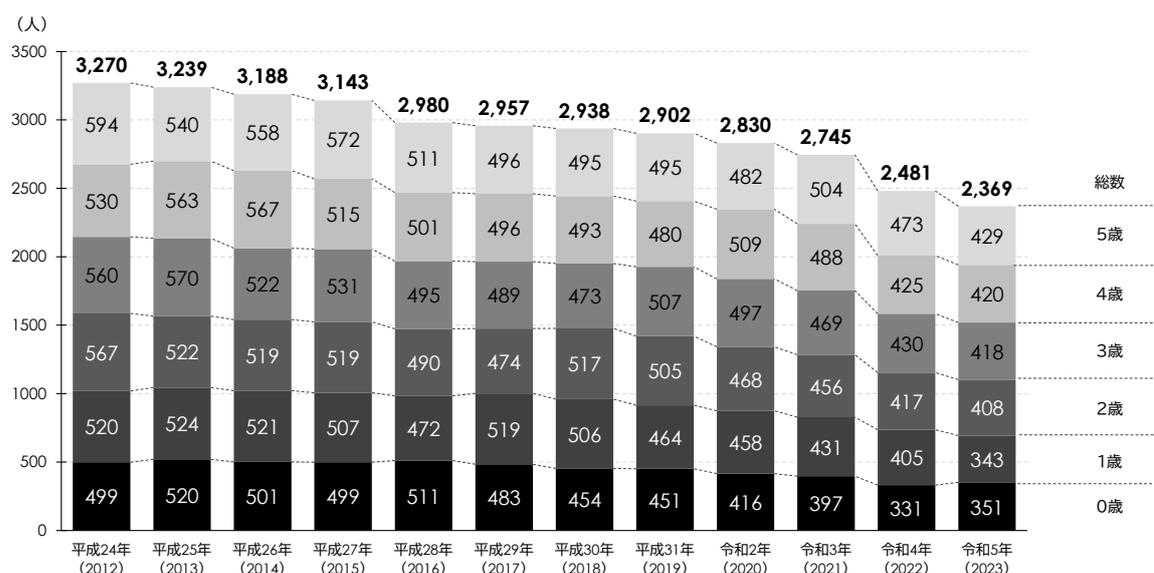
資料：国勢調査(各年10月1日時点)

(8) 児童数の傾向

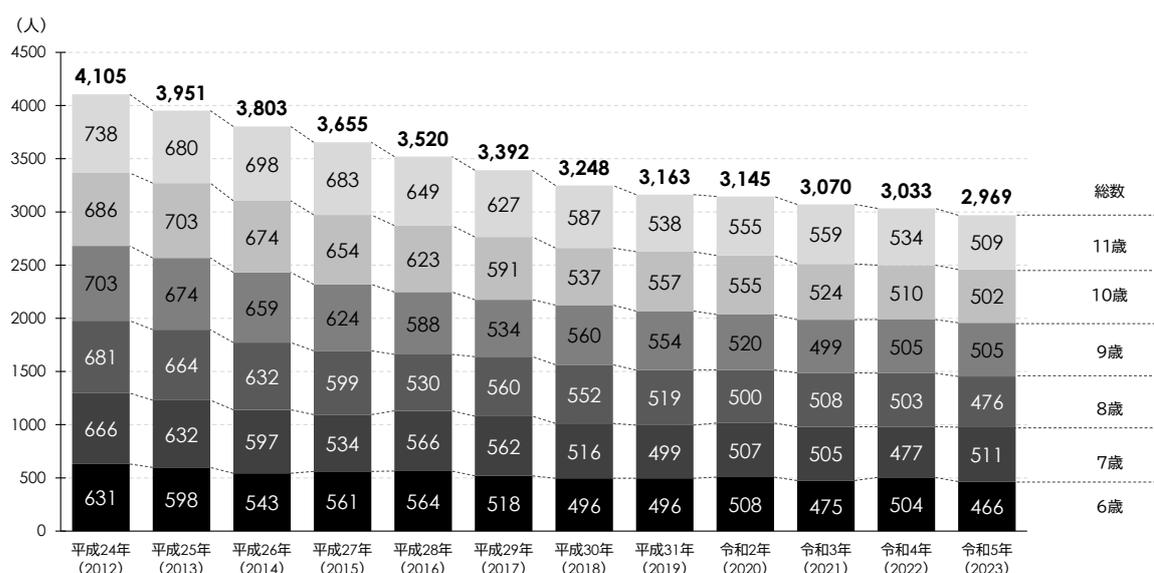
市の0～5歳の児童数は減少傾向で推移しており、平成24（2012）年の3,270人から令和5（2023）年には2,369人まで減っています。

また、6～11歳の児童数も減少傾向で推移しており、平成24（2012）年の4,105人から令和5（2023）年には2,969人まで減っていますが、就学前相当（0～5歳）の児童の数に対して、就学後相当（6～11歳）の児童の数が上回って推移しています。

▼石岡市の年齢別（0～5歳）児童数の推移



▼石岡市の年齢別（6～11歳）児童数の推移



資料：茨城県常住人口調査（各年1月1日時点）

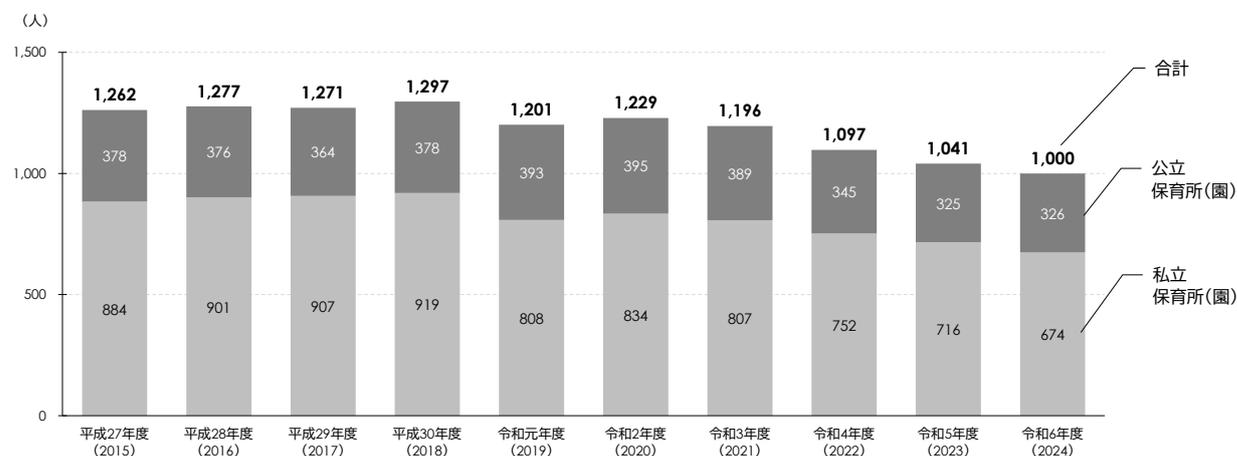
(9) 保育所（園）の傾向

市内の公立保育所（園）は令和2（2020）年度にそれまでの5か所から1か所減って、令和6（2024）年度は4か所となっています。入所（園）児童数は微減傾向で推移しており、令和6（2024）年度は326人となっています。

市内の私立保育所（園）は令和元（2019）年度にそれまでの11か所から1か所、さらに令和5（2023）年度に1か所減って、令和6（2024）年度は9か所となっています。入所（園）児童数は減少傾向で推移しており、令和6（2024）年度は674人となっています。

市内の保育所（園）の入所（園）児童数の合計は、平成27（2015）年度の1,262人からおおむね減少傾向で推移しており、令和6（2024）年度は1,000人となっています。

▼石岡市の保育所（園）の入所（園）児童数の推移



	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
公立 保育所（園） 施設数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
私立 保育所（園） 施設数	11か所	11か所	11か所	11か所	10か所	10か所	10か所	10か所	9か所	9か所

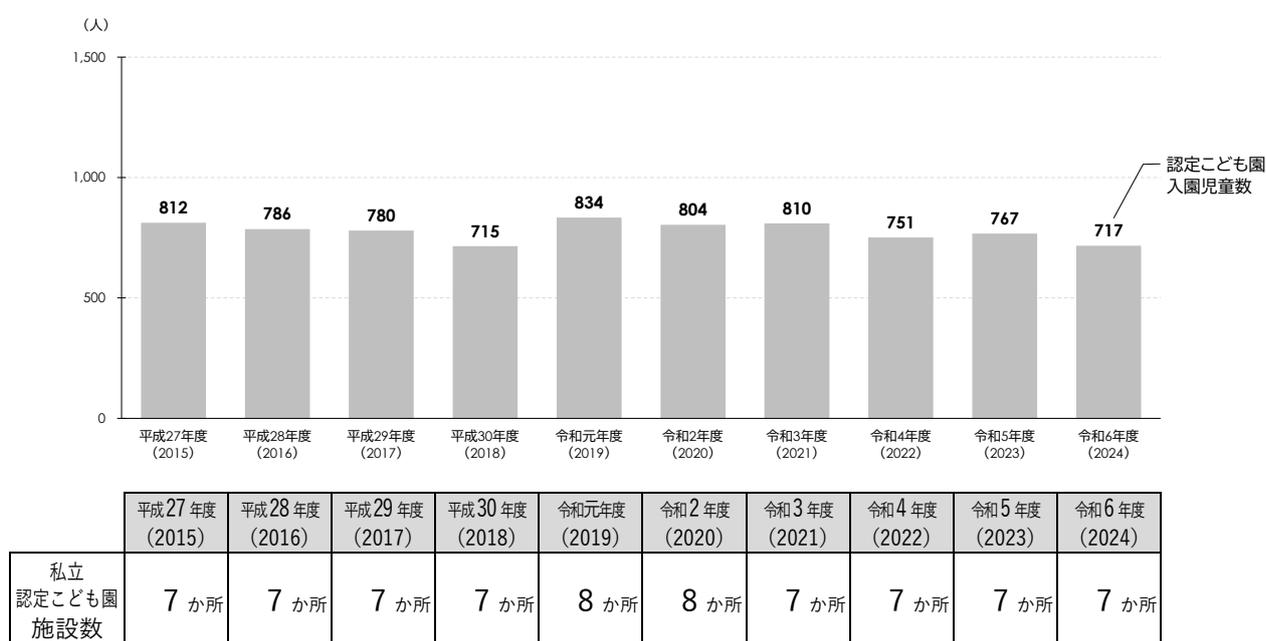
資料：こども未来課（各年度末時点）

(10) 認定こども園の傾向

市内の認定こども園は令和元（2019）年度にそれまでの7か所から1か所増えて8か所となりましたが、令和3（2021）年度には1か所減って、令和6（2024）年度は再び7か所となっています。入園児童数は施設数の変動もあり増減を繰り返しながら推移しており、令和6（2024）年度は717人となっています。

市内の認定こども園の入園児童数の合計も施設数の変動の影響を受け、平成27（2015）年度の812人から増減を繰り返しながら推移し、令和6（2024）年度は717人となっています。

▼石岡市の認定こども園の入園児童数の推移

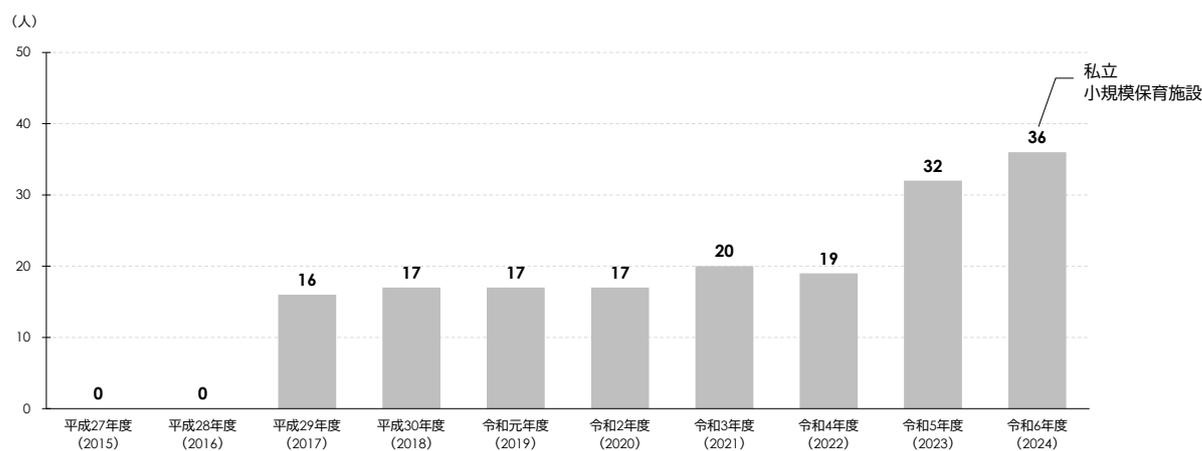


資料：こども未来課（各年度末時点）

(11) 小規模保育施設の傾向

市内の私立小規模保育施設は平成 29（2017）年度に新たに 1 か所開設し、その後、令和 5（2023）年度にも 1 か所増えて、令和 6（2024）年度は 2 か所となっています。入所児童数は増加傾向で推移しており、令和 6（2024）年度は 36 人となっています。

▼石岡市の小規模保育施設の入所児童数の推移



	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
施設数	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所

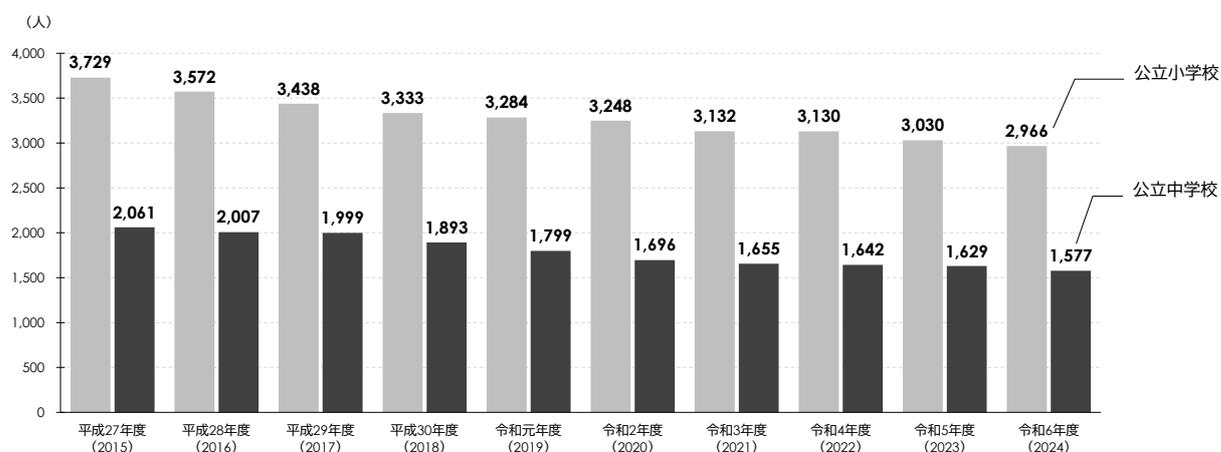
資料：こども未来課（各年度末時点）

(12) 小学校、中学校の児童・生徒数の傾向

市内の公立小学校は令和6（2024）年度にそれまでの19校から4校減って、令和6（2024）年度は15校となっています。児童数は減少傾向で推移しており、令和6（2024）年度は2,966人となっています。

市内の公立中学校は平成30（2018）年度にそれまでの6校から1校減って、令和6（2024）年度は5校となっています。生徒数は減少傾向で推移しており、令和6（2024）年度は1,577人となっています。

▼石岡市の小学校児童数、中学校生徒数の推移



	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
公立 小学校数	19校	19校	19校	19校	19校	19校	19校	19校	19校	15校
公立 中学校数	6校	6校	6校	5校	5校	5校	5校	5校	5校	5校

資料：教育総務課（各年3月末時点）

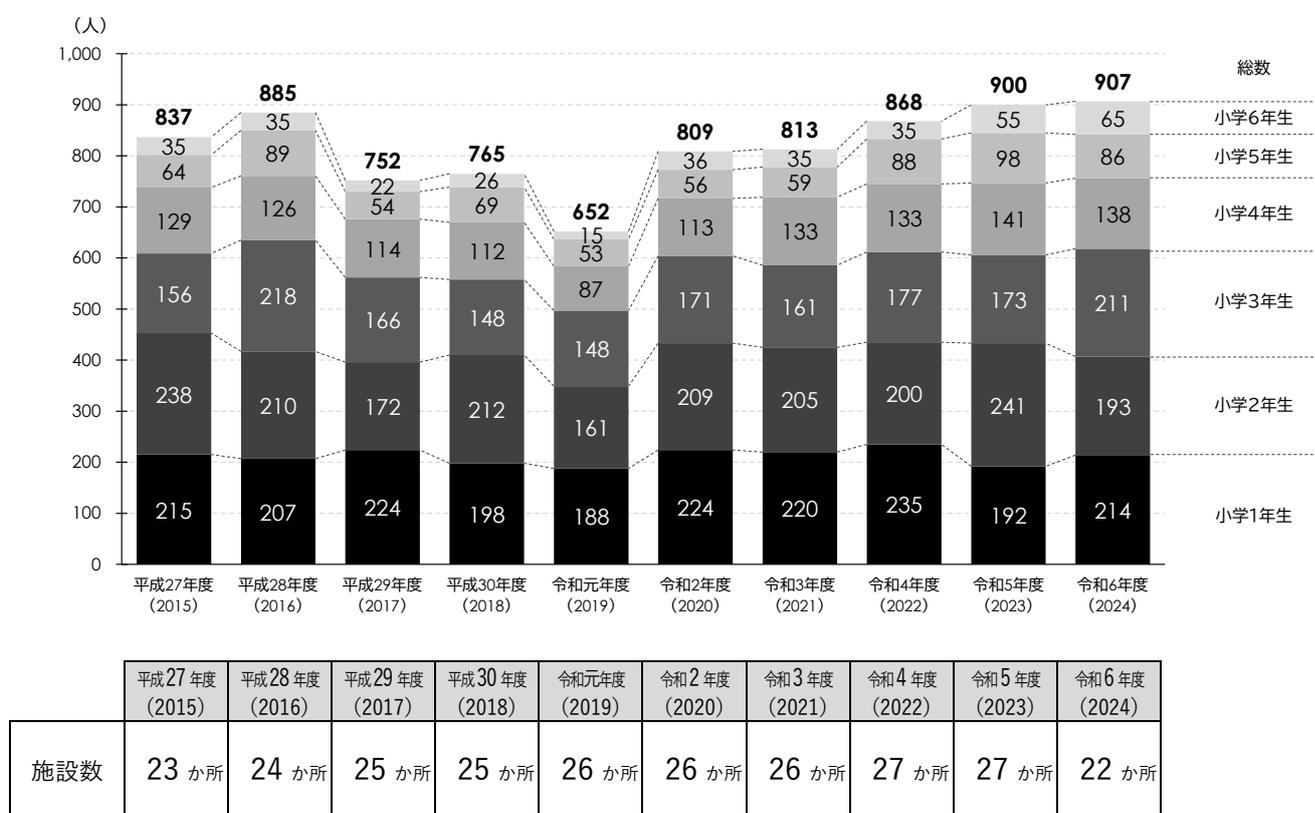
(13) 放課後児童クラブ利用者数の傾向

市内の放課後児童クラブは平成 27（2015）年度の 23 か所から徐々に増え、令和 5（2023）年度には 27 か所となりましたが、令和 6（2024）年度には 5 か所減って 22 か所となっています。

利用者数は令和 2（2020）年度以降はおおむね増加傾向で推移しています。

『（参考）学年別人口における放課後児童クラブ利用者割合の推移』をみると、低学年（1～3年生）は増減が大きいですが一一定数の利用割合があり、高学年（4～6年生）は増加傾向が顕著にみられます。

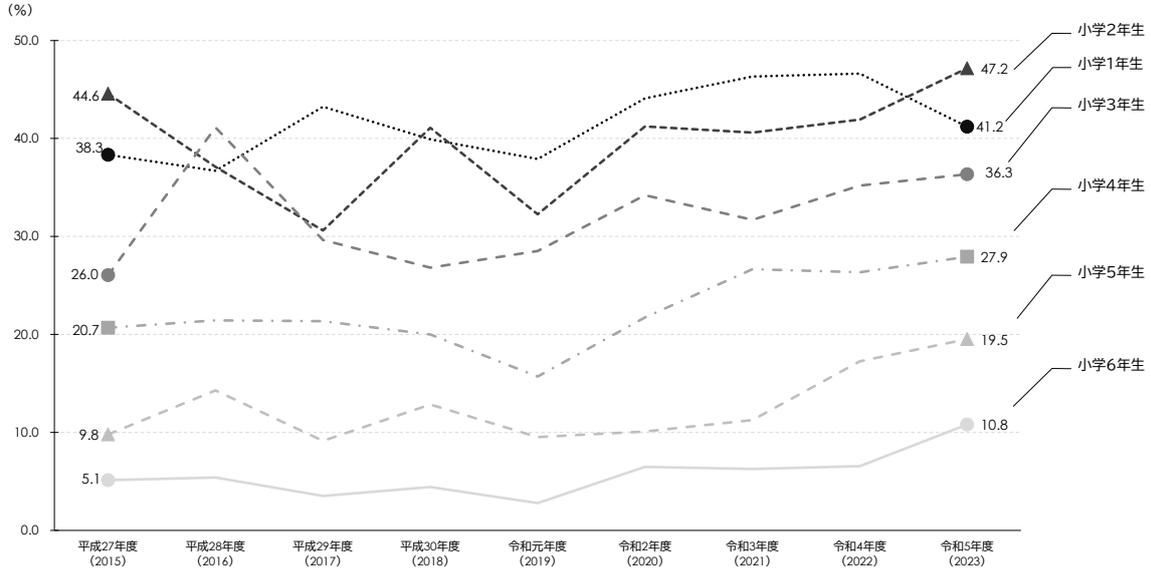
▼石岡市の学年別放課後児童クラブ利用者数の推移



資料：生涯学習課

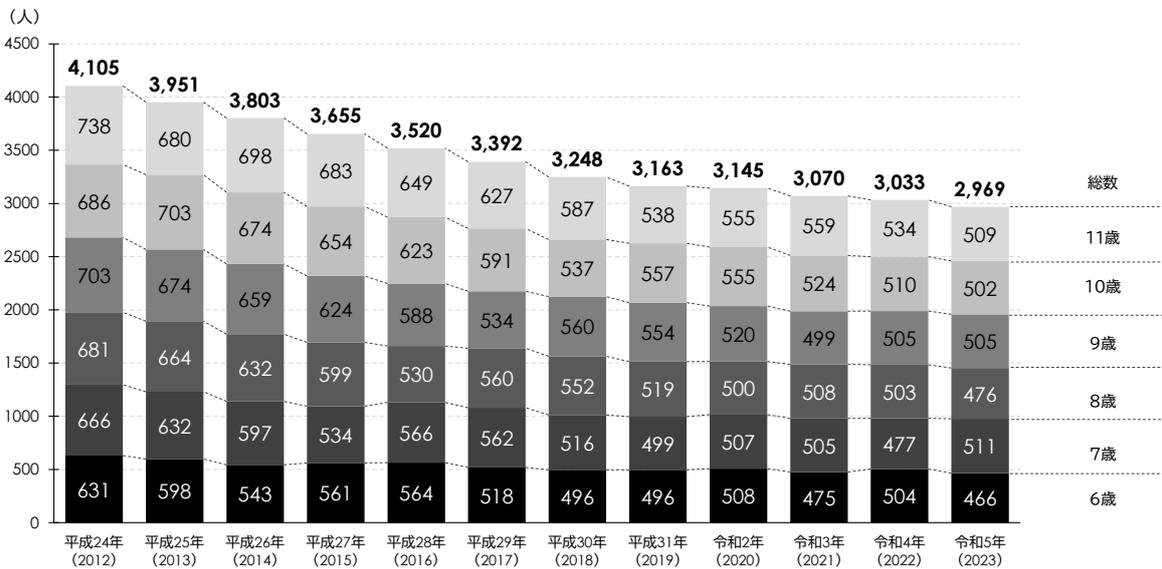
(参考)学年別人口における放課後児童クラブ利用者割合の推移

▼石岡市の放課後児童クラブ利用者割合（学年別）の推移



注) グラフの数値は、前ページの放課後児童クラブ利用者数（学年別）を下の年齢別（6～11歳）人口で除した割合。今後、学年別児童数で除した割合に差し替え予定

▼石岡市の年齢別（6～11歳）人口の推移



資料：茨城県常住人口調査（各年1月1日時点）

3

子ども・子育て支援に関する市民ニーズ

(1) 調査概要

①調査の目的

本調査は、本計画（令和7（2025）年度～令和11（2029）年度）の策定を進めるにあたり、子育て家庭の生活状況や市の施策に対する、保護者の意見・要望を計画に反映させるため実施しました。

②調査の方法

- 調査対象：市内在住の小学校就学前のお子さんがある世帯の方 1,500 人及び小学生のお子さんがある世帯の方 1,000 人
- 抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出
- 調査期間：令和6年3月16日（土）から3月31日（日）まで
- 調査方法：郵送による配布・回収及びWEB回答を併用
- 配布・回収状況：

	配布数	有効回答数	有効回答率	うち WEB回答数	WEB回答率
就学前児童世帯 調査	1,500 票	730 票	48.7%	262 票	35.9%
小学生世帯調査	1,000 票	477 票	47.7%	165 票	34.6%

※以降、調査結果内では、グラフ等のタイトルに就学前児童世帯を「就学前児童」、小学生世帯を「小学生」と表記します。

(2) 調査結果

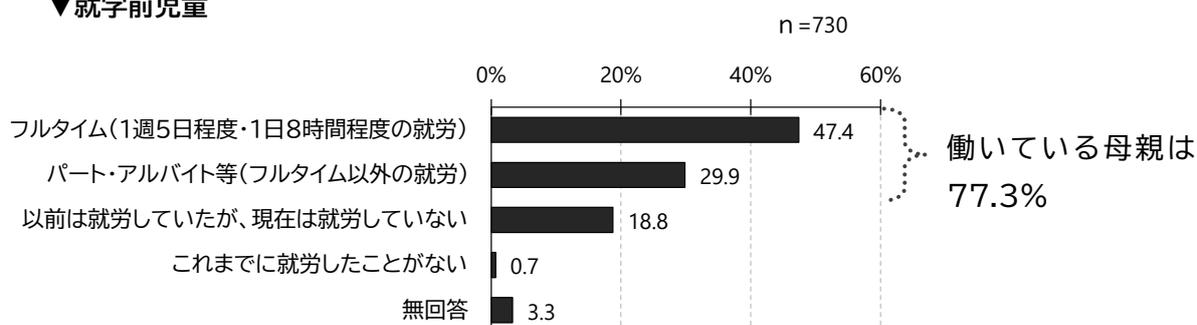
①母親の就労状況

母親の就労形態について、就学前児童保護者は「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が47.4%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が29.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が18.8%となっています。

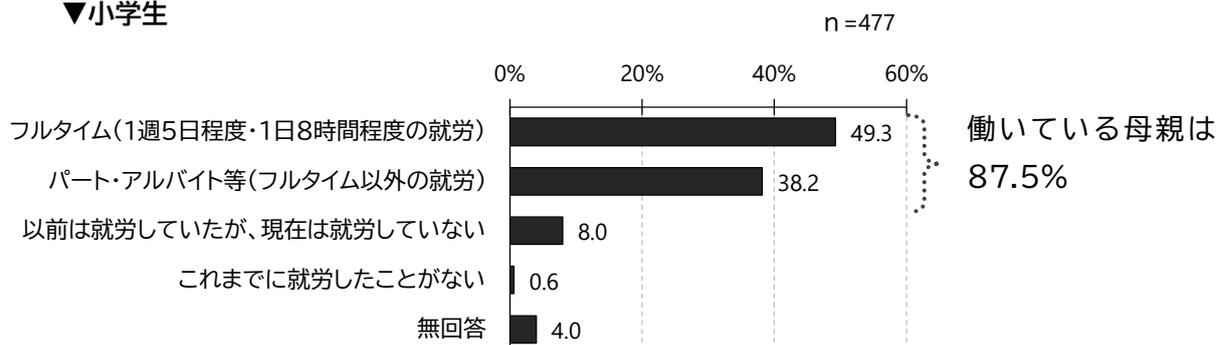
小学生保護者は「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が49.3%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が38.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が8.0%となっています。

『前々回（H25）、前回（H30）調査結果との比較』をみると、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が前々回、前回調査結果から増加傾向で推移しています。

▼就学前児童

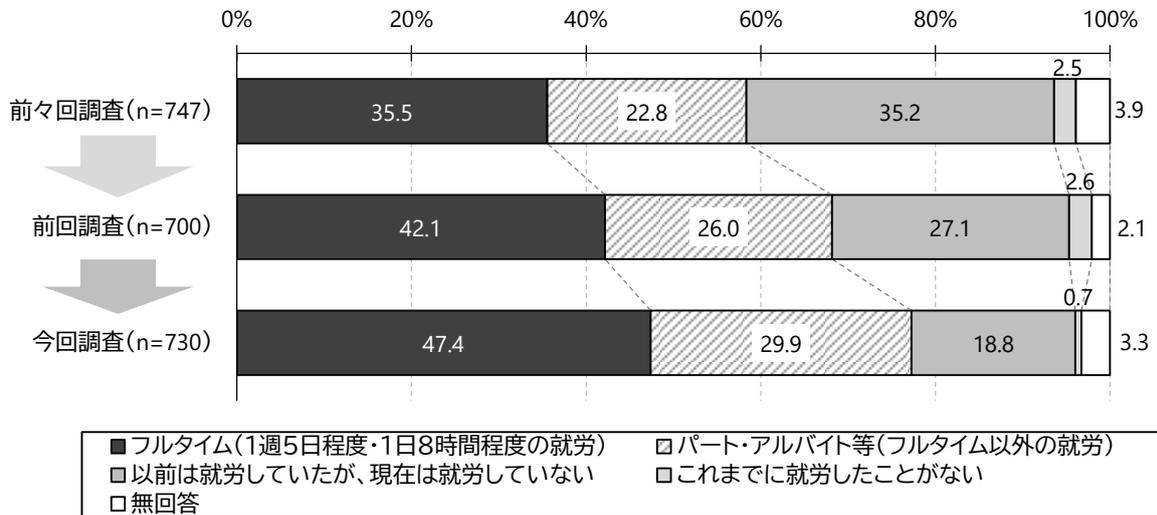


▼小学生

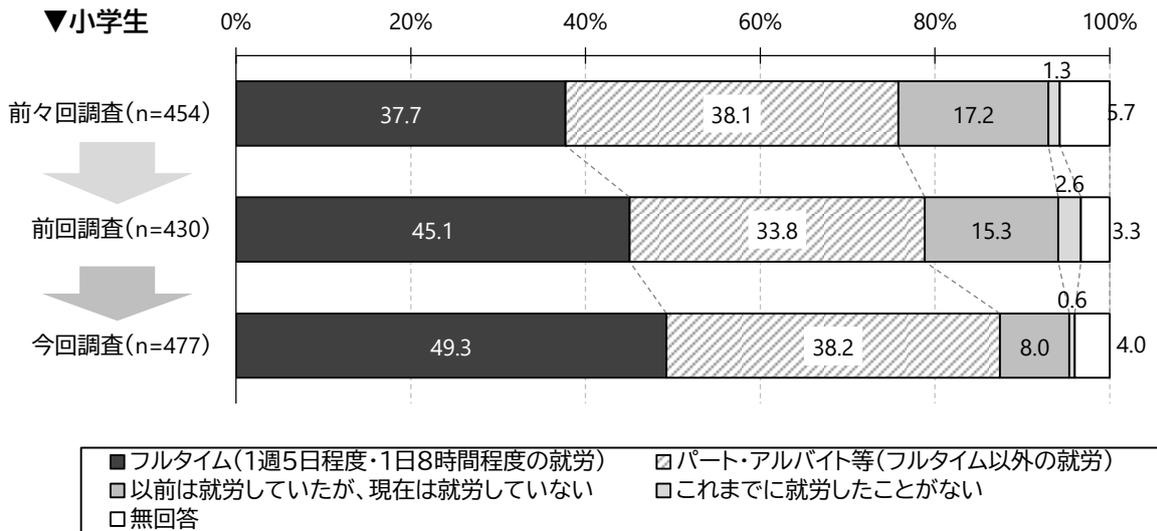


(参考)前々回(H25)、前回(H30)調査結果との比較

▼就学前児童



▼小学生



注) 前回の調査内容と異なる部分が多く厳密には統計上比較することはできませんが、参考として掲載

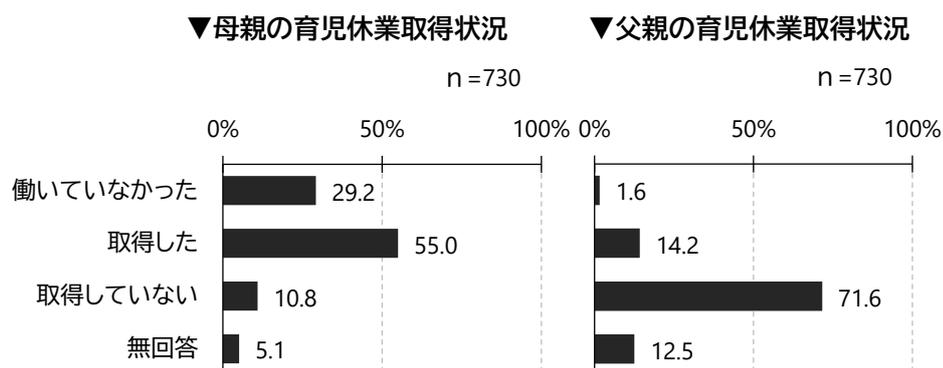
注) 前回調査の選択肢では、フルタイム就労及びパート・アルバイト等の場合、各選択肢が「育休・介護休業中ではない」と「育休・介護休業中である」の2種類に分かれていましたが、本比較では、今回調査に合わせて前回調査の選択肢「育休・介護休業中である」をそれぞれ、フルタイム就労及びパート・アルバイト等に合算した割合で表記

②育児休業の取得状況<就学前児童のみ>

育児休業制度利用の有無について、母親は「取得した」（「取得した」と「現在取得中である」を足した割合）が55.0%と最も多く、次いで「働いていなかった」が29.2%、「取得していない」が10.8%となっています。

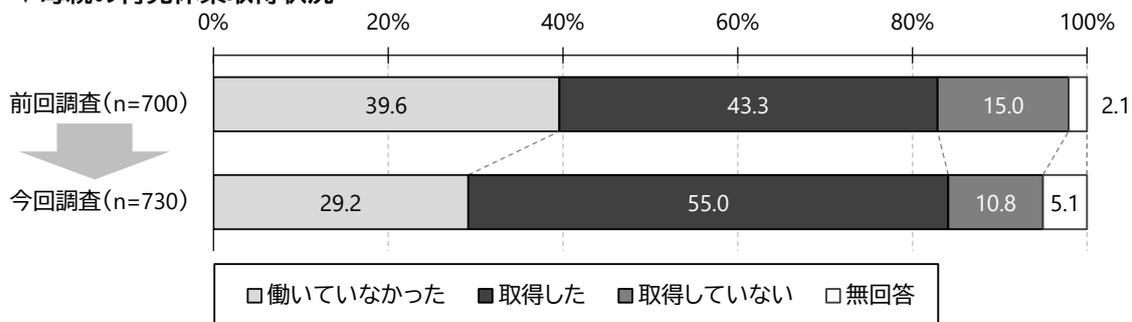
父親は「取得していない」が71.6%と最も多く、次いで「取得した」（「取得した」と「現在取得中である」を足した割合）が14.2%、「働いていなかった」が1.6%となっています。

『前回（H30）調査結果との比較』をみると、「育児休業を取得した」は母親、父親とも約1割増加しています。

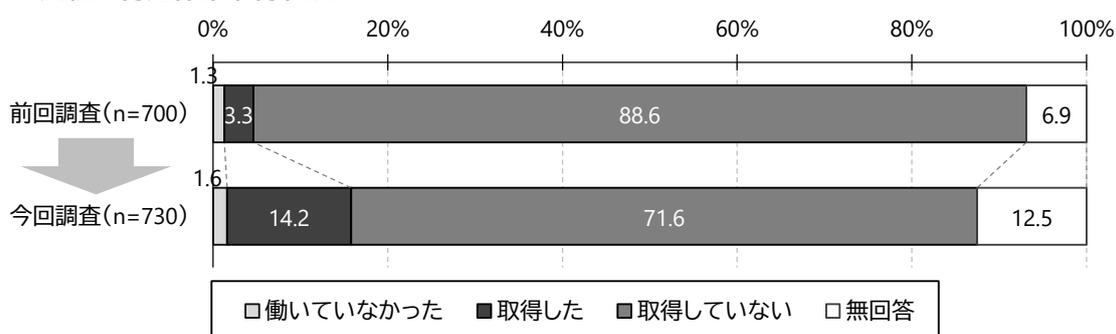


(参考)前回(H30)調査結果との比較

▼母親の育児休業取得状況



▼父親の育児休業取得状況



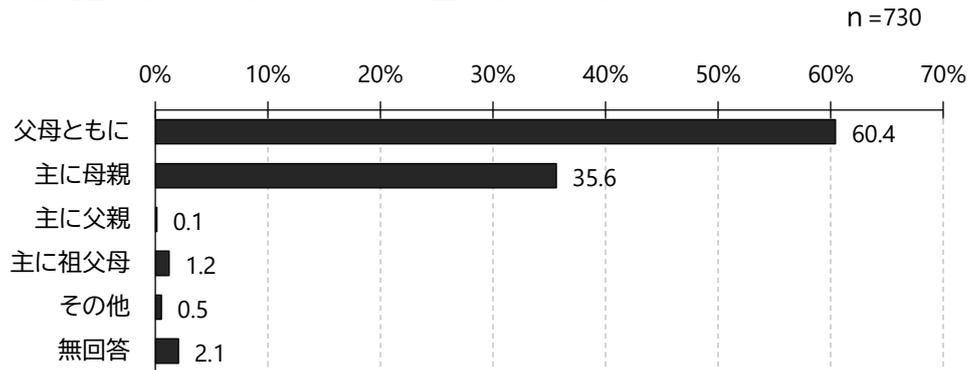
注) 前回調査結果に合わせて、「取得した」と「現在取得中である」を足した割合で表記。

③子育て（教育を含む）を主に行っている人<就学前児童のみ>

教育を含む子育てを主に行っている人について、「父母ともに」が60.4%と最も多く、次いで「主に母親」が35.6%、「主に祖父母」が1.2%となっています。

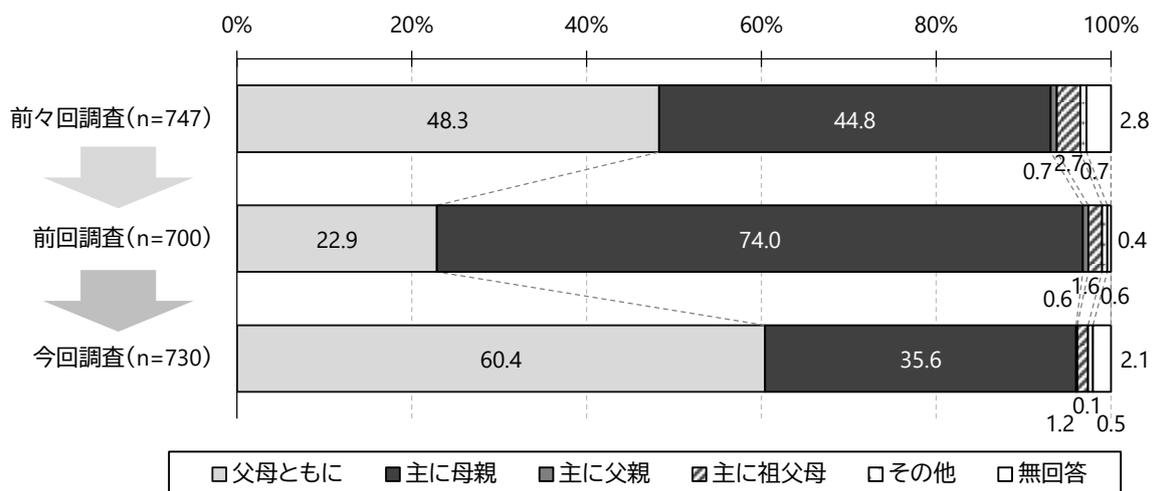
『前々回（H25）、前回（H30）調査結果との比較』をみると、「父母ともに」は前々回調査が48.3%、前回調査は22.9%で、今回調査の60.4%は、前々回調査及び前回調査と比べ1割～3割以上の増加となっています。

▼就学前児童 子育て（教育を含む）を主に行っている人



(参考)前々回(H25)、前回(H30)調査結果との比較

▼就学前児童 子育て（教育を含む）を主に行っている人

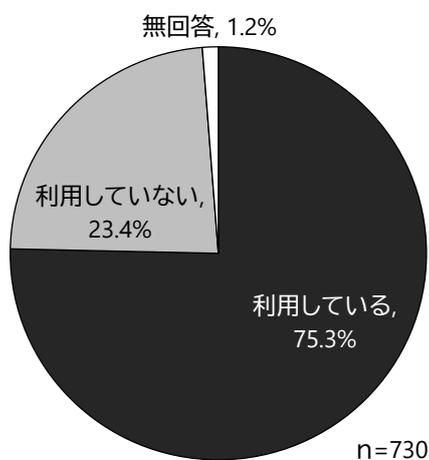


④「定期的な」教育・保育の利用状況<就学前児童のみ>

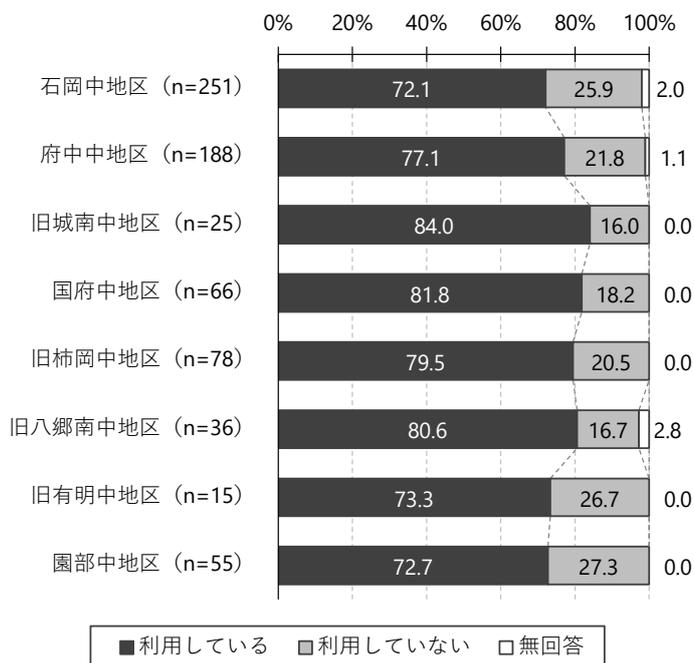
保育所（園）や認定こども園などの教育・保育の利用の有無について、「利用している」が75.3%で、地区別にみると、「旧城南中地区」が84.0%で最も多く、次いで「国府中地区」が81.8%、「旧八郷南中地区」が80.6%となっています。

『前々回（H25）、前回（H30）調査結果との比較』をみると、「利用している」は前々回調査が62.0%、前回調査は68.4%で、今回調査が75.3%であることから、増加傾向となっています。

▼就学前児童 「定期的な」教育・保育の利用状況

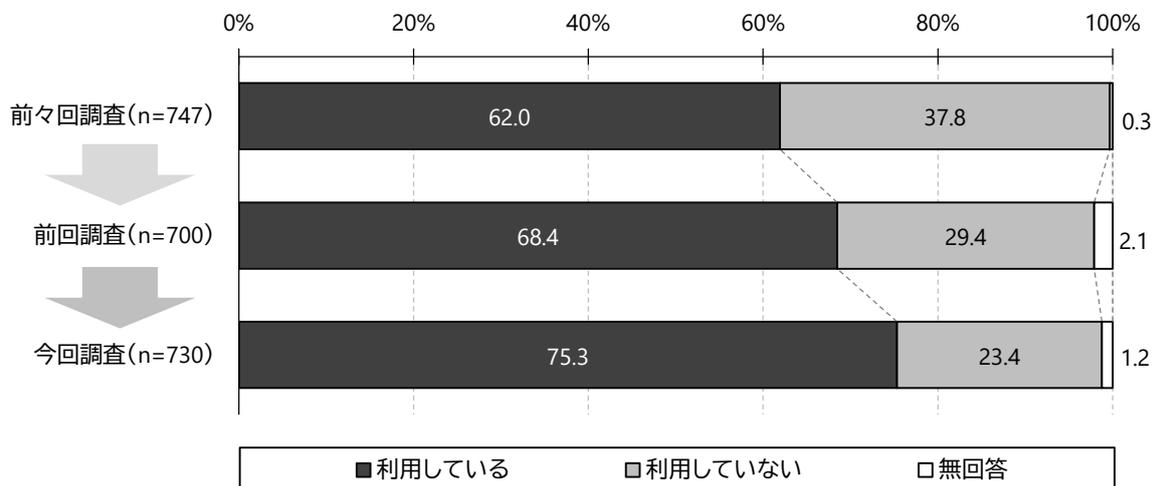


▼地区別クロス集計



(参考)前々回(H25)、前回(H30)調査結果との比較

▼就学前児童 「定期的な」教育・保育の利用状況

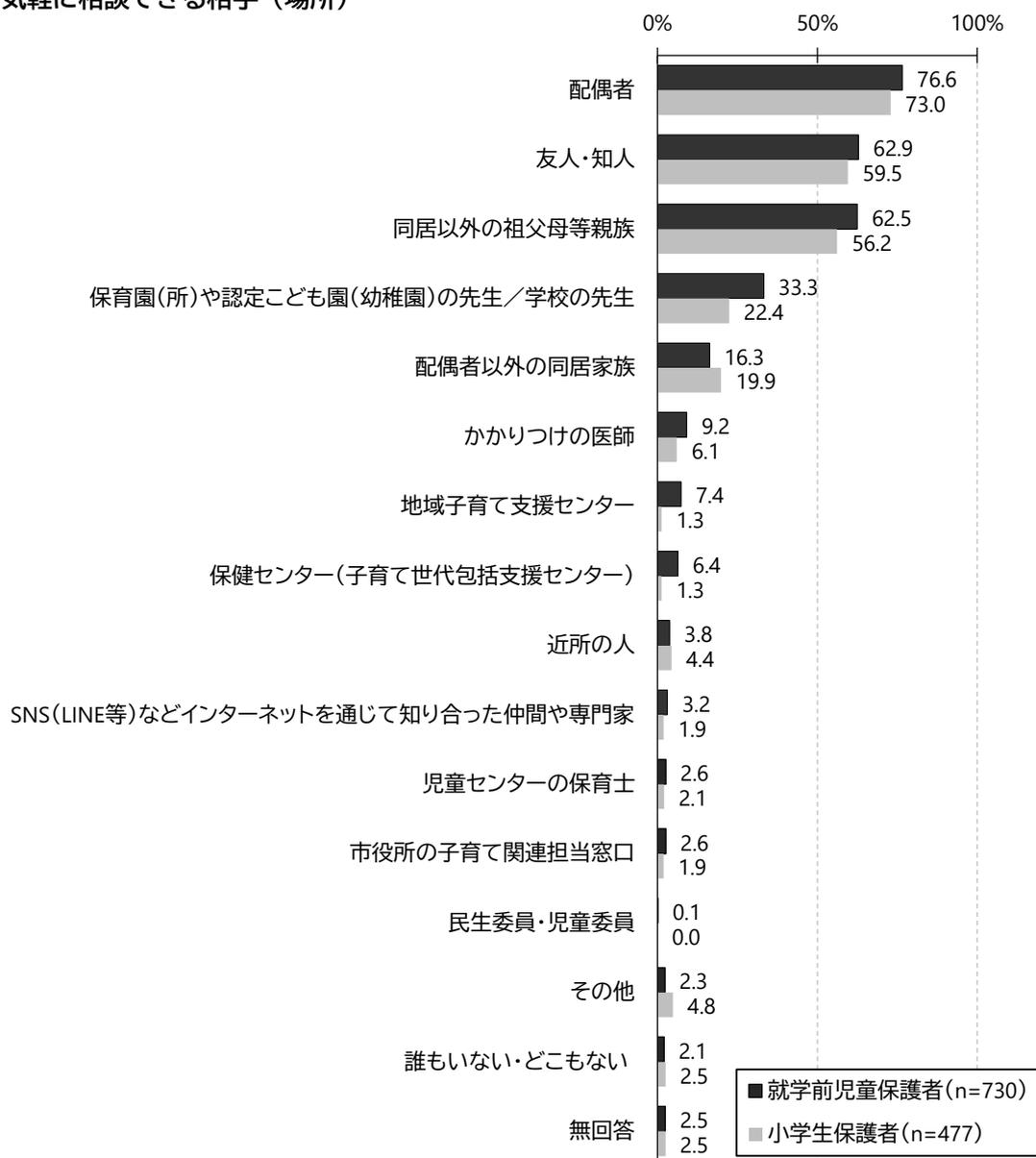


⑤気軽に相談できる相手（場所）

気軽に相談できる先をみると、就学前児童保護者は「配偶者」が76.6%と最も多く、次いで「友人・知人」が62.9%、「同居以外の祖父母等親族」が62.5%となっています。

小学生保護者も同様に「配偶者」が73.0%と最も多く、次いで「友人・知人」が59.5%、「同居以外の祖父母等親族」が56.2%となっています。

▼気軽に相談できる相手（場所）

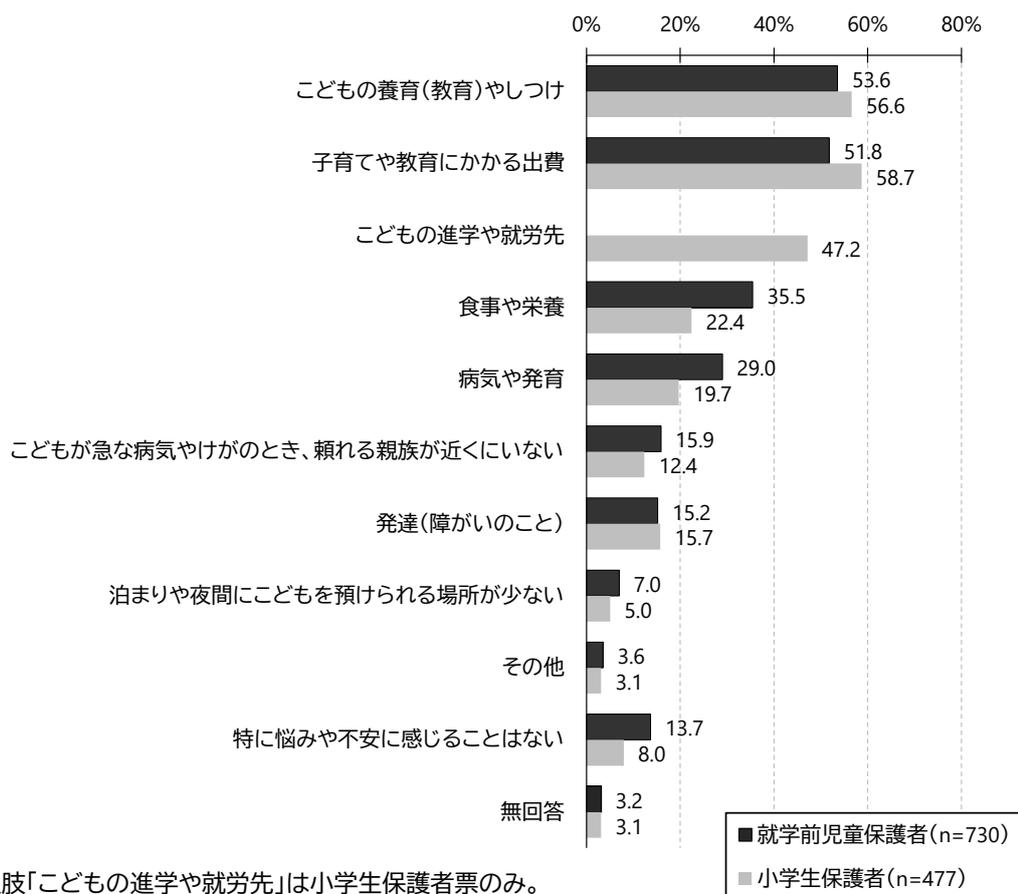


⑥子育てで日頃悩んでいることや不安に感じること

子育てで日頃悩んでいることや不安に感じることについて、就学前児童保護者は「こどもの養育やしつけ」が53.6%と最も多く、次いで「子育てや教育にかかる出費」が51.8%、「食事や栄養」が35.5%となっています。

小学生保護者は「子育てや教育にかかる出費」が58.7%と最も多く、次いで「こどもの教育やしつけ」が56.6%、「こどもの進学や就労先」が47.2%となっています。

▼子育てで日頃悩んでいることや不安に感じること

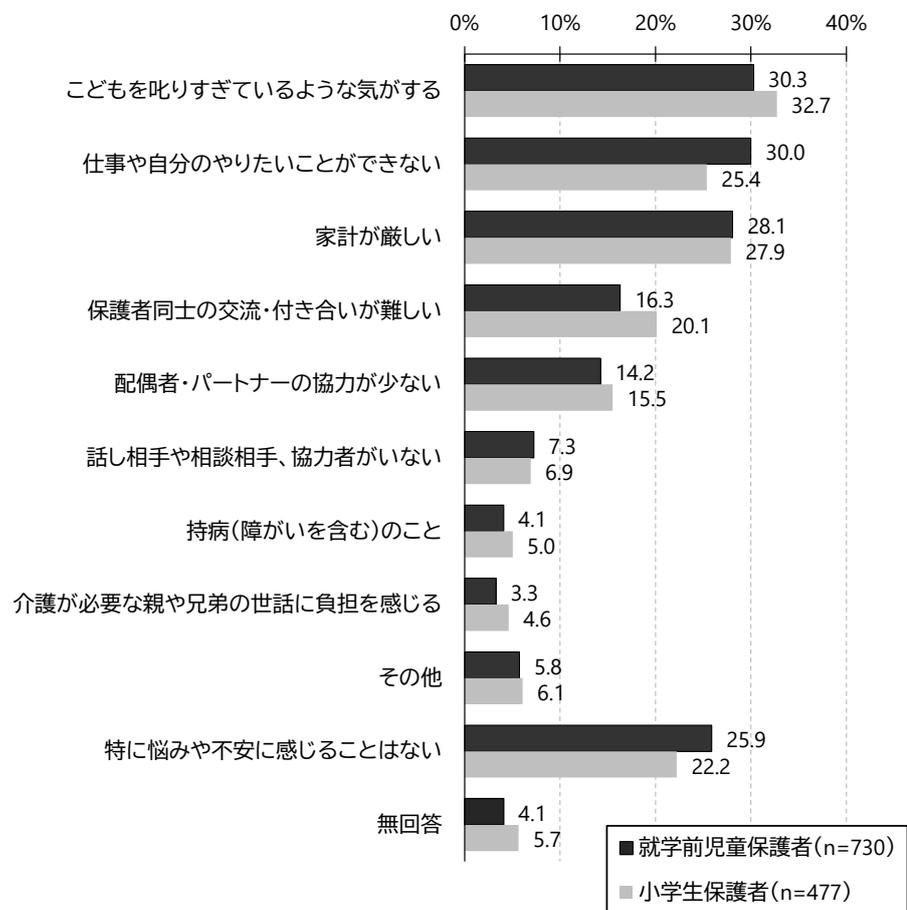


⑦子育て以外で日頃悩んでいることや不安に感じること

子育て以外で主に保護者が日頃悩んでいることや不安に感じることにについて、就学前児童保護者は「こどもを叱りすぎているような気がする」が30.3%と最も多く、次いで「仕事や自分のやりたいことができない」が30.0%、「家計が厳しい」が28.1%となっています。

小学生保護者も「こどもを叱りすぎているような気がする」が32.7%と最も多く、次いで「家計が厳しい」が27.9%、「仕事や自分のやりたいことができない」が25.4%となっています。

▼子育て以外で日頃悩んでいることや不安に感じること



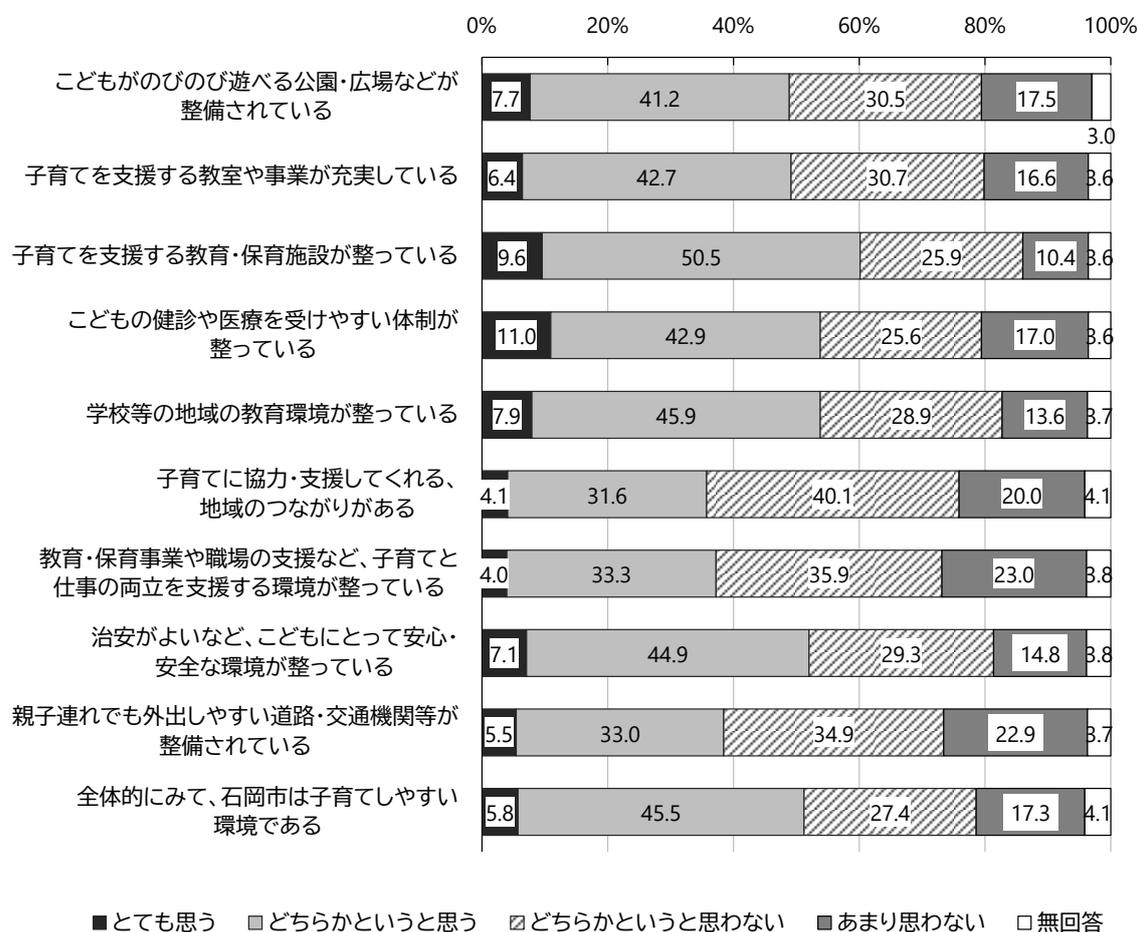
⑧現在の石岡市の子育て環境について

石岡市での子育て環境について、就学前児童保護者では「とても思う」「どちらかというと思う」との回答が多いものは順に「子育てを支援する教育・保育施設が整っている」が60.1%、「こどもの健診や医療を受けやすい体制が整っている」が53.9%、「学校等の地域の教育環境が整っている」が53.8%となっています。

小学生では「とても思う」「どちらかというと思う」との回答が多いものは順に「学校等の地域の教育環境が整っている」が55.2%、「子育てを支援する教育・保育施設が整っている」が51.2%、「治安がよいなど、こどもにとって安心・安全な環境が整っている」が50.3%となっています。

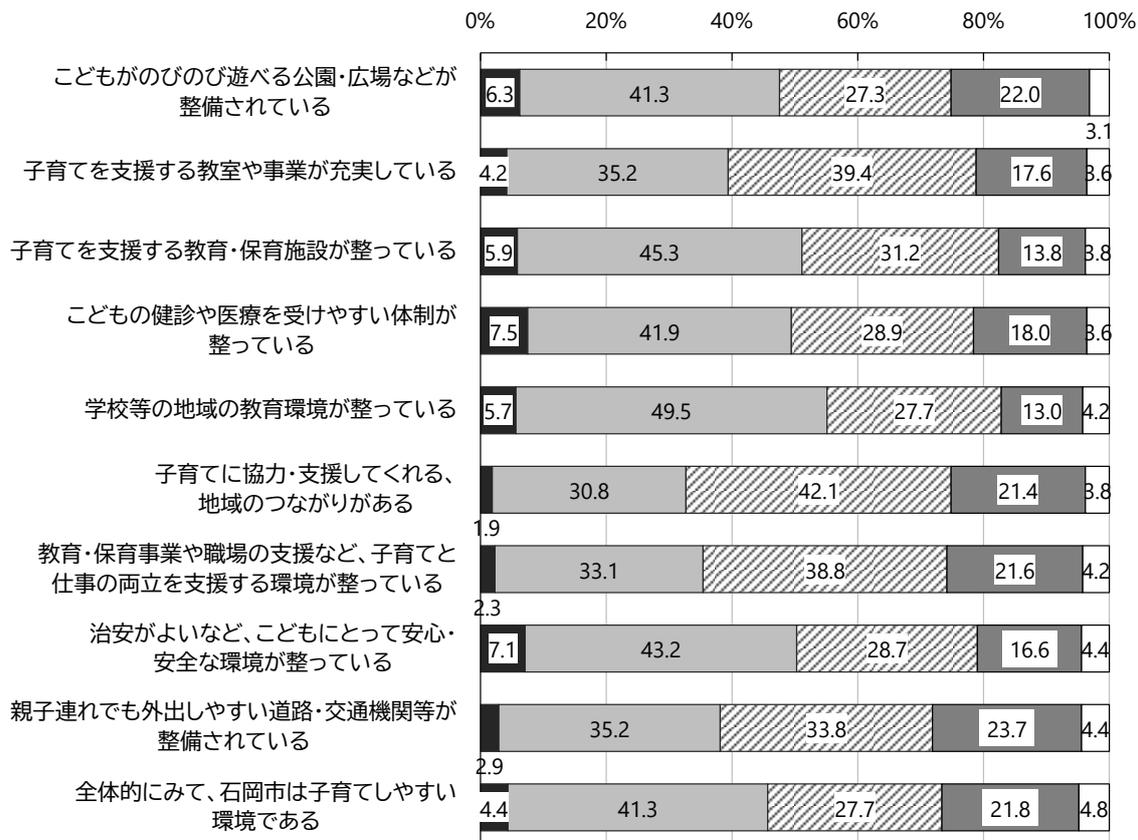
▼就学前児童 現在の石岡市の子育て環境について

(n=730)



▼小学生 現在の石岡市の子育て環境について

(n=477)



■とても思う □どちらかと思う ▨どちらかというと思わない ■あまり思わない □無回答

⑨低所得層の割合

本調査では、家庭の所得状況を把握し、国の基準に基づいて「低所得層」、「低所得層以外」とし、「低所得層」の実態や悩み、困りごと等を把握することを目的とした集計を行いました。

国の基準は、厚生労働省が公表した『2022（令和4）年国民生活基礎調査』で算出された貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）の127万円であり、本調査でも同様の値を基に世帯人数ごとに再計算し、各値を下回る層を低所得層、それ以外の層を低所得層以外としています。

なお、本調査の方法と厚生労働省による国民生活基礎調査は対象や規模、手法が異なるため、単純に比較することはできません。

以下の集計結果では、便宜上、貧困線を下回る「低所得層」をA層、「低所得層以外」をB層として表しています。

▼就学前児童 区分ごとの該当数及び割合

就学前児童保護者票		
区分	該当数	割合
A層“低所得層”（中央値の2分の1未満）	59	8.1%
B層“低所得層以外”（中央値の2分の1以上）	537	73.5%
不詳*	134	18.4%
合計	730	100.0%

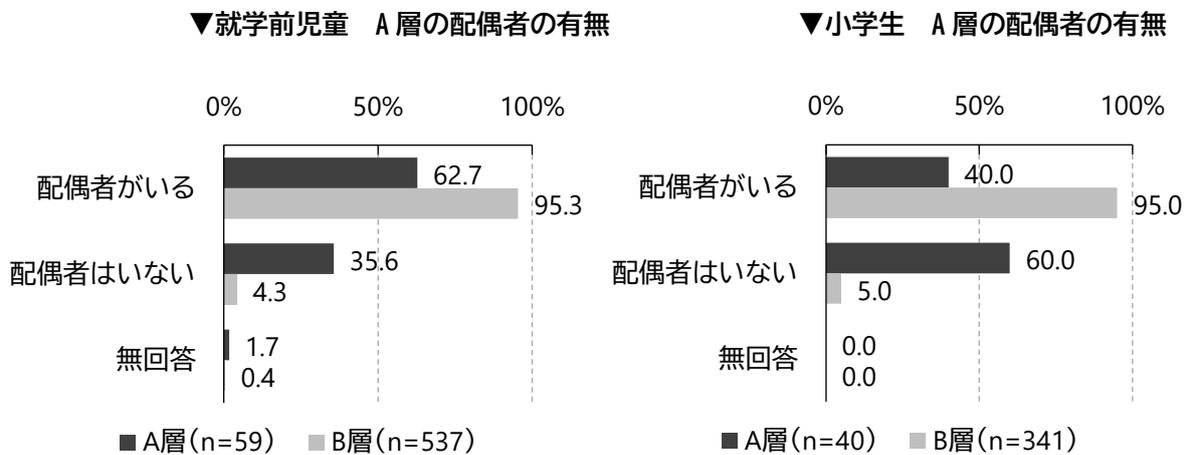
▼小学生 区分ごとの該当数及び割合

小学生保護者票		
区分	該当数	割合
A層“低所得層”（中央値の2分の1未満）	40	8.4%
B層“低所得層以外”（中央値の2分の1以上）	341	71.5%
不詳*	96	20.1%
合計	477	100.0%

※不詳は、世帯所得に関する設問で「無回答」だったため、A層、B層のどちらにも該当しない対象です。

⑩A層（低所得層）の配偶者の有無

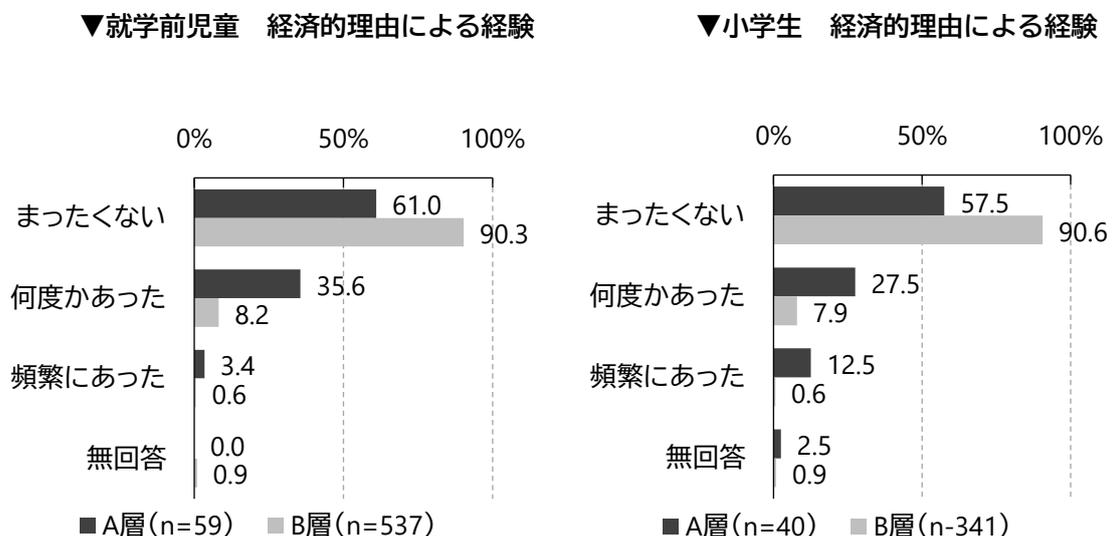
A層の配偶者の有無について、「配偶者はいない」と回答している割合は、就学前児童保護者票では35.6%、小学生保護者票では60.0%となっています。



⑪A層（低所得層）の経済的な理由による経験

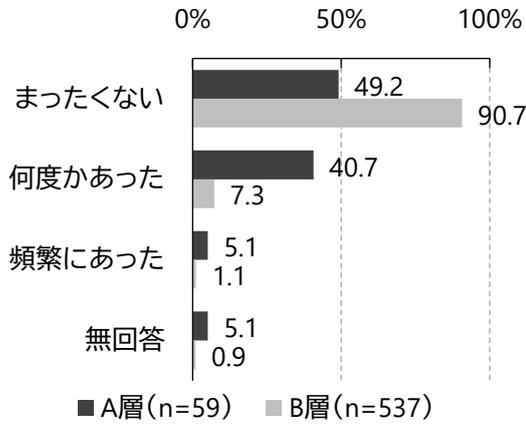
過去1年間の経済的な理由による経験について、A層をみると、就学前児童保護者票、小学生保護者票ともに全ての項目で「まったくない」が最も多くなっていますが、B層の「まったくない」は全ての項目で9割以上であるのに対し、A層は「必要な食料が買えなかった」と「必要な衣類が買えなかった」では5から6割程度、「電気・ガス・水道料金の滞納」は7割程度と少なくなっています。

必要な食料が買えなかった

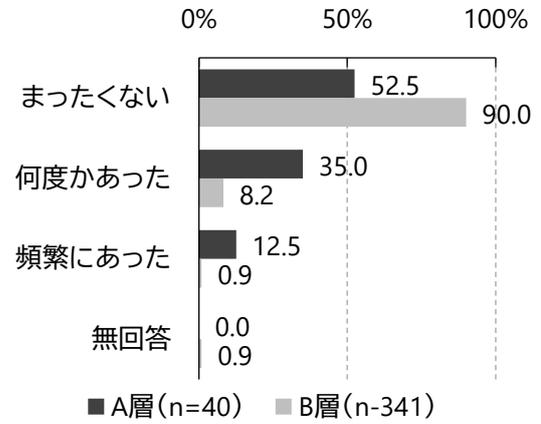


必要な衣類が買えなかった

▼就学前児童 経済的理由による経験

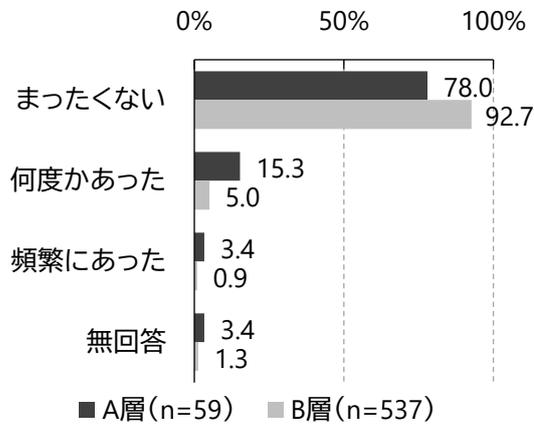


▼小学生 経済的理由による経験

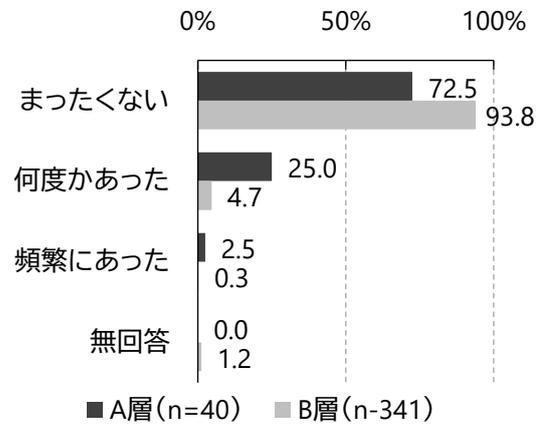


電気・ガス・水道料金の滞納

▼就学前児童 経済的理由による経験



▼小学生 経済的理由による経験

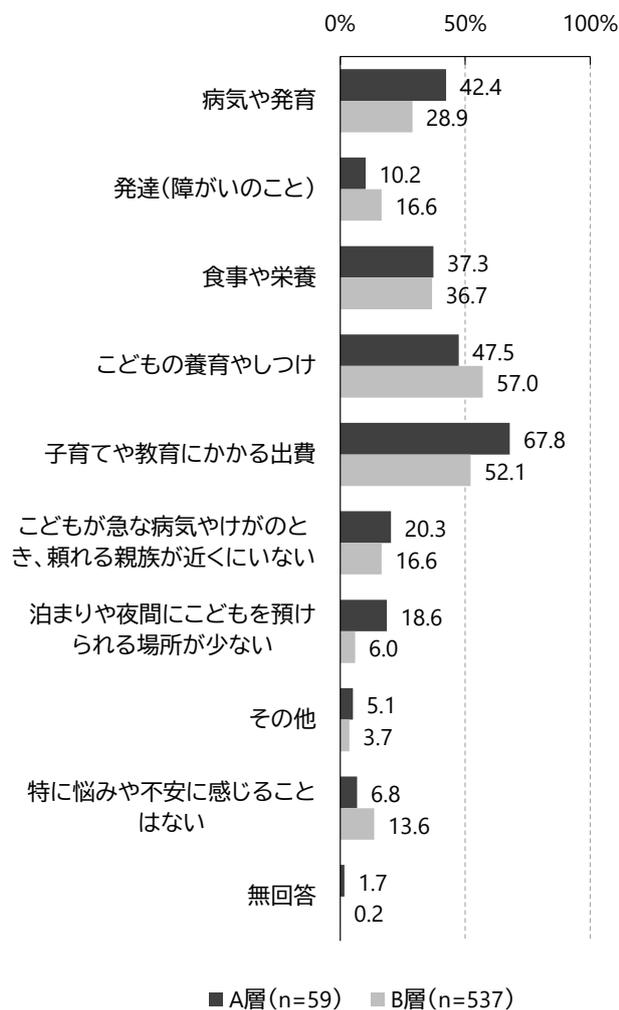


⑫A層（低所得層）の子育てで日頃悩んでいることや不安に感じること

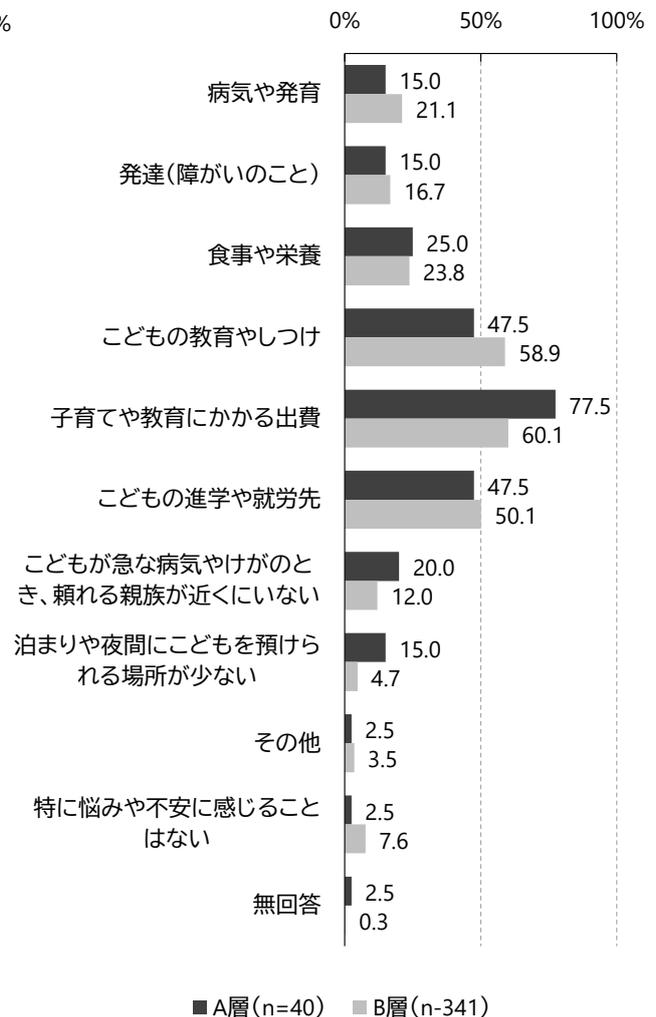
子育てで日頃悩んでいることや不安に感じることについて、A層をみると、就学前児童保護者票、小学生保護者票ともに「子育てや教育にかかる出費」が最も多くなっています。

また、B層では「子育てや教育にかかる出費」のほかにも「こどもの養育（教育）やしつけ」が同程度で多くなっているのに対し、A層では「子育てや教育にかかる出費」がほかと大きな差をつけて1位の項目となっています。

▼就学前児童 子育ての悩みや不安



▼小学生 子育ての悩みや不安



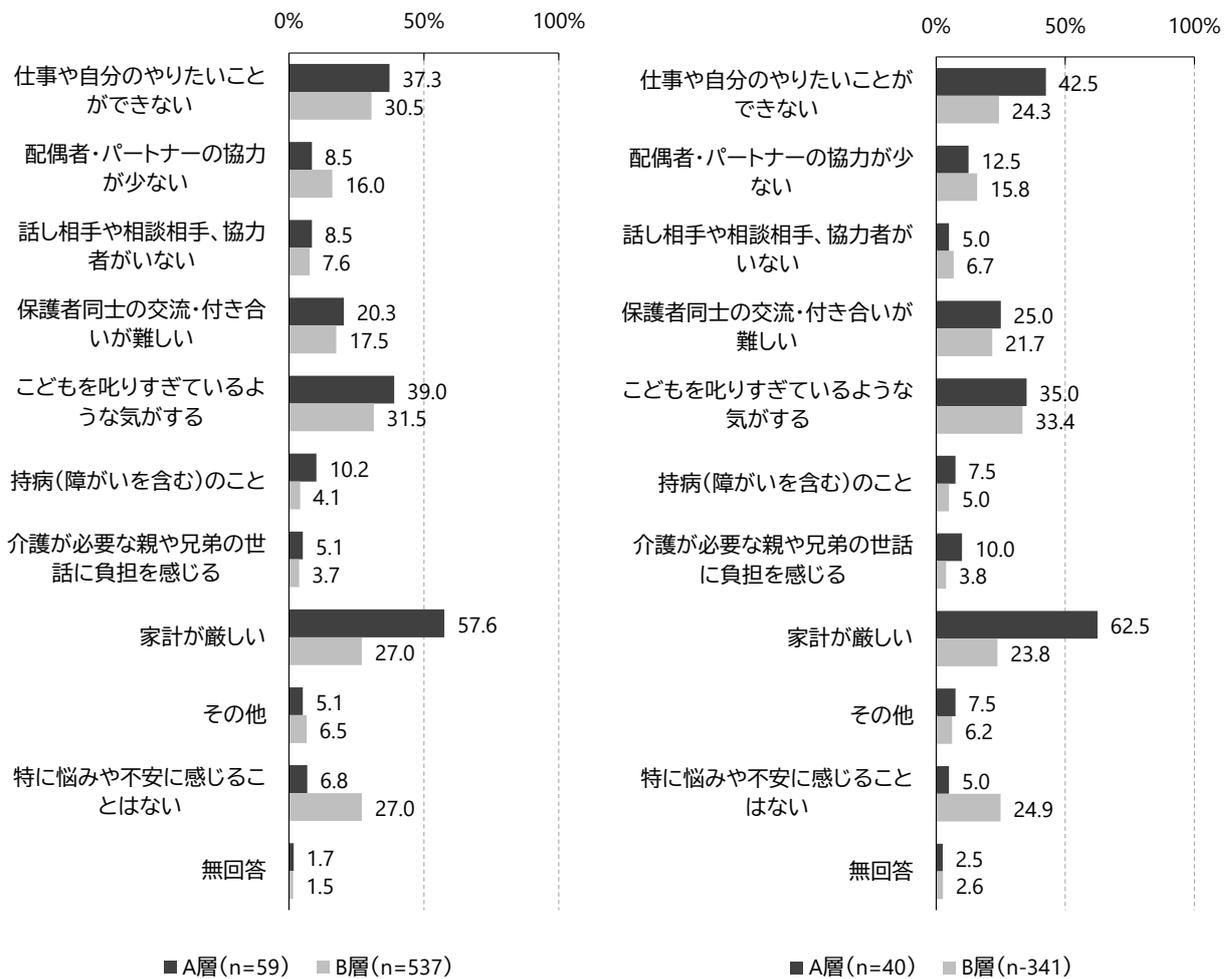
⑬A層（低所得層）の子育て以外で日頃悩んでいることや不安に感じること

子育て以外で日頃悩んでいることや不安に感じるについて、A層をみると、就学前児童保護者票、小学生保護者票ともに「家計が厳しい」が最も多くなっており、B層と比べると就学前児童保護者票では30.6ポイント、小学生保護者票では38.7ポイント多くなっています。

また、小学生保護者票では「仕事や自分のやりたいことができない」もB層より18.2ポイント多くなっています。

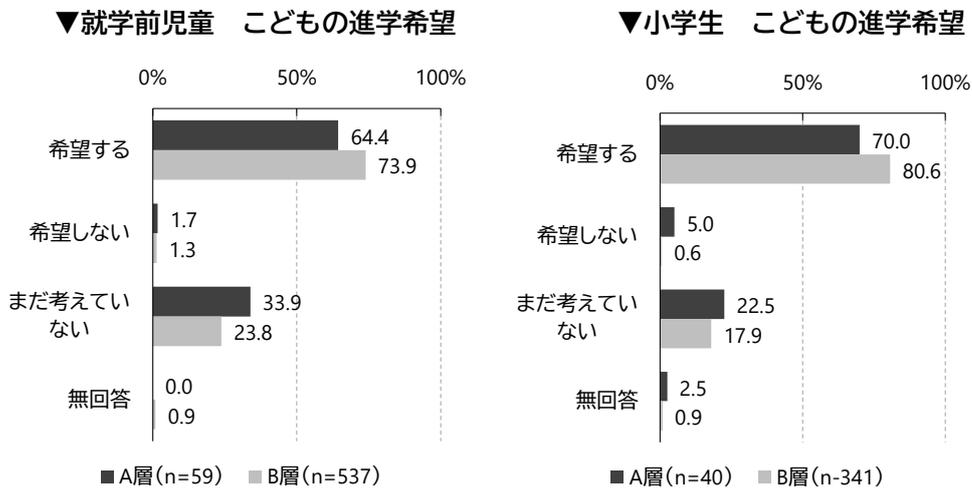
▼就学前児童 子育て以外の悩みや不安

▼小学生 子育て以外の悩みや不安



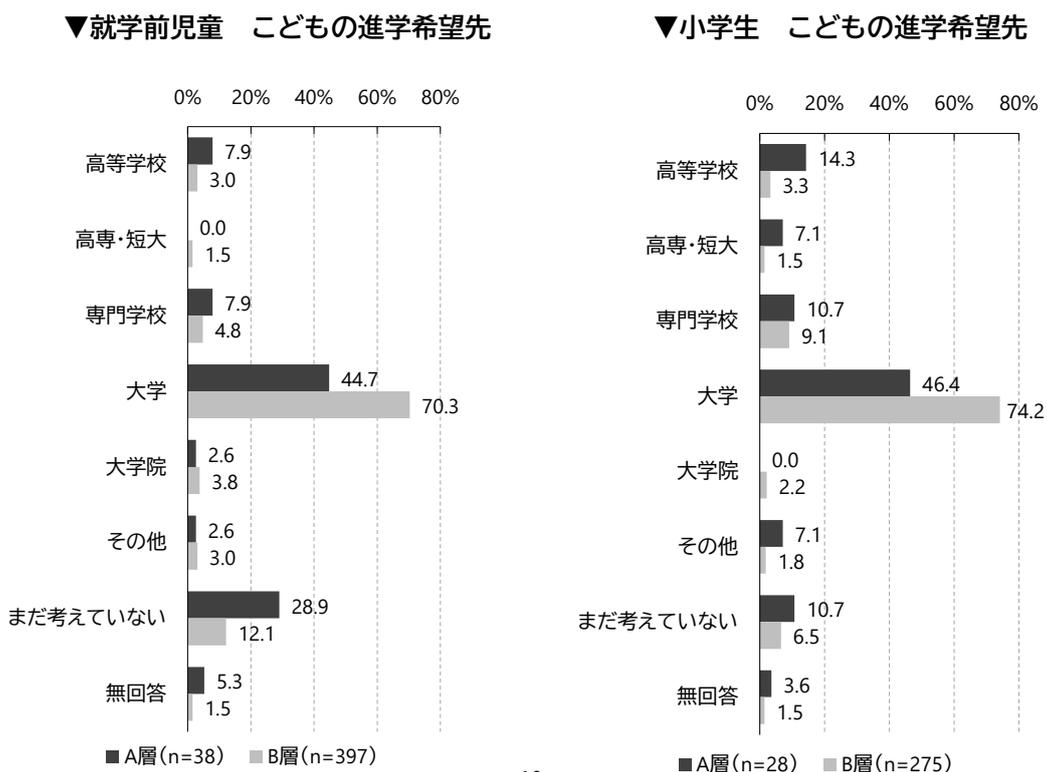
⑭A層（低所得層）のこどもの高等学校以上の進学希望

こどもの高等学校以上の進学希望について、A層をみると、就学前児童保護者票、小学生保護者票ともに「希望する」が最も多くなっていますが、B層と比べると、小学生保護者票では10.6ポイント少なくなっています。



⑮A層（低所得層）のこどもの進学希望先

こどもの進学希望先について、A層をみると、就学前児童保護者票、小学生保護者票ともに「大学」が最も多くなっていますが、B層と比べると、就学前児童保護者票では25.6ポイント、小学生保護者票では27.8ポイント少なくなっています。また、小学生保護者票では「高等学校」がB層より11.0ポイント多くなっています。





4 施設等調査

(1) 調査概要

①調査の目的

本調査は、本計画（令和7（2025）年度～令和11（2029）年度）の策定を進めるにあたり、保育所（園）、認定こども園、放課後児童クラブに対して、運営方針や課題、困りごとを抱えているこどもやその保護者（家族）への対応や支援体制について現状把握を目的に実施しました。また、社会福祉協議会や学校教育課、子育て応援課に対して、生活困窮状況にある家庭やこどもの様子などを把握する調査を実施しました。

②調査の方法

▼施設等アンケート調査

- 調査対象：市内の保育所（園）、認定こども園、放課後児童クラブ
- 調査時期：令和6年10月
- 調査方法：郵送及びメールでのアンケート調査

▼施設等ヒアリング調査

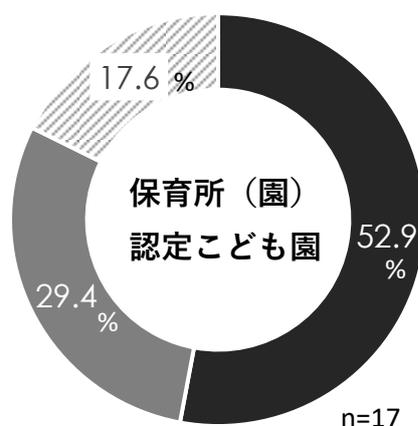
- 調査対象：市内の社会福祉協議会、庁内の教育総務課、子育て応援課
- 調査時期：令和6年9月
- 調査方法：対面でのヒアリング調査

(2) 調査結果

施設等アンケート調査

①保育所（園）、認定こども園での人材確保の状況

保育所（園）、認定こども園での人材確保の状況は、「人材確保ができていない」が52.9%で半数以上、「人材確保ができていない」は29.4%となっており、3割弱の保育所（園）及び認定こども園で人材不足を感じています。



■ 人材確保はできている ■ 人材確保はできていない ▨ 無回答

人材確保で課題だと感じていること

- ・人材派遣会社の費用が高すぎる
- ・ハローワークや保育専門学校に求人を出しても、すぐには見つからない
- ・支援の必要な子が多く、決められた人数以上の先生が必要である
- ・特別支援者に対して、介助員としての人材を必要としている
- ・最近のこどもの状況をみると、もはや運営基準の職員配置では足りないと強く感じている
- ・養成校に求人募集を出しているが、なかなか応募が来ない

人材確保以外で課題だと感じていること

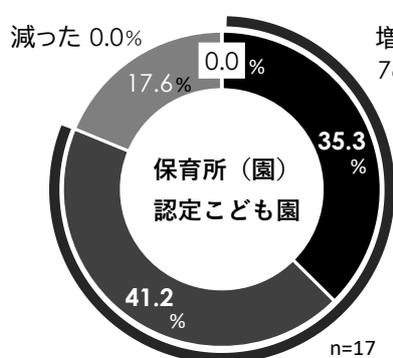
- ・少子化、園児の減少
- ・保育の質を落とさず、新たな方向への取組を行いたい
- ・継続して勤務されている職員がほとんどなので、新採用職員を育てつなげていきたい
- ・発達障がい疑われる園児の保護者への伝え方や療育の進め方など
- ・保育士の定着のため処遇改善を求めたい
- ・人材確保の中で職員のスキルアップ研修や、スキルアップのため外部見学などを行うことで、仕事だけではなく、人生の中で人が成長できていることを実感してもらうために必要なことは何かを日々考えている
- ・職員が記載する書類が多く、処理するための時間が不足していると感じている
- ・気になる子の増加・保護者援助の多様性等、対応する事項が増えており、保育教諭は日常のこどもへの対応が年々難しくなっている

②困りごとを抱えている子どもとその保護者（家族）への対応や相談の近年（過去5年間程度）の傾向

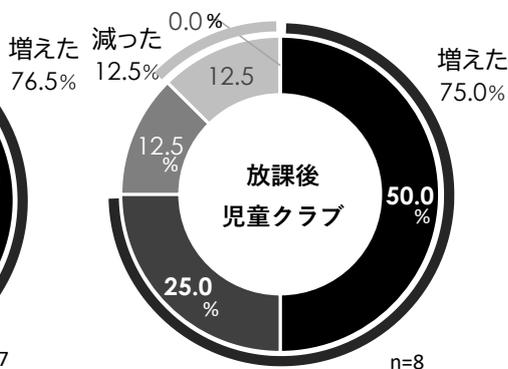
発達・障がいのある子どもが「増えた」と感じている割合は、保育所（園）等と放課後児童クラブともに多くなっています。一方、生活困窮家庭の子どもが「増えた」と感じている割合は、保育所（園）等と放課後児童クラブともに1割程度と少なく、虐待・ネグレクトの子どもが「増えた」と感じている割合は、保育所（園）等が3割弱、放課後児童クラブが半数とやや多くなっています。

発達・障がいのある子どもの傾向

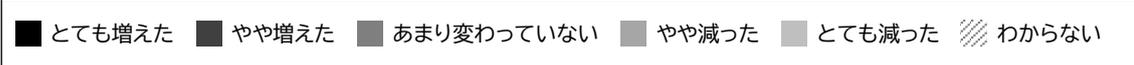
▼保育所（園）、認定子ども園



▼放課後児童クラブ

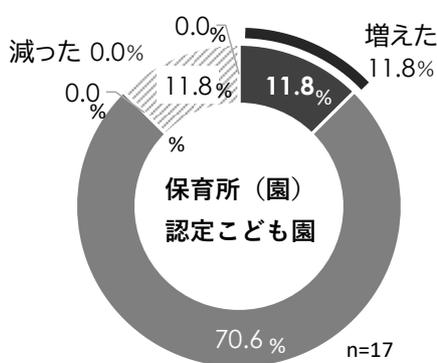


注)「増えた」は、「とても増えた」と「やや増えた」の割合の合計、「減った」は「やや減った」と「とても減った」の割合の合計

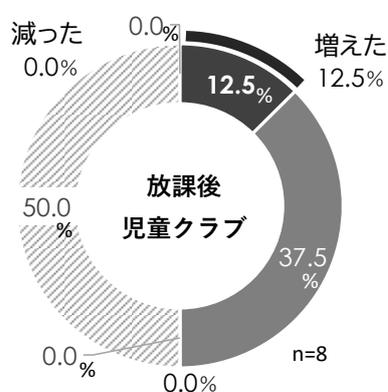


生活困窮家庭の子どもの傾向

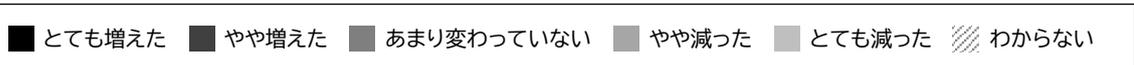
▼保育所（園）、認定子ども園



▼放課後児童クラブ

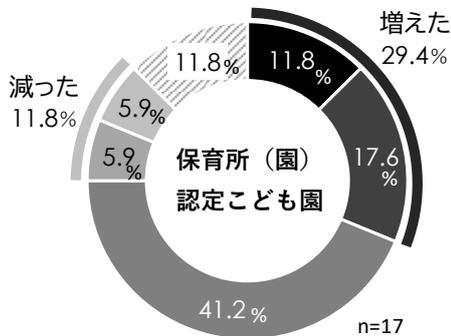


注)「増えた」は、「とても増えた」と「やや増えた」の割合の合計、「減った」は「やや減った」と「とても減った」の割合の合計

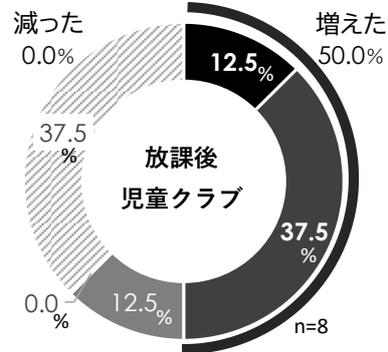


虐待・ネグレクトのこどもの傾向

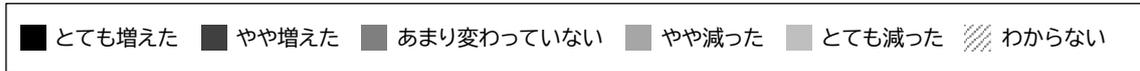
▼保育所（園）、認定こども園



▼放課後児童クラブ



注)「増えた」は、「とても増えた」と「やや増えた」の割合の合計、「減った」は「やや減った」と「とても減った」の割合の合計

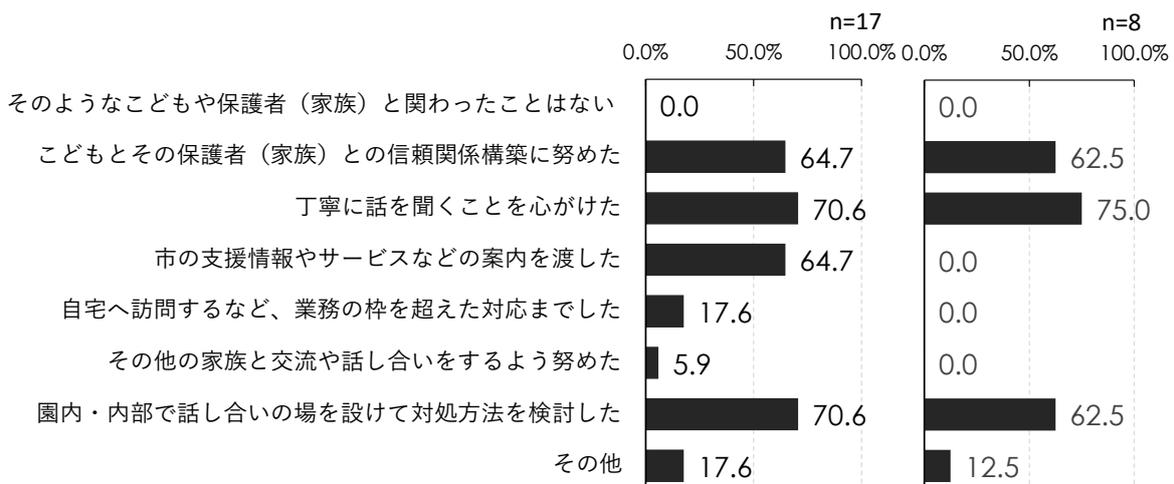


③困りごとを抱えているこどもとその保護者（家族）への対応として、心がけたこと

保育所（園）等と放課後児童クラブともに「丁寧に話を聞くことを心がけた」が最も多く、次いで「こどもとその保護者（家族）との信頼関係構築に努めた」（保育所（園）等では「市の支援情報やサービスなどの案内を渡した」も同率）となっています。

▼保育所（園）、認定こども園

▼放課後児童クラブ



施設等ヒアリング調査

生活困窮家庭とそのこどもについて

<近年の傾向>

- ・物価の高騰によって食料を購入できず、食料支援の相談件数が多くはないがある
- ・生活に困窮している家庭は、祖父母の代からの生活困窮の連鎖が生じている場合があり、繰り返されている傾向がみられる
- ・近年、20歳未満の若年妊婦が増えており、シングルになりやすく、経済的な相談を受ける

虐待やネグレクトについて

<近年の傾向>

- ・虐待の相談件数は増えているが、児童相談所へつなげる支援は増えているわけではない
- ・学校で虐待が発覚すれば早期に対応しているが、増えている傾向はない

<主な背景>

- ・親の心の余裕がなくなっている、母親だけに育児が集中してしまっている、こどもに障がいがあるなどにより、両親の対応が困ってしまった結果、こどもに手をあげてしまうなど

ヤングケアラーについて

<近年の傾向>

- ・学齢期のこどもがケアラーになりやすい
- ・学校で発覚したケースは、障がいのある母親の夜間の介助をしているこどもだった

発達や障がいのあるこどもについて

<近年の傾向>

- ・発達に関する相談件数が増えている
- ・家族構成をみると、兄弟ともに支援が必要なケースが多い
- ・学校では、発達障がいや情緒が不安定なこどもは10年前と比べて大きく増えた印象がある

学校での児童・生徒の状況と環境

<いじめの傾向>

- ・いじめの件数は増えているが、いじめへの認識が変わったため

<不登校の傾向>

- ・不登校割合は茨城県の平均値より高い
- ・市内に教育相談室が1つと各中学校に校内フリースクールがあり、利用者が増えている

<発達や障がいのある児童・生徒への対応>

- ・先生たちの理解は深まっている

<外国籍のこどもの傾向と対応>

- ・他市に比べて少ないが、増えている印象がある
- ・教育現場では言語の対応で苦心している（翻訳機能を活用して何とか対応している）

困りごとを抱えているこどもと家族の課題や問題への対応について

<課題、問題だと感じる点>

- ・困りごとを抱えている家庭は、仕事も育児も忙しくてこどもにきつくあたってしまう。お金に余裕があれば心にも余裕ができて、こどもの成長によりよくなると思われる
- ・困りごとを相談する際に、相談先に一から説明することは困難なため、横断的に相談できる先や情報の共有ができる仕組みがあることが望ましい

<今後の支援体制>

- ・育児世代はスマートフォンの利用がほとんどなので、対面での相談以外の手段も検討する
- ・民生委員からの意見も少なくないため、不登校のこどもたちの状況を把握する手段となる

<学校での体制>

- ・スクール・ソーシャル・ワーカーが市独自で3人と県派遣の人がおり、非常に熱心で保護者との信頼関係の構築にも長けている

5

第2期子ども・子育てプラン（前計画）点検・評価のまとめ

（1）1～3号認定

1号～3号認定の「量の見込み」は、計画値に対して実績値が大きく下回っている結果が複数ありました。特に、1号認定と3号認定の0歳児は乖離が大きくなっている状況です。しかし、1号～3号認定のいずれも量の見込みが確保の方策を上回ることはなく、十分な量を確保できたと考えます。今後は、1号認定と3号認定の0歳児の動向を注視し、適切な量の見込みを算出するとともに、必要十分な確保の方策の設定が求められます。

（2）地域子ども・子育て支援事業

一部の事業で「量の見込み」の計画値に対する実績値に乖離はあるものの、「確保の方策」で十分に対応できています。

しかし、「病児保育事業、子育て援助活動支援事業」のみ、「確保の方策」が十分ではありませんでした。これについては、今後の利用動向について注視し、十分な提供量の確保を計画する必要があります。

（3）子ども・子育て支援施策

基本目標1. 子どもの生きる力づくりを支援します。（事業数 48 件）

令和6（2024）年度からのこども家庭センター開設に伴い、相談時に、必要に応じて家庭相談員と迅速に連携することができるようになってきているほか、3歳児健診では、視力検査に屈折検査を導入し、異常の早期発見につながるスクリーニング機能が強化されたことや保護者同士の交流、育児講座等の子育て支援により、子育て世代の不安を取り除くことにつながっているなど、取組が推進されています。

一方で、一部の事業では、保育士不足やコロナ禍による事業中止の影響から、事業内容の変更を余儀なくされている状況がみられます。

基本目標2. 子育て家庭を支援します。（事業数 30 件）

男性のための子育て講座はコロナ禍で中止していましたが、令和6（2024）年度は地区の公民館にて料理教室を実施したほか、生きる力を育む教育の推進や市民活動団体の取組など、事業の十分な達成がみられます。

一方で、事業の利用者や申請がない事業が複数あり、必要に応じて周知強化の検討も行います。また、規模拡大を目指すも事務局員不足がみられる事業があります。

基本目標3. さまざまな事情を抱えた子ども・家庭を支援します。(事業数 26 件)

学校の先生を対象にした各種講座や研修の実施により指導内容が向上しているほか、児童・生徒のキャリア教育をはじめとした様々な体験の充実にも取り組むことができています。また、幼保小連携協議会を幼保小中連携協議会へ拡充し、他機関との連携強化が図られています。

一方で、学校施設の老朽化対策や不登校児童・生徒の増加傾向に伴う対応の検討などが今後の取組として課題となっています。

基本目標4. 地域の子育て環境整備を行います。(事業数 19 件)

公園の整備や街路灯の設置など、公共の場の維持・管理に関わる事業が多く、計画的に取り組んでいます。

一方で、すでに事業を完了している取組や時代に応じて必要性が低くなった事業等は廃止を予定しています。

子育て支援体制構築のための取組み(事業数6件)

家庭教育ブックの配布や子育てガイドブックの作成・配布、子育て応援ポータルサイト「てとて」の充実など、各種子育て関連事業の情報を発信する取組を推進しています。今後も、各種事業を継続して実施していきます。



6 現状と傾向、課題のまとめ

(1) 就学前児童の保育ニーズの高まりへの対応

- 市の出生数（出生率）は減少傾向にあり、市内の保育所（園）児童数も減少傾向で推移し、認定こども園の入園児童数は、施設数の変動の影響を受け増減を繰り返しながら推移しています。
- 一方、働く女性は増加傾向にあり、女性の結婚や出産の適齢期にあたる20歳代後半から30歳代後半の働く女性の割合は、平成17（2005）年から令和2（2020）年の15年間で1割以上増加しています。
- 今後の就学前児童の減少傾向と働く女性の増加傾向のバランスをよく検討し、この先5年間に必要な保育の提供量とその確保のための方策を見極め、保育を必要とする子育て家庭に十分なサポートができる体制の整備が求められます。

(2) 就学後の児童・生徒の居場所づくりへの対応

- 年少人口（0～14歳）は減少傾向のまま推移することが予測されており、それにあわせて、小学校児童数と中学校生徒数も減少していくことが示唆されます。
- 一方、放課後児童クラブの利用者数はコロナ禍の期間に減少はあったものの、おおむね増加傾向で推移しており、令和6（2024）年度時点で全児童数の3割以上の利用となっています。
- また、これまでの低学年利用者がほとんどを占めていた状況から、高学年の利用者が急増する状況に変化しており、この現状と傾向を踏まえると、放課後児童クラブの役割、機能についても改めて検討していく必要性が生まれています。

(3) 保護者や家族の悩み・不安への対応

- 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果から、働いている母親は増加傾向にあり、そのうちフルタイムで働く母親の割合も増加。育児休業の取得状況では、まだ十分ではないものの、母親、父親ともに育児休業を取得している割合は年々増加傾向にあります。
- 子育て（教育を含む）を主に行っているのは「主に母親」から「父母ともに」へと回答が増加しており、共働き家庭が増えていることで、子育てへの夫婦の関わり方や役割の考え方にも変化が出てきていることが示唆されます。
- 一方、気軽に相談できる相手（場所）では、配偶者や友人・知人、親戚など身近な人の割合が高く、それ以外に保育所（園）等や学校の先生が比較的上位にあがってはいるものの、そのほかの専門機関や公的機関等は1割未満と低い状況となっています。
- 子育てで日頃悩んでいることや不安を感じる人は8割以上で、その主な内容は「子育てや教育にかかる出費」のことや、「こどもの養育（教育）やしつけ」のこととなっています。また、子育て以外の自身のことで日頃悩んでいることや不安を感じる人は7割程度

で、その主な内容は「こどもを叱りすぎているような気がする」ことや、「仕事や自分のやりたいことができない」こととなっています。

- 核家族化の進行や共働き家庭の増加により、ふだんから話ができる対象が限定的になっていることも示唆され、何かの理由で相談ができなくなった場合や緊急の際に、別の選択肢がないことも危惧されます。専門機関や公的機関等も含め、日頃からより相談しやすい関係性が築けるような情報発信や、気軽にやり取りができる機会づくりの工夫などが求められます。

(4) 生活困窮家庭とそのこどもへの対応

- 生活困窮状況（低所得層）把握の調査では、本市の生活困窮家庭（調査結果では低所得層のA層が該当）は、就学前児童及び小学生保護者ともに全体の8%程度で、そのうち就学前児童保護者の約3割、小学生保護者の6割が、配偶者がいない状況で、いわゆる“ひとり親”家庭となっています。
- また、生活困窮家庭では、必要な食料や衣類が購入できなかった、電気・ガス・水道料金を滞納したなどの経験がある家庭が少なくない状況です。衣食住の欠如という命に関わる厳しい状況におかれてしまうと、保護者の精神的な余裕がなくなり、こどもの心身の健全な育成にも大きく影響すると考えられるため、早期発見・早期対応ができる体制整備が求められます。
- 生活困窮家庭では、こどもの高等学校以上の進学を希望する保護者（就学前児童及び小学生保護者）は7割程度で、さらに大学までの希望は4割程度にとどまっています。一方、生活困窮層以外の家庭の保護者（就学前児童及び小学生保護者）が大学まで希望する割合は7割程度で、この結果には経済的な理由が影響して、こどもたちの将来の進路選択の幅が狭められてしまっている状況もうかがえます。
- こどもたちのおかれている生活環境や状況にかかわらず、進路や将来の選択肢が限定されないための周囲のサポートが必要であり、保護者の経済的な安定の確保に向けた各種制度の活用とともに、こどもたち自身の自尊心を育て、自己愛を高めることが重要です。そのためには、様々な経験や交流の機会を充実させ、そこで多くの人たちとの関わりから他者との関係性を深められるような教育や学習支援の充実が求められます。

第2章

計画の基本的な考え方

1

基本理念

本計画の基本理念は、前計画に掲げる基本理念を尊重しながら、市の上位計画や社会情勢、国や茨城県の動向、市の現状や傾向と課題などを踏まえ、「こどもと子育て家庭が輝く地域共創の未来づくり ～ライフステージを軸にした誰一人取り残さない支援プラン～」とします。

<基本理念>

こどもと子育て家庭が輝く地域共創の未来づくり

～ライフステージを軸にした誰一人取り残さない支援プラン～

「石岡市総合計画 第2期基本計画」の目指す将来像『誰もが輝く未来へ 共に創る石岡市』では、“誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現への取組を様々な主体が共有し、結婚、出産、子育て、教育、社会経済活動、生きがい等、生涯にわたり誰もがあらゆるライフステージで、輝く未来を創り上げることができる石岡市を目指す”としており、本計画では、こども・子育て社会のまんなかにいる“こども”と、子育て家庭が輝くことのできる新しい未来を築いていくことを目指します。

そのためには、前計画からの“地域全体で子育て”の理念が不可欠であることから、本計画においても、子育て環境の充実を地域で共に創っていくことを意識した人づくり、地域づくりを基盤においた計画を策定し推進します。

また、こどもと子育て家庭がライフステージの段階に応じた、切れ目のない支援を十分に受けられる体制づくりに努めるとともに、こどもたちと子育て家庭を取り巻く多種多様で、かつ多岐にわたる課題や困難と不安、悩みごとの改善や解消に向けた支援プランを充実させ、誰一人取り残さない安心・安全なまちづくりの推進を目指します。



2 基本目標

基本目標とは、基本理念「こどもと子育て家庭が輝く地域共創の未来づくり ～ライフステージを軸にした誰一人取り残さない支援プラン～」の実現に向けて、それぞれの施策や具体的な取組を実行していくときの基本的な目標となるものです。

本計画では各種施策の基本目標として、「ライフステージごとの支援プラン」と「ライフステージによらず行う支援プラン」の2種類の支援を基にした5つの目標と、支援プラン全体に関わる1つの取組を設定します。

▶▶▶ライフステージごとの支援プラン

基本目標 1 誕生前から幼児期までの支援を充実します

こどもの誕生前から妊娠期、出産、幼児期までの保護者とこどもが、安全かつ健康に過ごせるよう、保健と医療などの切れ目のない支援を充実します。

また、幼児教育と幼児保育が全てのこどもたちにいきわたるよう、質と量の提供に努めます。

基本目標 2 就学後以降のこどもへの支援を充実します

就学後の小学校児童、中学校生徒、及び高校生相当以降のこどもたちが、心身ともに健全に育つよう、こどもたちが過ごす主要な場である学校や遊び場、放課後児童クラブ等の安全かつ安心な環境づくりと質の向上に努めます。

また、悩みや不安を抱えるこどもたちに対して、適切な支援や安心して過ごせる環境づくりの整備に取り組みます。

▶▶▶ライフステージによらず行う支援プラン

基本目標 3 課題や困難を抱えるこどもや家族への支援体制を整備します

<石岡市こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画を含む>

発達を含めたこどもの障がい、いじめ、不登校、虐待、ネグレクト、ヤングケアラー、生活困窮など、こどもたち自身が抱える悩みや不安に起因する心身の負担と負荷に対する適切なサポート環境の整備を充実していきます。また、そうしたこどもたちの保護者や家族が抱えている課題や困難に対しても、適切な支援へスムーズにつながられるよう、親身に寄り添ったサポートや、支援へのきっかけづくりとなる声かけなどに努めます。

基本目標 4 子育て当事者への支援を強化します

共働きで、子育てや家族の世話など心身に余裕がなくなっている保護者及び子育て当事者が、安心して子育てができるよう各種制度の活用周知や支援メニューの充実を推進します。

基本目標 5 地域の子育て環境を整備します

こどもとその家族が安全・安心に過ごすことができるよう、道路や歩道をはじめとした生活環境の整備に努めます。また、日々の子育て環境に重要な交通手段や公園、施設などの整備についても検討し、より暮らしやすい、子育てしやすいまちづくりを推進します。

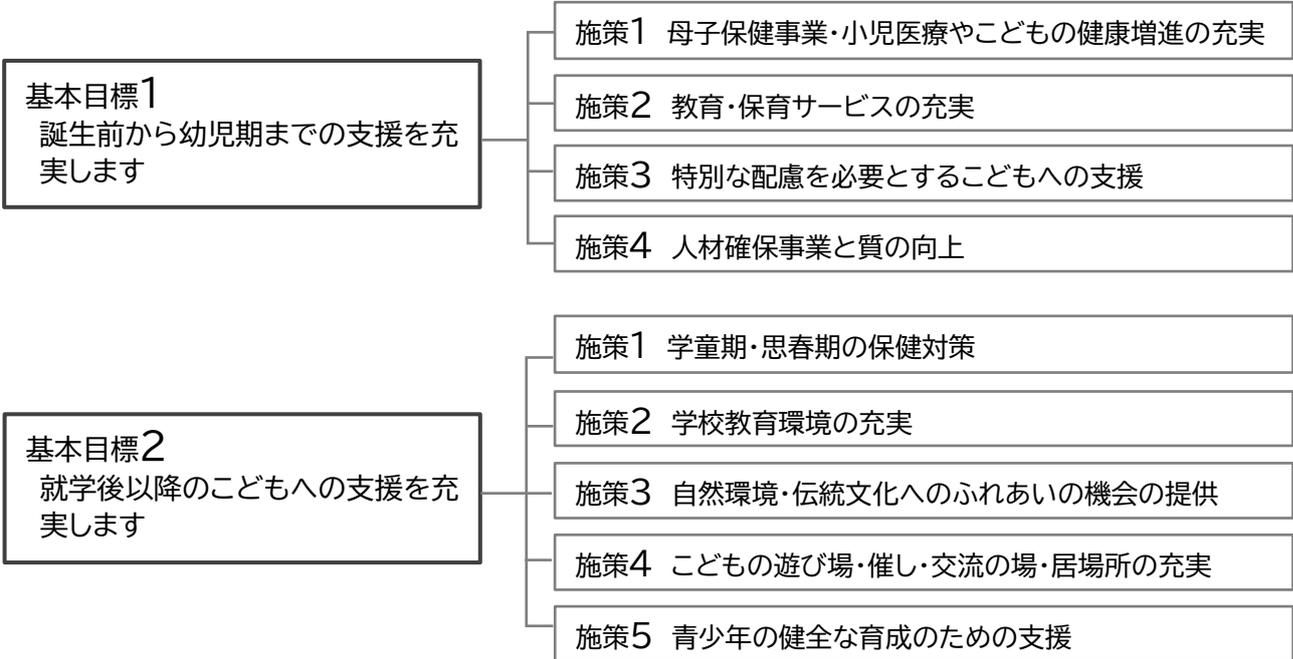
▶▶支援プラン全体に関わる取組

本市では、子育て支援体制構築に向けた施策全体に関わる取組として、「子育てしやすいまちづくりに向けた全市的な取組の推進」、「子育て情報発信の充実」の2点に力を入れて計画を推進します。

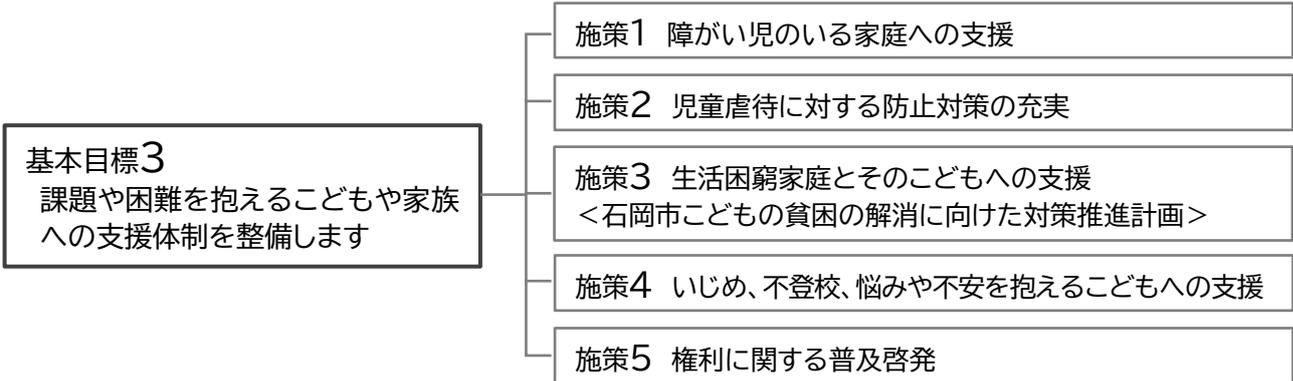
3 施策体系

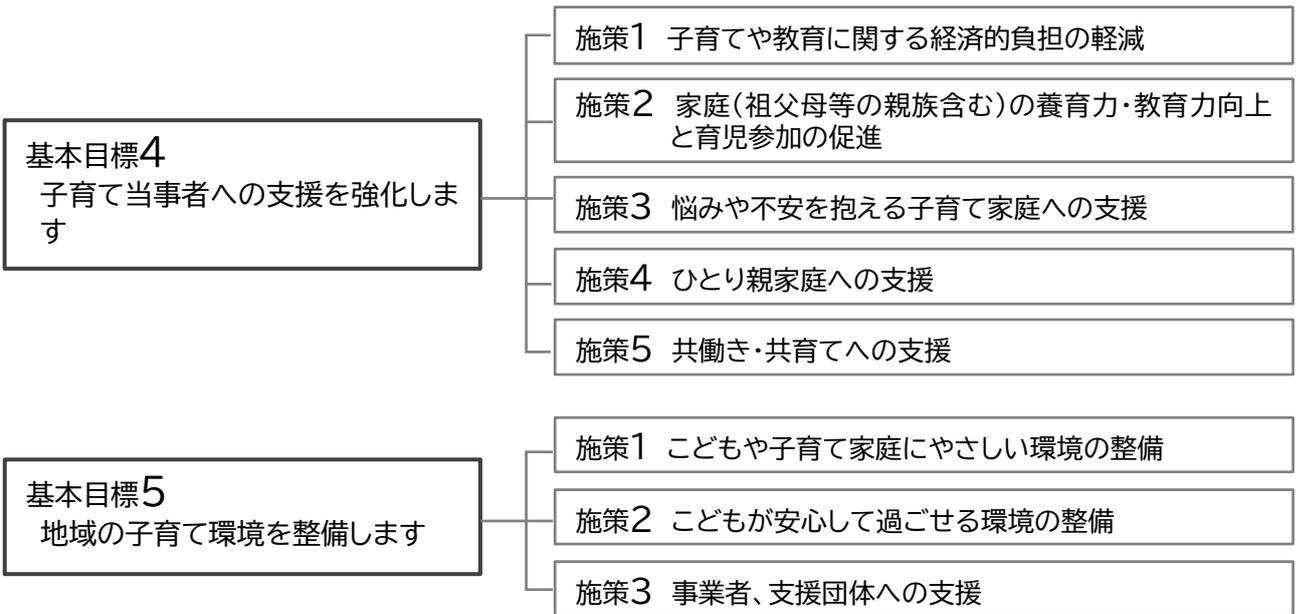
【基本理念】
こどもと子育て家庭が輝く地域共創の未来づくり
 ~ライフステージを軸にした誰一人取り残さない支援プラン~

▶▶▶ ライフステージごとの支援プラン

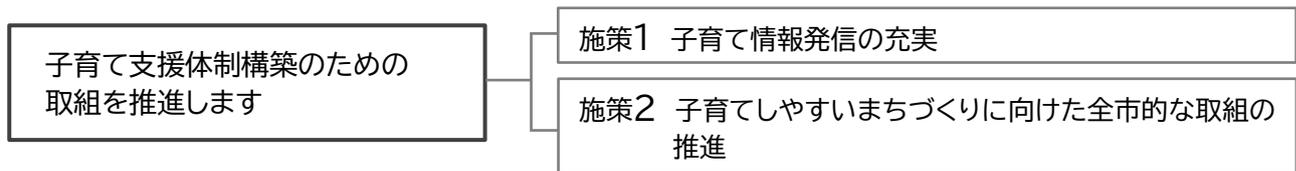


▶▶▶ ライフステージによらず行う支援プラン





▶▶▶支援プラン全体に関わる取組



第3章 施策の展開

▶▶▶ ライフステージごとの支援プラン

基本目標 1 誕生前から幼児期までの支援を充実します

施策1 母子保健事業・小児医療やこどもの健康増進の充実

子育ては、誕生前から始まります。そして幼児期は、将来にわたり身体的、精神的、社会的に幸せに成長していくための基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための重要な時期です。

また、保護者が様々な課題や不安に直面しやすい時期でもあるため、妊娠期からサポートを始め、家庭環境などそれぞれの多様性を尊重しながら、母子保健の推進、保育の環境整備、育児不安の軽減への取組などにより、保護者の子育てとこどもの健やかな成長を支援します。

▼主な取組

事業番号	事業名	担当課
1	子育て相談	子育て応援課

事業内容

気軽に相談できる場を提供し、子育てを支援することを目的として実施します。

令和6（2024）年度から、こども家庭センター開設に伴い、必要に応じて家庭相談員との迅速な連携を図っています。今後も子育ての相談先として、こども家庭センターの周知及び子育て支援に取り組めます。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	相談件数	605 件	785 件

事業番号	事業名	担当課
2	子育て世代包括支援事業	子育て応援課

事業内容

令和6（2024）年4月に、石岡保健センター内に母子保健事業、子育て世代包括支援事業、子ども家庭総合支援事業を一体的に実施することも家庭センターを開設しました。引き続き安心して妊娠・出産できるまちを目指し、専任の母子保健コーディネーターと子育て支援コーディネーターが常駐し、母子の健康や子育てに関する悩みなど、様々な相談に対応します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	設置か所数	2か所 (石岡・八郷保健センター)	1か所 (こども家庭センター)

事業番号	事業名	担当課
3	妊婦面談	子育て応援課

事業内容

妊娠届出時に「妊婦支援質問票」を記入してもらい、コーディネーターが面談を実施し、情報提供や相談を行います。援助が必要な妊婦の把握に努め、必要に応じて個別にプランを作成します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	対象者	311人	400人
指標②	面談者	303人	392人

事業番号	事業名	担当課
4	乳幼児健康診査（集団）	子育て応援課

事業内容

乳幼児の発育・発達の確認を行い、疾病の早期発見、受診勧奨に努め、保護者の育児についての悩みや疑問点の軽減及び解消を図るとともに、基本的な生活習慣を身につけられるよう育児支援することを目的として実施します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	受診率（4か月）	98.8%	98.0%
指標②	受診率（1.6歳）	97.6%	98.0%
指標③	受診率（3歳）	96.0%	98.0%

事業番号	事業名	担当課
5	健康診査後の発達フォロー教室	子育て応援課

事業内容

発達の遅れなど、育児に不安や問題のある保護者に対し、親子遊び等を通じた集団指導と専門家による個別指導により、相談・指導等を行います。

指標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	参加者延べ数(児): 集団	99人	継続実施
指標②	参加者延べ数(児): 個別	509人	継続実施

事業番号	事業名	担当課
6	電話相談・面接相談	子育て応援課

事業内容

電話、面接での相談を随時受け付け、内容に応じて専門職等につなぎ、対応します。

指標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	電話相談件数	1,208件	1,480件
指標②	面接相談件数	95件	116件

事業番号	事業名	担当課
7	乳幼児健康診査(歯科に関する集団健康診査)	子育て応援課

事業内容

むし歯の早期発見やむし歯予防の意識啓発と歯磨き習慣の確立を目的に、歯科診察や歯磨き指導、フッ化物塗布を実施し、むし歯のり患率の減少を図ります。

指標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	り患率(1歳6か月)	0.9%	0.8%
指標②	り患率(2歳児)	3.4%	3.0%
指標③	り患率(3歳児)	9.4%	9.0%

事業番号	事業名	担当課
8	1歳児健康相談	子育て応援課

事業内容

乳歯の生え始めの時期に、むし歯予防の意識啓発と歯磨き習慣や食習慣の確立を目的に、歯磨き指導を相談とあわせて実施しています。

指標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	受診率	97.2%	98.0%

事業番号	事業名	担当課
9	いしおか出産子育てサポート事業【新規】	子育て応援課

事業内容

伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱（令和4（2022）年12月26日付、子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき、令和5（2023）年2月8日から実施しています。

妊娠期から一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型支援と、経済的支援（出産応援ギフト及び子育て応援ギフトとして、妊娠届出時面談と出生届出後面談のあとに各5万円を給付）を開始します。

指標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	面談実施割合	97.0%	100.0%

事業番号	事業名	担当課
10	予防接種事業	健康増進課

事業内容

予防接種法に基づき予防接種を実施し、接種に関する正しい知識を普及させ、適切な時期に接種が受けられるような支援や、接種勧奨と体制の構築に努めます。

指標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	接種率（二種混合）	82.0%	83.0%
指標②	接種率（ヒブ）	97.4%	5種混合に移行
指標③	接種率（肺炎球菌）	97.5%	98.0%
指標④	接種率（四種混合）	98.5%	5種混合に移行
指標⑤	接種率（麻しん風しん混合）	94.9%	95.0%
指標⑥	接種率（BCG）	99.4%	99.5%
指標⑦	接種率（水痘）	94.9%	95.0%
指標⑧	接種率（日本脳炎）	88.6%	89.0%

事業番号	事業名	担当課
11	こころの健康相談	健康増進課

事業内容

こころの悩みを持つ本人及び家族の相談に応じ、障がいの早期発見と悪化防止を図り、効果的な支援を行うとともに事業内容を周知し早期対応に努めます。

指標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	実施回数	28回	30回

事業番号	事業名	担当課
12	健診等を活用した栄養相談・指導	健康増進課 子育て応援課

事業内容

乳幼児健診や育児相談、訪問指導等の機会を利用した個別及び集団指導や、パンフレットの配布等による啓発を充実させ、食の大切さや食生活の改善等に対する意識啓発と発達段階に応じた食生活の促進を図ります。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①			継続実施

事業番号	事業名	担当課
13	こどもの食育教室	健康増進課

事業内容

健康で楽しい食生活を送ることができるよう、食事づくりを通して「やりたい」「できた」という気持ちを育てるとともに、食事の楽しさを学びながら、親子や親同士、子ども同士の交流を図ります。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	実施回数	7回	7回

事業番号	事業名	担当課
14	離乳食講習会	健康増進課 子育て応援課

事業内容

乳幼児期における食育の推進を目的として、離乳食の進め方、適切な栄養についての知識の普及と離乳食の調理実習を実施します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	実施回数	(事業中止)	12回

事業番号	事業名	担当課
15	不妊治療費助成事業	子育て応援課

事業内容

不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的として、治療費の一部を助成します。また、制度や専門相談窓口の紹介等情報提供を実施します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	補助件数	38件	継続実施

事業番号	事業名	担当課
16	産後ケア事業	子育て応援課

事業内容

訪問等により、産後の母子の心身のケア、育児のサポート等を行い、出産後も安心して子育てができるよう支援します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	利用件数(宿泊型)	20 件	継続実施
指標②	利用件数(デイサービス型)	28 件	継続実施
指標③	利用件数(アウトリーチ型)	13 件	継続実施

事業番号	事業名	担当課
17	5歳児健康相談	子育て応援課

事業内容

年中児を対象に、こどもの発育・発達の確認を行い、保護者の育児を支援することを目的として実施します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	対象者数	433 人	継続実施
指標②	園訪問数	20 園	継続実施

事業番号	事業名	担当課
18	セカンドブック事業(2歳児)【新規】	中央図書館

事業内容

2歳児母子歯科検診を受診する幼児と保護者を対象に、家庭での読み聞かせの推進や図書館利用啓発のためのセカンドブックパックの配布を行います。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	参加者数	令和6(2024)年4月から実施	300 人

事業番号	事業名	担当課
19	マタニティスクール	子育て応援課

事業内容

妊産婦とその家族の妊娠、出産、育児に対する不安の軽減や正しい知識の普及を図るとともに、妊産婦同士の仲間づくり、交流の場の提供を目的として実施します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	開催回数	12 回	12 回
指標②	参加人数	156 人	200 人

事業番号	事業名	担当課
20	妊産婦及び乳児健康診査（医療機関委託）	子育て応援課

事業内容

妊産婦及び乳児の健康管理に資するため、健康診査を医療機関に委託して実施します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	受診率（妊婦）	70.2%	75.0%
指標②	受診率（産婦）	80.7%	86.0%
指標③	受診率（乳児）	62.0%	65.0%

施策2 教育・保育サービスの充実

時間外保育や休日保育、一時預かりなど、各家庭の実情に応じた保育サービスのさらなる充実を図ります。

子育て世帯が交流できる場づくりや、相談、情報提供、助言等を行う施設の維持及び関係機関との連絡調整等を行います。

▼主な取組

事業番号	事業名	担当課
21	時間外（延長）保育事業	こども未来課

事業内容

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日や時間において、認定こども園、保育所（園）等において保育を実施する施設の拡大を図ります。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	実施か所数	18 か所	18 か所

事業番号	事業名	担当課
22	休日保育事業	こども未来課

事業内容

日曜・祝日等に保護者が就労している児童に対し開所する休日保育を促進し、休日保育を実施する施設の維持に努めます。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	実施か所数	3 か所	3 か所

事業番号	事業名	担当課
23	一時預かり事業	こども未来課

事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所（園）において、一時預かりを実施する施設の維持に努めます。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	実施か所数	19 か所	19 か所

事業番号	事業名	担当課
24	民間保育所（園）運営改善事業	こども未来課

事業内容

保育所（園）に対し、入所（園）人数及び職員数により運営費の一部の補助を行い、運営改善を図ります。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①			継続実施

事業番号	事業名	担当課
25	保育所（園）等地域支援活動事業	こども未来課

事業内容

全ての子育て家庭が集い交流できる地域の子育て支援活動の拠点として、保育所（園）等の幅広い活動を促進します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①			継続実施

事業番号	事業名	担当課
26	子育て支援体制整備事業	こども未来課

事業内容

1人以上の1歳児を保育し、かつ事業に直接従事する職員として非常勤保育士を配置する民間保育所（園）等の非常勤保育士の雇用に要する経費の補助を行い、保育所（園）における乳児受入れを促進します。また、令和6（2024）年度から保育対策総合支援事業費補助金の保育補助者雇上強化事業により、保育士の補助を行う保育補助者の配置を支援しています。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①			継続実施

事業番号	事業名	担当課
27	地域子育て支援拠点事業	こども未来課

事業内容

乳幼児期及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言等の援助を行う施設の維持に努めます。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	設置か所数（公立）	1か所	1か所
指標②	設置か所数（私立）	5か所	5か所

事業番号	事業名	担当課
28	利用者支援事業	こども未来課 子育て応援課

事業内容

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	実施か所数	2か所	2か所

事業番号	事業名	担当課
29	子育て短期支援事業（ショートステイ）	子育て応援課

事業内容

緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、施設等で一定期間養育・保護を行うショートステイを、近隣の児童養護施設等に委託し、需要に応えられる体制の整備を図ります。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	委託か所数	3か所	継続実施

事業番号	事業名	担当課
30	必要事業量の確保	こども未来課

事業内容

認定こども園や保育所（園）との協力連携により、保育ニーズに対する必要事業量の確保に努めます。例年11月に各所（園）長に向け勉強会を実施し、事業について各所（園）のニーズや意見を収集しています。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	勉強会の開催回数	1回/年	1回/年

事業番号	事業名	担当課
31	教育・保育サービスの質の確保	こども未来課

事業内容

認定こども園や保育所（園）の教育・保育サービスの質を確保するため、施設整備や多様な保育サービスを充実させるための支援に努めます。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①			継続実施

施策3 特別な配慮を必要とするこどもへの支援

就学前のこどものうち、発達が気になるこどもや障がいのあるこども、医療的ケアが必要なこどもとその保護者に対して、必要な保育サービスの提供が行えるよう、保育施設や相談支援の充実を図ります。

また、外国籍のこどもをはじめとした基本的な習慣や態度のかん養に配慮が必要な家庭に対しては、保育施設において保育サービスが十分に受けられるよう、保育士の加配等の環境整備を推進します。

▼主な取組

事業番号	事業名	担当課	
32	障がい児保育事業	こども未来課	
事業内容			
障がい児を受け入れる保育所（園）等に対し補助を行い、障がい児の受入れを実施する施設の増加を図ります。			
指 標		基準値 (令和 5 (2023)年度)	目標値 (令和 11 (2029)年度)
指標①			継続実施
事業番号	事業名	担当課	
33	幼児教育相談「ひまわり」	学校教育課	
事業内容			
3歳児から就学前の児童を対象に、幼児教育相談員によるきめ細かな相談・指導を行うため、相談体制や相談機会の拡充を図ります。			
指 標		基準値 (令和 5 (2023)年度)	目標値 (令和 11 (2029)年度)
指標①	相談員の配置人数	2 人	継続実施

施策4 人材確保事業と質の向上

安全・安心な教育・保育の施設や環境を整備していくために、教諭・保育士等の人材確保、質の向上に向けた支援を推進するとともに、様々な子どもへの適切な対応ができるよう、講習や保育の実施方法に関する相談支援等を実施します。

▼主な取組

事業番号	事業名	担当課
34	人材の確保及び質の向上等に対する支援	こども未来課

事業内容

認定こども園や保育所（園）及び地域子育て支援センターなどの教諭・保育士等の質を向上させるための研修に対する支援に努めます。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①			継続実施

事業番号	事業名	担当課
35	保育士等に対する後方支援の充実	こども未来課

事業内容

保育士等に対し、障がいに関する知識を持ってもらうための講習や、発達の遅れの疑いがある子どもたちへの保育の実施方法に関する相談を行います。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	開催回数	1回/年	1回/年

基本目標 2 就学後以降のこどもへの支援を充実します

施策1 学童期・思春期の保健対策

学童期、思春期のこどもたちに対して、生活習慣や食、健康づくりの重要性を学ぶ機会を充実します。また、学校教育において、正しい性教育指導を行い、こどもたちに適切な知識を身につけるよう努めます。

中学生から高校生相当年齢に対して、医療費の助成を行い、健康管理の維持・改善を図ります。

▼主な取組

事業番号	事業名	担当課
36	思春期健康教育事業	子育て応援課

事業内容

思春期の対象者に、正しい知識の普及を図るとともに、適切な指導や支援を行うことにより、自らの健康の保持増進や命の大切さ、将来を担う父性母性を育てることを目的に実施します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	実施校	4校	4校

事業番号	事業名	担当課
37	学校教育における性教育の充実	学校教育課 子育て応援課

事業内容

関係機関と連携しそれぞれの専門性をいかしながら、心と身体の成長に合わせた性教育の充実を図ります。また、同時に指導者に対する意識啓発を行います。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	開催回数（全校実施）	24回	継続実施

事業番号	事業名	担当課
38	学校給食の普及・充実、食育の推進【新規】	学校給食課

事業内容

栄養バランスのとれた食事の提供を通じて、こどもの健康の保持増進をはじめ、食に関する正しい理解や適切な判断力、地域の伝統的な食文化や産業、自然環境の恵沢に対するこどもの理解増進等を図るため、学校給食における地場産物等の使用を促進し、学校給食の充実・食育の推進に取り組みます。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	学校給食における地場産物の活用率 (総食材数に対する地場産食材の割合)		78.0%

事業番号	事業名	担当課
39	医療福祉費単独事業(中学生・高校生外来)	保険年金課

事業内容

中学生から高校生相当年齢(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の外来診療等について、医療費の助成をします。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	助成人数	3,009人	継続実施

事業番号	事業名	担当課
40	医療福祉費単独事業(小児医療福祉費県補助非該当者)	保険年金課

事業内容

小児医療福祉費で県補助非該当に対し、入院・外来等について医療費の助成をします。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	助成人数	373人	継続実施

施策2 学校教育環境の充実

大きく変わる社会情勢に対して、子どもたちが必要な知識や経験、情報を取得するための機会が十分に得られるよう、学校教育環境の充実を図ります。特に、英語教育、情報教育、クラブ活動等の取組を推進します。

学校におけるいじめ防止を強化し、子どもたちが学校に通いやすい環境づくりを各学校で推進します。

子どもたちがスポーツ、文化、芸術などの多様な体験、学びの機会となるクラブ活動を活性化します。

▼主な取組

事業番号	事業名	担当課
41	外国語指導助手事業	学校教育課

事業内容

小中学校での英語教育の充実を図るため、外国語指導助手（ALT）による訪問指導を実施します。英語の「話すこと」「聞くこと」「やりとり」の学習を充実することで、英語の向上と、国際理解教育の推進を図ります。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	指導助手数	14人	14人

事業番号	事業名	担当課
42	情報教育の推進	学校教育課

事業内容

高度情報化社会に対応する人材を育成するため、コンピュータを活用した授業の推進による情報活用能力の向上を図ります。小中学校にデジタルドリル及びデジタル教科書（主要5教科）を配置し、授業で活用しています。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①			継続実施

事業番号	事業名	担当課
43	情報モラル教育の推進	学校教育課

事業内容

情報モラル教育に関する授業時間の確保と充実を図り、情報化がもたらす影響やインターネットを活用する上でのマナーやモラル等についての教育を推進します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①			継続実施

事業番号	事業名	担当課
44	平和大使派遣事業	学校教育課

事業内容

次世代を担う青少年を広島に派遣し、戦争の悲惨さ、平和の大切さ、命の尊さについて改めて考える機会を提供することで、平和に対する理解を深めることを目的とします。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①			継続実施

事業番号	事業名	担当課
45	学校におけるいじめ防止等に対する対策	学校教育課

事業内容

いじめの未然防止やいじめの早期発見・早期対応のため、関係機関と連携し、いじめ防止等の対策に向けた取組を推進します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	いじめ防止フォーラムの開催回数	1回	継続実施

事業番号	事業名	担当課
46	クラブ活動の活性化	教育総務課

事業内容

小中学校におけるクラブ活動の活性化を図るため、児童・生徒数やクラブ数に応じた補助金を支給します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	実施校	全校実施	全校実施

施策3 自然環境・伝統文化へのふれあいの機会の提供

こどもたちが生まれ育った郷土となる石岡市を深く知る機会づくりとして、農業体験やふるさと学習、環境学習などを推進します。また、ふれあい学習を通じて、こどもたちが地域と交流する機会にもつなげます。

▼主な取組

事業番号	事業名	担当課
47	地域に愛着を育む取組み	文化振興課

事業内容

小学校の「ふるさと学習」等の時間を活用し、石岡の歴史の豊かさをこどもたち自身に感じてもらうことを目的に、地域の魅力を感じる心を育てていきます。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①			継続実施

▼主な取組

事業番号	事業名	担当課
48	ふるさと学習推進事業	学校教育課

事業内容

「学ぶ楽しさ」「豊かな人間性と社会性」「ふるさとへの愛着と誇り」をふるさと教育のコンセプトとして、教育現場で活用するためのテキストを作成し、活用しています。また、地域住民と協働しながら教育現場で活用することで、こどもたちが地域の一員として自覚を持てるようにします。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	小中学生交流の集い開催	1回	継続実施

事業番号	事業名	担当課
49	環境学習の推進	生活環境課

事業内容

こどもを対象に環境学習を行い、自然環境の保全意識の高揚を図る取組を行います。また、実践型体験学習の充実に向け、市民や民間団体等と連携します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	開催回数	2回	継続実施
指標②	参加人数	38人	継続実施

施策4 こどもの遊び場・催し・交流の場・居場所の充実

こどもたちの学校と家以外の“居場所”づくりを推進し、こどもたち同士の交流をはじめ、多世代交流などを通じて、様々な体験や新しい視点、価値観を得る機会を充実させます。そのために、安全・安心な居場所となる施設等の整備や機能の充実を図ります。

▼主な取組

事業番号	事業名	担当課
50	放課後児童健全育成事業（放課後子ども総合プラン）	生涯学習課

事業内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設、保育所（園）等において、保護者のニーズに合わせて放課後児童クラブ数と定員の確保を図ります。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	クラブ数	27 か所	22 か所
指標②	定員	1,666 人	1,700 人

事業番号	事業名	担当課
51	放課後子ども教室推進事業（放課後子ども総合プラン）	生涯学習課

事業内容

放課後等に様々な体験活動を地域社会と連携して実施し、こどもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を養います。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	教室か所数	19 か所	15 か所

事業番号	事業名	担当課
52	児童健全育成事業	こども未来課 児童館 児童センター

事業内容

満18歳未満の児童に健全な遊びを与え、集団的、個別的に指導することで、児童の健康を増進し、情操を豊かにする活動を行います。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	参加人数（児童センター）	延べ2,544 人	延べ3,000 人
指標②	参加人数（児童館）	延べ2,923 人	延べ3,200 人

事業番号	事業名	担当課
53	児童厚生施設地域交流事業	こども未来課 児童センター

事業内容

地域の児童やその保護者を対象に、異年齢のこどもたちや親同士の交流を支援します。

指 標		基準値 (令和 5 (2023)年度)	目標値 (令和 11 (2029)年度)
指標①	参加人数	延べ 743 人	延べ 1,000 人

事業番号	事業名	担当課
54	公民館における各種講座・教室	中央公民館

事業内容

子育てに関する講座や親子で参加できる教室等を開催し、知識の普及と参加者同士の交流促進を図ります。

指 標		基準値 (令和 5 (2023)年度)	目標値 (令和 11 (2029)年度)
指標①	夏休み親子教室の実施数	5 公民館	5 公民館

事業番号	事業名	担当課
55	多世代間交流の推進	こども未来課

事業内容

三世代交流を推進することにより、親世代と祖父母世代の子育てに対する不安や意識の相違、悩みを解消させ、地域で安心して子育てができるよう努めます。

指 標		基準値 (令和 5 (2023)年度)	目標値 (令和 11 (2029)年度)
指標①			継続実施

施策5 青少年の健全な育成のための支援

全ての青少年が心身の健康づくりの機会を得られるよう、青少年の健全な育成を目的とする市民活動団体の取組を支援します。

また、各種スポーツ大会等を開催し、青少年をはじめ市民がスポーツを通して交流と健康増進につながる取組を推進します。

▼主な取組

事業番号	事業名	担当課
56	市民活動団体の活動支援	社会福祉課

事業内容

青少年の非行防止・健全育成・子育て支援など地域に根ざした活動を行う「石岡市更生保護女性の会」を支援します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	みんなのひろば利用者数	1,027人	700人

事業番号	事業名	担当課
57	市民活動団体の活動支援	生涯学習課

事業内容

青少年の健全な育成を運動として展開する「青少年を育てる石岡市民の会」や「石岡Y・S・C(高校生会)」等の活動を支援し、事業の実施を促進します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	少年の主張作文	877人	800人
指標②	あいさつ声かけ運動	1,661人	1,500人

事業番号	事業名	担当課
58	環境浄化活動	生涯学習課

事業内容

青少年が暴力情報、性的情報等の違法・有害情報を容易に入手することがないように、事業者への働きかけと啓発活動を推進します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	定期街頭指導(うち、1回早朝街頭指導)回数	月5~6回	月5回 (5回のうち2回は早朝街頭指導)
指標②	夜間街頭指導(8月のみ)人数	49人	
指標③	一斉街頭指導回数	年6回	

事業番号	事業名	担当課
59	社会体育団体活動支援事業	スポーツ振興課

事業内容

体育協会加盟団体及びスポーツ少年団の育成を図りながら各種スポーツ大会等の開催を促進し、市民の体力づくりと健康増進を図ります。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	スポーツ協会事業数	100 事業	大会等開催回数
指標②	スポーツ少年団事業数	14 事業	175 回

▶▶▶ ライフステージによらず行う支援プラン

基本目標 3 課題や困難を抱える子どもや家族への支援体制を整備します

施策1 障がい児のいる家庭への支援

就学後の児童が、その特性や発達の程度に応じた教育を受けられるよう学校環境の整備を行うとともに、生活環境においても、児童の保護者や家族が困りごとや悩み、不安を抱えることのないようサポート体制を整備し、誰もが安心して暮らしていけるまちづくりを推進します。

▼主な取組

事業番号	事業名	担当課
60	障がい児通所給付事業	社会福祉課

事業内容

障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	事業所数	10 か所	10 か所
指標②	利用人数	235 人	300 人
指標③	利用件数	2,890 件	3,300 件

事業番号	事業名	担当課
61	日中一時支援事業	社会福祉課

事業内容

障がい児の日中における活動の場を確保し、障がい児の親の就労支援と一時的な休息の確保を図ります。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	事業所数	82 か所	継続実施
指標②	利用人数	96 人	120 人
指標③	利用件数	890 件	1,500 人

事業番号	事業名	担当課
62	団体に対する活動補助	社会福祉課

事業内容

障がい者（児）団体の自主的な活動を支援し、補助金を助成します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	助成件数	2件	2件

事業番号	事業名	担当課
63	療育指導事業	こども未来課 社会福祉課 学校教育課 子育て応援課

事業内容

各種子育て支援事業及び福祉サービス等が地域の実情により、児童及び保護者の心身の状況や環境等に応じて提供されるよう、当該児童を養育するために最も適切な支援体制を構築します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①			継続実施

事業番号	事業名	担当課
64	障がい児の早期発見・早期対応 (母子保健事業及び教育・保育の場の活用)	こども未来課 学校教育課 子育て応援課

事業内容

教育・保育の現場においても、障がいの疑いのあるこどもたちについて常に状況を把握し、家庭や専門家との連携により、必要に応じた早期の対処に努めます。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①			継続実施

事業番号	事業名	担当課
65	重度障がい者等日常生活用具給付事業	社会福祉課

事業内容

自力で日常生活を営むことが困難な身体障がい児に対し、日常生活を容易にするための用具の給付を行う制度について周知を図るとともに、対象者の積極的な利用の促進を図ります。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	給付件数	13件	20件

事業番号	事業名	担当課
66	教育支援委員会	学校教育課

事業内容

学齢に達する幼児及び児童・生徒を対象に、調査の充実により特別な教育的支援を要する児童・生徒の把握に努め、早期からの適正な教育支援を図ります。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	委員数	15人	継続実施

事業番号	事業名	担当課
67	教育活動指導員配置	学校教育課

事業内容

小中学校に特別支援教育支援員を配置し、特別な教育的支援を要する児童・生徒の学校生活をサポートし、きめ細かな対応が取れる体制を整備します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	配置校	23校	継続実施
指標②	特別支援教育支援員数	81人	継続実施

事業番号	事業名	担当課
68	LD・ADHD・自閉症等への対応	学校教育課

事業内容

教職員の理解の促進を図り、こども一人ひとりの実態を把握しながら、学習障がい(LD)、注意欠陥/多動性障がい(ADHD)、自閉症等に対し、適切に対応できる体制の整備を推進します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	個別の教育支援計画の活用	全校実施	継続実施
指標②	特別支援教育コーディネーター研修会の実施	4回	6回予定

事業番号	事業名	担当課
69	障がい児の早期発見・早期対応	こども未来課 学校教育課 子育て応援課

事業内容

教育・保育の現場においても、障がいの疑いのあるこどもたちについて常に状況を把握し、家庭や専門家との連携により、必要に応じた早期の対処に努めます。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①			継続実施

事業番号	事業名	担当課
70	特別児童扶養手当	社会福祉課

事業内容

障がいを有する児童を養育している父母または養育者に対し、支給する制度について積極的な周知を図り、自発的な相談・申請を促進します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	給付人数	130人	100人

事業番号	事業名	担当課
71	心身障がい者扶養共済制度	社会福祉課

事業内容

保護者の死亡後の心身障がい者に年金を支給するための共済制度について、制度の積極的な周知を図り、加入者の増加に努めます。心身障がい者の保護者が一定の掛金を拠出し、その保護者に万一のことがあった場合、心身障がい者に対し終身年金を支給する相互扶助制度となります。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	加入件数	0件	1件

事業番号	事業名	担当課
72	障がい児福祉手当	社会福祉課

事業内容

日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障がい児に対し、支給する制度について積極的な周知を図り、自発的な相談・申請を促進します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	支給件数	31件	30件

事業番号	事業名	担当課
73	在宅心身障がい児福祉手当	社会福祉課

事業内容

満 20 歳未満の心身に障がいのある児童を養育している保護者に対して支給されます。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	支給件数	72 件	80 件

事業番号	事業名	担当課
74	重度障がい児住宅リフォーム助成金交付事業	社会福祉課

事業内容

重度の身体障がい児の家庭生活を送りやすくするための住宅の一部改良に対し、費用の一部を助成する制度について周知を図るとともに、対象者の積極的な利用を促進します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	助成件数	0 件	3 件

施策2 児童虐待に対する防止対策の充実

児童虐待がなくなる社会を目指して、その基本的な知識と理解の周知を徹底するとともに、相談しやすい窓口の開設や専門機関の整備と適切な支援につなげられる体制づくりを推進します。

▼主な取組

事業番号	事業名	担当課
75	児童虐待の防止対策の周知	子育て応援課

事業内容

児童虐待の早期発見・早期防止に向けて相談体制を整備するとともに、広報やホームページを利用し、通報義務を周知します。また、関係機関との連携を強化していきます。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	オレンジリボンたすきリレーの実施	1 回/年	継続実施

事業番号	事業名	担当課
76	児童虐待の発生予防・早期発見	子育て応援課

事業内容

令和6(2024)年4月石岡保健センター内に母子保健事業、子育て世代包括支援事業、子ども家庭総合支援事業を一体的に実施するこども家庭センターを開設しました。

相談窓口を常時開設するとともに、引き続き関係機関と連携しながら家庭訪問や各種健診、相談等において、身体状況や親子の関わりの観察等により虐待の早期発見につなげる体制を整備し、発生予防に努めます。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	家庭相談員の配置	2人	2人

施策3 生活困窮家庭とその子どもへの支援

<石岡市こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画>

こどもの貧困の解消に向け、家族に対する経済的支援をはじめ、生活安定と各種制度の周知徹底に向けた取組を推進します。

子どもたちがいかなる環境あっても、学びの機会が損なわれることのないよう、また、将来の選択肢が狭まることのないよう、学習機会の充実にに向けた取組を推進します。

▼主な取組

事業番号	事業名	担当課
77	生活困窮者の子どもに対する学習支援事業	社会福祉課

事業内容

低所得者等世帯の小学生や中学生を対象とした学習支援事業を実施します。勉強だけに限らず、生活や学校での悩みなどの相談も受け付けます。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	実施か所	1か所	1か所

事業番号	事業名	担当課
78	自立相談支援事業	社会福祉課

事業内容

生活保護の受給には至らないが、経済的に困窮している方に対し、相談支援員と一緒に課題を整理しながらプランを立て、自立に向けたサポートを実施します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	相談件数	20件	15件

事業番号	事業名	担当課
79	住居確保給付金の給付	社会福祉課

事業内容

離職等により住居を失った方または、失うおそれの高い方に対し、一定期間家賃相当額を支給するとともに、再就職に向けた支援を行います。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	支給件数	5件	5件

事業番号	事業名	担当課
80	就労準備支援事業	社会福祉課

事業内容

「社会との関わりに不安がある」「他人とのコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に対して、就労に向けた基礎能力の習得や就労体験などの支援を行います。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	支援件数	14 件	15 件

事業番号	事業名	担当課
81	家計改善支援事業	社会福祉課

事業内容

家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の状況を「見える化」し、利用者の家計管理の意欲を引き出します。

また、滞納の解消や各種給付金制度の利用に向けた支援、債務整理に関する支援なども行います。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	支援件数	13 件	10 件

施策4 いじめ、不登校、悩みや不安を抱える子どもへの支援

いじめや不登校など、児童・生徒が抱える悩みや不安に対して、気軽に相談できる身近な人材や専門機関の確保を推進し、子どもたちが心身ともに健康に成長できるようサポート体制の充実を図ります。

▼主な取組

事業番号	事業名	担当課
82	教育相談室「あすなろ」	学校教育課

事業内容

児童・生徒の不登校解消に向けた活動内容の充実を図り、悩みや不安の解決に努め、社会的自立を支援します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	相談員の配置人数	6人	継続実施

事業番号	事業名	担当課
83	サポートチーム等地域支援システムづくり推進事業	学校教育課

事業内容

学校教育に係る解決の難しい課題に対し、地域住民や関係機関による専門機関がサポートチームを設置して対応し、問題行動の状況や背景を共有しながらその解決に努めます。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	スーパーバイザー配置人数	1人	継続実施

施策5 権利に関する普及啓発

様々な個性やおかれた環境にかかわらず、全てのこどもが最善の利益を得られるよう「子どもの権利条約」に掲げられている内容をもとに、学校教育や家庭教育において理解の促進を図ります。

▼主な取組

事業番号	事業名	担当課
84	学校教育における人権教育の推進	学校教育課

事業内容

教員等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、子どもの権利条約やこども基本法等について周知・啓発を行うなどして、こどもの権利を含む人権教育の一層の推進を図ります。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	人権教育担当者研修会の実施		継続実施

事業番号	事業名	担当課
85	人権啓発活動の実施	学校教育課

事業内容

「人権教室」の開催、啓発冊子の配布、いじめや児童虐待をテーマとした啓発動画の配信など、「こどもの人権を守ろう」の啓発活動を実施します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	教職員向け人権啓発動画の視聴		継続実施
指標②	児童・生徒向け人権啓発動画の視聴		継続実施

基本目標 4 子育て当事者への支援を強化します

施策 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育てや教育にかかる費用が、子育て家庭に経済的負担として大きくのしかかることのないよう、各種制度の周知や利用しやすいアプローチに努め、全ての子育て家庭の充実した子育て・教育の環境づくりを推進します。

▼主な取組

事業番号	事業名	担当課
86	多子世帯保育料軽減事業	こども未来課

事業内容

就学前のこどもを2人以上もつ世帯の経済的な負担軽減を図るため、保育料の支援を行います。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	対象児童	113 人	100 人
指標②	軽減額	13,803 千円	11,000 千円

事業番号	事業名	担当課
87	児童手当支給	こども未来課

事業内容

18 歳年度末までの市内に住所を有する児童のうち、家庭等における生活の安定とともに、児童の健やかな成長を目的として、その保護者に児童手当を支給します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	受給者数	3,911 人	4,000 人

事業番号	事業名	担当課
88	交通遺児育英基金	コミュニティ推進課

事業内容

小中学校に在学する児童・生徒に対し、育英助成を推進します。

指 標		基準値 (令和 5 (2023)年度)	目標値 (令和 11 (2029)年度)
指標①	申請件数	0件	0件

事業番号	事業名	担当課
89	小学校入学祝品給付事業	教育総務課

事業内容

小学校に入学する児童に対し、入学祝品としてランドセルを給付することで、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。

指 標		基準値 (令和 5 (2023)年度)	目標値 (令和 11 (2029)年度)
指標①	申請者数	492人	対象者申請率 100%

事業番号	事業名	担当課
90	小中学生の給食費免除【新規】	学校給食課

事業内容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び物価高騰等の影響を受ける子育て世帯の負担を軽減するため、学校給食費を免除します。

指 標		基準値 (令和 5 (2023)年度)	目標値 (令和 11 (2029)年度)
指標①	給食費免除対象者	4,661人	給食費については国や県の動向を踏まえて検討してまいります

施策2 家庭（祖父母等の親族含む）の養育力・教育力向上と育児参加の促進

こどもたちの父母をはじめ、祖父母等の親族を含む保護者が、こどもを育てる養育力を育み、家庭で学びの提供ができる教育力を高めることで、こどもたちがさらに多くのことに関心や興味を示し、向上心や自尊心を高められるよう、家庭での学習の場づくりやきっかけづくりを推進します。

▼主な取組

事業番号	事業名	担当課
91	家庭教育学級	生涯学習課

事業内容

各小中学校及び幼児教育施設において、家庭や家族のあり方などについて学習する機会を提供し、親同士の意見交換の場を設ける等の手法により、参加者の主体的な学習の場づくりを促進します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	実施回数	56回	全小中学校、幼児教育施設にて開設
指標②	参加人数	1,810人	

事業番号	事業名	担当課
92	ブックスタート事業(①4～5か月児・②1歳児)	中央図書館

事業内容

- ①4～5か月児健診を受診する乳児と保護者を対象に、家庭での読み聞かせの推進や図書館利用の啓発のためのブックスタートパックの配布を行います。
- ②1歳児相談を受診する乳児と保護者へ、ボランティアによるおはなし会と職員による図書館利用啓発やおはなし会の案内を行います。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	参加者数(①4～5か月児)	320人	320人
指標②	参加者数(②1歳児)	119人	119人

事業番号	事業名	担当課
93	各種事業・おはなし会の実施	中央図書館

事業内容

幼児期から本を読むことの楽しさ、大切さを理解してもらうため、各種事業やおはなし会等を実施し、より多くの子育て家庭の参加促進を図ります。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	実施回数(おはなし会)	48回	55回
指標②	実施回数(事業)	12回	15回

事業番号	事業名	担当課
94	図書サービスの充実	中央図書館

事業内容

学習拠点及び情報発信基地としての図書サービスの展開と幅広い蔵書の確保を図ります。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	蔵書数(図書)	217,902冊	230,000冊
指標②	蔵書数(視聴覚資料)	5,588点	5,800点

事業番号	事業名	担当課
95	石岡市公民館講座預かり事業	中央公民館

事業内容

市民のニーズを把握した上で、子育て世代の方でも公民館講座に参加しやすいよう、受講中こどもの一時預かりを検討します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	実施公民館数	0か所	5か所

施策3 悩みや不安を抱える子育て家庭への支援

子育てに関する悩みや不安を一人で抱え込まないよう、身近で寄り添った地域の相談支援体制を整備します。安心して相談ができるよう、訪問による相談支援や講座の開催など、様々な対応方法を展開し、子育て家庭の状況に合わせたサポートができる体制づくりを推進します。

▼主な取組

事業番号	事業名	担当課
96	家庭相談事業	子育て応援課

事業内容

児童相談所等と連携しながら、いじめや不登校、発達の遅れ等、こどもを取り巻く様々な問題や悩みを持つ家庭の相談に応じます。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	相談件数	3,388 件	継続実施

事業番号	事業名	担当課
97	子育て支援講座の実施	子育て応援課

事業内容

関係部署と連携しながら、子育て中の保護者を支援する講座の実施に努めます。

子育て世帯へのアンガーマネジメント講座を年3～4回開催し、子育ての中で感じる怒りのコントロール方法を学ぶ機会づくりを行っています。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	アンガーマネジメント講座等の開催数		3回/年

事業番号	事業名	担当課
98	訪問型家庭教育	生涯学習課

事業内容

家庭教育支援員による子育てに関する相談体制の充実と、個別ケースに応じた柔軟な手法での家庭教育に関する情報の提供に取り組みます。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	希望支援対象家庭への相談件数	4 件	継続実施
指標②	個別面談対応家庭への相談件数	150 件	継続実施

施策4 ひとり親家庭への支援

母子家庭、父子家庭などのいわゆる“ひとり親家庭”が、経済的困窮や地域で孤立することがないように、各種制度の周知徹底や身近な相談支援機関の設置に向けた取組を推進します。

▼主な取組

事業番号	事業名	担当課
99	母子・父子自立支援事業	こども未来課

事業内容

母子家庭等の親の自立に向け、母子・父子自立支援員を確保しながら、生活全般にわたるきめ細かな相談や指導を実施します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	相談員数(母子・父子自立支援員、就業支援専門員)	2人	2人

事業番号	事業名	担当課
100	児童扶養手当支給	こども未来課

事業内容

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない18歳以下の子どもが育成されるよう、制度の周知により家庭の生活の安定と自立の促進を図ります。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	認定者数	621人	継続実施
指標②	受給者数	521人	継続実施

事業番号	事業名	担当課
101	母子・父子家庭医療費助成	保険年金課

事業内容

ひとり親家庭の親と子どもに対する医療費の助成について、安心して医療にかかれるよう、制度の周知により対象者の利用を促進します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	対象人数	1,252人	継続実施

事業番号	事業名	担当課
102	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	こども未来課

事業内容

20歳未満の児童のいる母子家庭等に対し、事業開始資金や修学資金などを無利子または低利で融資する制度について、制度の周知により対象者の利用促進を図ります。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	貸付件数	2件	継続実施

事業番号	事業名	担当課
103	母子父子世帯入学祝品支給事業	こども未来課

事業内容

母子父子世帯を対象に小学校入学時に茨城県及び石岡市の母子寡婦会より祝品を支給します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	支給件数	5件	5件

事業番号	事業名	担当課
104	高等職業訓練促進給付事業	こども未来課

事業内容

母子家庭の母または父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のために半年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担軽減のため、給付金を支給します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	給付件数	5件	5件

事業番号	事業名	担当課
105	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付事業	こども未来課

事業内容

高等学校卒業資格のないひとり親家庭の親及び20歳未満の子に対して、指定された講座の受講に関する費用の一部を助成します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	給付件数	0件	2件

事業番号	事業名	担当課
106	市民活動団体の活動支援	こども未来課

事業内容

母子並びに寡婦家庭等の福祉の増進を図るために活動する「石岡市母子寡婦福祉会」の活動を支援します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	母子寡婦福祉会の登録者数	47人	50人

施策5 共働き・子育てへの支援

女性の積極的な社会進出をはじめとした共働き家庭の増加傾向は今後も大きく変わらないことを考え、共働き家庭が抱える悩みや育児方法、就労先の悩み、就労支援など、就労と子育ての両立ができるよう市のサポート体制の充実を図ります。

▼主な取組

事業番号 107	事業名 男女共同参画セミナーの開催 (さわやかハーモニーセミナー)	担当課 人口創出課
--------------------	---	--------------

事業内容

市民を対象に、各分野から男女共同参画推進のテーマに沿った講師を招き、セミナーを開催します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	セミナーの開催回数	1回	1回

事業番号 108	事業名 男性のための子育て(家事)講座の開催	担当課 人口創出課
--------------------	---------------------------	--------------

事業内容

積極的に子育てや家事に関わる意識醸成のため、男性向けの講座を開催します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	男性のための子育て(家事)に関する講座の開催数	1回	1回

事業番号 109	事業名 小中学校への出前講座	担当課 人口創出課
--------------------	-------------------	--------------

事業内容

小中学校に対し、男女共同参画についての出前講座を実施し、男女の共同参画に関する意識づくりを行います。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	実施校	0校	2校

事業番号	事業名	担当課
110	働き方の見直し	こども未来課 人口創出課

事業内容

父親母親の双方がその特性をいかして子育てや家事に携わることができるよう、市内の各事業所とも連携して働き方や子育てについて考え、行動できるよう啓発活動を進めます。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	企業向けセミナーの開催	1回	1回

事業番号	事業名	担当課
111	就労に関する情報提供	こども未来課

事業内容

母子家庭等の親の就業を促進するため、茨城県や関係機関との連携を強化し、母子家庭等の就労に関する情報提供と雇用や職業訓練等に関する情報提供をします。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	就労相談件数	481件	300件

基本目標 5 地域の子育て環境を整備します

施策1 こどもや子育て家庭にやさしい環境の整備

こどもたちとその保護者や家族が安心して子育てができるよう、日常生活で利用しやすい公園の整備や公共施設の利便性の向上などを推進します。

▼主な取組

事業番号	事業名	担当課
112	赤ちゃんの駅の整備・促進	こども未来課

事業内容

子育て中の親子が安心して利用できるおむつ交換台やベビーキープを備えたトイレの整備を推進し、子育て世帯にやさしい環境づくりを進めます。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	設置か所	33 か所	30 か所

事業番号	事業名	担当課
113	こどもの遊び場維持管理事業	こども未来課

事業内容

市内の神社の境内などに滑り台や鉄棒等を設置して、こどもが利用できる遊び場の整備・維持管理を図ります。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	遊び場数	4 か所	4 か所

事業番号	事業名	担当課
114	公園の整備・維持管理	都市計画課

事業内容

誰でも手軽に利用できる都市公園の環境整備を図り、公園利用者が安全で快適に利用できるよう除草や清掃、遊具の点検などの維持管理を行います。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	整備・維持管理する公園数	34 か所	34 か所

事業番号	事業名	担当課
115	公共施設の開放	中央公民館 こども未来課 コミュニティ推進課

事業内容

公民館、児童館（園庭含む）、児童センター、コミュニティセンターなど開放を実施する公共施設の活用を図り、親子が気軽に集い、遊ぶことのできる居場所づくりを進めます。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①			継続実施

施策2 こどもが安心して過ごせる環境の整備

こどもたちが安全に安心して登降園、登下校できるよう、道路整備や注意喚起、備えなど日頃からできることに取り組むまちづくりを推進します。

▼主な取組

事業番号	事業名	担当課
116	街路灯の設置	コミュニティ推進課

事業内容

市道での交通安全上または通学路での危険な箇所、街路灯を設置し通行の安全性を確保します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	設置数	1,709 灯	1,920 灯

事業番号	事業名	担当課
117	交通安全教室の実施	コミュニティ推進課

事業内容

関係機関と連携し、保育所（園）、小学校、中学校の児童・生徒を対象とした交通安全教室を開催し、特に小さな時期からの交通安全意識の醸成を図ります。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	交通安全教室の開催	18 件	16 件

事業番号	事業名	担当課
118	エンゼル・パトロール	コミュニティ推進課

事業内容

制度の周知によりボランティア会員を増やしなが、ボランティア会員により地域の見守り活動を行う「エンゼル・パトロール」の活動を推進し、地域との連帯を強化して犯罪の予防効果を高めます。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	ボランティア会員登録者数	733 人	750 人

事業番号	事業名	担当課
119	防犯灯の設置	コミュニティ推進課

事業内容

地域防犯対策の1つとして、地区代表者の申請により生活道路や通学路等への防犯灯の設置補助を行います。新規に防犯灯のLED灯化の設置を推進し、治安維持に努めます。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	設置数	258 灯	332 灯

事業番号	事業名	担当課
120	石岡市自転車用ヘルメット購入支援【新規】	コミュニティ推進課

事業内容

令和5(2023)年4月1日に道路交通法が改正され、自転車乗車時におけるヘルメット着用の努力義務が全年齢に拡大となったことを受け、市民の自転車乗車時のヘルメット着用をより一層促進し、致命的な怪我を負うような交通事故から市民の命を守るために、購入時に使用できるクーポンを発行し、ヘルメットの購入支援をするものです。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	クーポン使用件数	354 件 ※R5.11~R6.3	事業実施が令和9年度までの予定

事業番号	事業名	担当課
121	こどもを守る110番の家	生涯学習課

事業内容

地域の協力を得ながら通学路を中心に「こどもを守る110番の家」を指定し、こどもの保護と警察への通報を行います。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	協力件数	876 件	880 件

事業番号	事業名	担当課
122	交通安全施設整備	道路建設課

事業内容

市内全域において、歩道新設や既存歩道の改築、防護柵及び区画線の設置等を推進し、安全で安心な歩行空間の構築を図ります。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	整備延長	69,887m	30,000m

施策3 事業者、支援団体への支援

子どもたちや子育て世代が地域に関わり、地域との交流を通して心の安定や子育てがより楽しくなるよう、地域で様々な活動に取り組んでいる地域団体を支援します。

▼主な取組

事業番号	事業名	担当課
123	子育てサークルとの連携・協力	子ども未来課

事業内容

子どもをもつ家庭と世代間交流を行う団体との連携や協力を図り、活動場所の提供や活動内容を周知するなど、子育てサークルの主体的な活動を支援します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①			継続実施

事業番号	事業名	担当課
124	ボランティア活動促進事業	社会福祉課

事業内容

活動内容の周知や参加の呼びかけ及び活動の場や情報の提供などにより、ボランティア団体の育成と支援を行い、活動の活性化を図ります。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①	実施団体	12 団体	6 団体
指標②	会員数	97 人	82 人

▶▶▶ 支援プラン全体に関わる取組

施策1 子育て情報発信の充実

子ども・子育てに関わる様々な制度や支援内容を、全ての子育て世代へわかりやすく届けるために、情報発信手段の多様化を図ります。また、子育て世代が気になる地域の子育て関連情報をスムーズに入手できるよう、情報取得手段の工夫に努めます。

▼主な取組

事業番号 125	事業名 子育てガイドブックの作成・配布	担当課 子育て応援課 こども未来課
--------------------	------------------------	-------------------------

事業内容

子育てガイドブックを作成し、転入者や子育てが初めての保護者などへ子育て関連の情報を提供するとともに、子育て中の親同士や親と地域とがつながるような環境づくりを進めます。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①		随時配布	随時配布

事業番号 126	事業名 石岡市子育て応援ポータルサイト「てとて」の充実	担当課 子育て応援課 こども未来課
--------------------	--------------------------------	-------------------------

事業内容

市独自の助成制度に関するわかりやすい内容や、子育てに関する旬の情報を定期的に掲載します。

指 標		基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①		継続実施	継続実施

施策2 子育てしやすいまちづくりに向けた全市的な取組の推進

子育てをサポートする側の民間企業に対する子育てへの理解を促進するとともに、仕事と子育て環境が充実したまちづくりの推進に向けて、市民、地域、学校、専門機関、民間企業、行政が一体となって取り組めるよう連携体制を整備します。

▼主な取組

事業番号	事業名	担当課
127	一般事業主行動計画の情報提供	こども未来課

事業内容

市内企業が策定した一般事業主行動計画等の情報をホームページ等に掲載し、子ども・子育て施策への理解を促進します。

	指標	基準値 (令和5(2023)年度)	目標値 (令和11(2029)年度)
指標①			継続実施

第4章

子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

1

量の見込みの推計

(1) 量の見込みの基本的な考え方

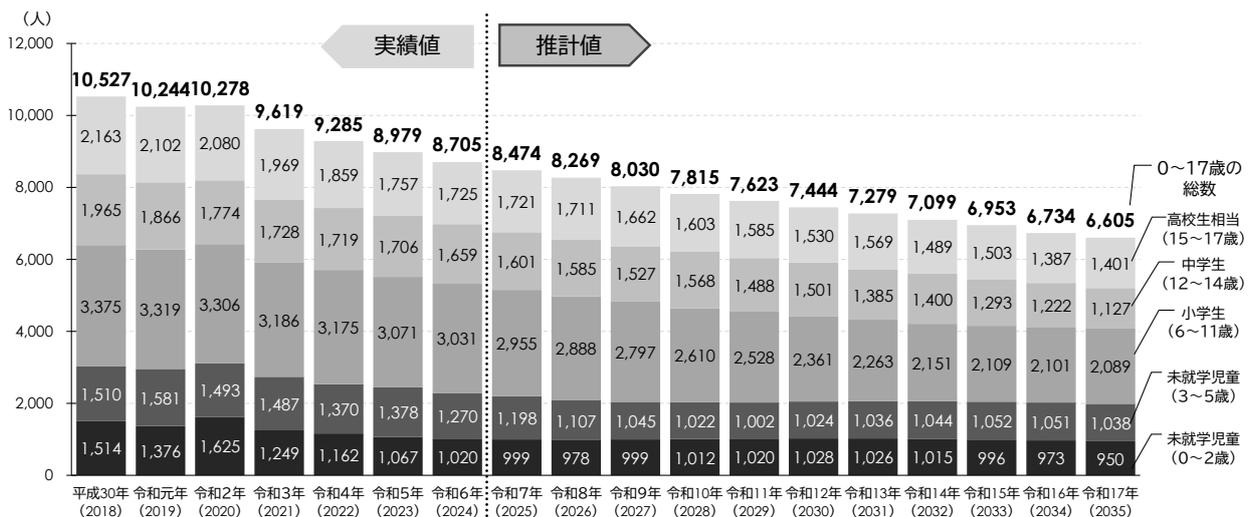
量の見込みとは、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の利用人数の見込みを意味します。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計にあたっては、就学前児童及び就学児の保護者を対象としたニーズ調査の結果を踏まえつつ、過去5年間の実績値も参考にしながら「利用率」を求めた上で、今後の利用率の変化の方向を検討しながら設定しました。

(2) 市の将来人口の推計

市の将来人口は、既存の市の人口推計結果を踏まえつつ、本計画が年齢別のこどもの人数を年度ごとに必要とする特性を考慮し、改めて1歳階級別コーホート変化率法による将来人口推計を行いました。

▼市の0～17歳の将来人口推計（コーホート変化率法に基づく）



資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)に基づくコーホート変化率法による将来人口推計



教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

本市の場合、教育・保育の提供区域の設定にあたっては、本市の面積が非常に広い反面、特徴ある教育・保育サービスを提供している事業者が多い特性を考慮し、市民が市内の全ての保育所（園）、認定こども園等を選択できるようにします。

市内の教育・保育の提供区域を 1 つにすることで、例えば、市外から移住してきた人が、環境に優れた地域に居住しながら、市街地近くの教育・保育サービスを受けることが選択できるようになるなど、本市の魅力がより高まることが期待されます。

3

施設型給付事業及び地域型保育給付事業

就労形態の多様化や母親の就労意向の増加等により、保育を必要とするこどもが増加している状況を踏まえ、今後の本市における教育・保育及び地域型保育事業の「量の見込み」については、前計画期間中の実績値（入園申込み数）をもとに、市における将来の児童人口の変動を見込んだ上で算出しました。

(1) 1号認定（3歳以上、認定こども園を利用希望）

▼量の見込みと確保の方策

(単位：人)

	実績値					計画値					
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	
量の見込み (利用者数)	357	360	333	340	273	251	227	209	199	190	
確保の方策 (定員数)	特定教育・ 保育施設	557	482	482	482	435	420	379	349	333	318
	確認を受け ない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の 施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	預かり保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	広域利用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(確保の方策)－(量の見込み)	200	122	149	142	162	169	152	140	134	128	

※確認を受けない幼稚園とは、自治体が施設型給付の対象となることを確認する「幼稚園・保育所(園)・認定こども園(特定教育・保育施設)」に該当しない、私立幼稚園のこと。(私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっています。)

○確保の方策の考え方

これまでの対象児童数に対する1号認定者数の割合を基に適正な量の見込みを算出するとともに、十分な提供体制を整備した確保の方策を設定しています。

(2) 2号認定（3歳以上、保育所（園）・認定こども園を利用希望）

▼量の見込みと確保の方策

(単位：人)

		実績値					計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み (利用者数)		1,018	1,004	922	932	885	815	734	676	645	617
確保の方策 (定員数)	特定教育・ 保育施設	1,132	1,133	1,120	1,094	1,093	748	748	689	657	629
	特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の 施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	広域利用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(確保の方策)－(量の見込み)		114	129	198	162	208	▲67	14	13	12	12

○確保の方策の考え方

令和7（2025）年度のみ量の見込みが確保の方策を上回りますが、以降の年度ではこれまでの対象児童数に対する2号認定者数の割合を基に適正な量の見込みを算出するとともに、十分な提供体制を整備した確保の方策を設定しています。

(3) 3号認定（0～2歳、保育所（園）・認定こども園を利用希望）

▼量の見込みと確保の方策

(単位：人)

0歳児保育		実績値					計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み (利用者数)		124	111	97	111	112	113	112	111	109	107
確保の方策 (定員数)	特定教育・ 保育施設	157	160	160	164	159	122	121	120	118	115
	特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の 施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	広域利用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(確保の方策)－(量の見込み)		33	49	63	53	47	9	9	9	9	8
1歳児保育		実績値					計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み (利用者数)		205	205	161	168	199	174	176	174	172	169
確保の方策 (定員数)	特定教育・ 保育施設	244	237	237	242	234	181	183	182	179	176
	特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の 施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	広域利用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(確保の方策)－(量の見込み)		39	32	76	74	35	7	7	8	7	7
2歳児保育		実績値					計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み (利用者数)		273	257	258	220	233	231	201	203	202	200
確保の方策 (定員数)	特定教育・ 保育施設	317	310	310	294	297	208	208	210	209	206
	特定地域型 保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の 施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	広域利用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(確保の方策)－(量の見込み)		44	53	52	74	64	▲23	7	7	7	6

○確保の方策の考え方

2歳児保育の令和7（2025）年度のみ量の見込みが確保の方策を上回りますが、以降の年度ではこれまでの対象児童数に対する3号認定（2歳児保育）者数の割合を基に適正な量の見込みを算出するとともに、十分な提供体制を整備した確保の方策を設定しています。

4

地域子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法で定められた事業について、地域の実情に応じて市町村が実施するものです。利用実績の状況から本計画期間中の量の見込みとそれに十分対応できる確保の方策を算出します。

(1) 利用者支援事業

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

また、妊婦等包括相談支援事業は、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。令和6（2024）年の子ども・子育て支援法改正により新たに事業として創設されました。

▼量の見込みと確保の方策

(単位：か所)

		実績値				見込値	計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	基本型	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	特定型	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1	/	/	/	/	/
	こども家庭センター型	/	/	/	/	/	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	/	/	/	/	/	0	0	0	0	0
確保の方策	基本型	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	特定型	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1	/	/	/	/	/
	こども家庭センター型	/	/	/	/	/	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関	/	/	/	/	/	0	0	0	0	0
(確保の方策)－(量の見込み)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○確保の方策の考え方

市内はすでに、基本型、特定型、こども家庭センター型を1か所ずつ設置しています。今後も、市民ニーズの変化や法改正等の動向を注視し、供給量の検討を継続します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行う事業です。

▼量の見込みと確保の方策

(単位：人回)

	実績値				見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	34,095	33,600	32,895	32,899	32,893	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000
確保の方策	34,095	33,600	32,895	32,899	32,893	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000
施設数(か所)	5	5	5	5	6	8	8	8	8	8
(確保の方策)－(量の見込み)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○確保の方策の考え方

市内の中中学校区が5か所であることを考慮し、供給量の追加は行いません。

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握や検査計測及び保健指導を実施します。また、妊娠期間中の時期に必要な応じて医学的な検査を実施します。

▼量の見込み

(単位：人)

	実績値				見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	384	384	346	311	311	400	400	400	400	400

○確保の方策の考え方

対象者全員への提供が可能な体制とします。なお、対象者の受診漏れを防ぐよう、広報活動を強化します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

母親の不安を軽減し、子育て支援に関する情報提供を行い、円滑に育児ができるようにしていくことを目的として、生後4か月までの全戸訪問を実施します。また、特に支援の必要な家庭には養育支援訪問等で実施します。

▼量の見込み

(単位：人)

	実績値				見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	371	332	370	325	325	400	400	400	400	400

○確保の方策の考え方

対象者全員への提供が可能な体制とするため、必要な保健師の確保を図ります。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育の支援を確保します。

▼量の見込みと確保の方策

(単位：人)

	実績値				見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	11	12	17	19	7	20	20	20	20	20
確保の方策	11	12	17	19	7	20	20	20	20	20
(確保の方策)－(量の見込み)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○確保の方策の考え方

子育てに困難を覚える保護者などに対して、十分な提供ができるよう、必要量を確保します。

(6) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

令和5（2023）年度まで養育支援訪問事業の家事・育児支援として実施しており、令和4（2022）年の児童福祉法改正により新たに事業として創設されました。引き続き、関係機関と連携し家事・子育て支援が必要な家庭の把握に努め、必要な家庭全てに必要な支援を提供できるよう、継続的に事業を実施します。

(7) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。また、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

令和4（2022）年の児童福祉法改正により新たに事業として創設されました。本市においても、本事業については、必要に応じて検討していく必要があります。

(8) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。さらに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。令和4（2022）年の児童福祉法改正により新たに事業として創設されました。

(9) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

児童の保護者が疾病、出産、看護、災害、事故、出張、学校の行事への参加などの理由により、こどもの養育が一時的に困難になり、ほかに養育する人がいないこどもを預かります。

▼量の見込みと確保の方策

(単位：人日)

	実績値				見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
確保の方策	21	21	21	21	21	10	10	10	10	10
施設数(か所)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
(確保の方策)－(量の見込み)	14	14	14	14	14	3	3	3	3	3

○確保の方策の考え方

市内には施設がないため、引き続き市外での確保を図ります。

(10) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を希望する人と、当該援助を希望する人の相互援助活動を行う事業です。

▼量の見込みと確保の方策

(単位：人)

	実績値				見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
確保の方策	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
(確保の方策)－(量の見込み)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○確保の方策の考え方

石岡市社会福祉協議会が実施する「在宅福祉サービス」により事業量を確保します。

(11) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳児または幼児について、保育所（園）、認定こども園、その他の場所で預かる事業です。

▼量の見込みと確保の方策【幼稚園型】

(単位：人日)

	実績値				見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	4,537	3,429	3,862	4,073	5,196	5,100	4,885	4,763	4,797	4,829
確保の方策	4,537	3,429	3,862	4,073	5,196	5,100	4,885	4,763	4,797	4,829
施設数(か所)	11	11	10	7	7	7	7	7	7	7
(確保の方策)－(量の見込み)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○確保の方策の考え方

現時点では需要を満たしているため、新たな供給量の追加は行いません。

▼量の見込みと確保の方策【幼稚園型以外】

(単位：人日)

	実績値				見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	1,655	1,110	1,089	1,176	1,100	1,008	924	848	777	712
確保の方策	1,655	1,110	1,089	1,176	1,100	1,008	924	848	777	712
施設数(か所)	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
(確保の方策)－(量の見込み)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○確保の方策の考え方

現時点では需要を満たしているため、新たな供給量の追加は行いません。

(12) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもに対して、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、認定こども園、保育所（園）等において保育を実施する事業です。

▼量の見込みと確保の方策

(単位：人日)

	実績値				見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	219	296	207	426	400	411	413	427	447	464
確保の方策	219	296	207	426	400	411	413	427	447	464
施設数(か所)	12	11	10	10	10	10	10	10	10	10
(確保の方策)－(量の見込み)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○確保の方策の考え方

現時点では需要を満たしていますが、延長時間等で今後ニーズの拡大等があった場合には、事業の拡大を図ります。

(13) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

児童の病気が回復期にあり、かつ集団保育が困難な時期において、医療機関や保育所（園）等に付設された専用スペース等において一時的に保育を行う事業です。

▼量の見込みと確保の方策

（単位：人日）

	実績値				見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
量の見込み	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
確保の方策	9	1	0	0	0	11	11	11	11	11
病児・病後児対応型	9	0	0	0	0	11	11	11	11	11
体調不良児対応型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非施設型（訪問型）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業※	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保の方策	施設数									
病児・病後児対応型	1	1	0	0	0	1	1	1	1	1
体調不良児対応型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非施設型（訪問型）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
（確保の方策）－（量の見込み）	▲1	▲9	▲10	▲10	▲10	1	1	1	1	1

※ 病児・緊急対応強化事業

○確保の方策の考え方

関係医療機関と連携しながら、引き続き需要に対応していきます。

(14) 放課後児童対策パッケージを踏まえた事業

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に学校の余裕教室、児童クラブ専用施設等を利用して、遊びを主とした児童の健全育成及び適切な生活指導を行い、児童の福祉の向上を図る事業です。

▼利用人数の実績と確保の方策

（単位：人）

量の見込み	利用人数	実績値					計画値				
		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	利用人数	809	813	868	900	907	934	954	974	994	1014
	1年生	224	220	235	192	214	246	250	254	258	262
	2年生	209	205	200	241	193	231	235	239	243	247
	3年生	171	161	177	173	211	192	195	198	201	204
	4年生	113	133	133	141	138	139	142	145	148	151
	5年生	56	59	88	98	86	80	83	86	89	92
	6年生	36	35	35	55	65	46	49	52	55	58
確保の方策	利用人数	882	833	894	955	994	934	954	974	994	1014
	1年生	244	226	256	223	248	246	250	254	258	262
	2年生	227	209	208	268	217	231	235	239	243	247
	3年生	186	165	185	176	225	192	195	198	201	204
	4年生	124	136	131	141	149	139	142	145	148	151
	5年生	62	61	84	95	87	80	83	86	89	92
	6年生	39	36	30	52	68	46	49	52	55	58
確保の方策	施設数 (か所)	26	27	27	27	22	22	22	22	22	22
(確保の方策)－(量の見込み)		73	20	26	55	87	0	0	0	0	0

放課後子ども教室推進事業

全ての児童を対象として、安全・安心なこどもの活動拠点を設け、地域が連携して子どもたちに学習や様々な体験・交流活動を実施することで、社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を育む事業です。放課後児童クラブと一体的に実施します。

▼放課後子ども教室の実施計画

（単位：校）

実施小学校数	実績値					見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
実施小学校数	19	19	19	19	15	15	15	15	15	15	
一体的な実施校数	19	19	19	19	15	15	15	15	15	15	

※全校実施が基本ですが、小学校の統合再編によって、校数変動する可能性があります。

○確保の方策の考え方

本市では、公立小学校全校で放課後児童クラブを開設し、小学校1年生から6年生までの全学年を受け入れています。また、幼児教育施設7か所においても、民間の放課後児童クラブが開設されています。

今後、小学校の統合再編を踏まえた整理統合を検討しつつも、保護者のニーズがあり、事業の実施体制が整備されている場合は、補助制度等を活用し、事業の拡大を図ります。

(15) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。令和6年の子ども・子育て支援法改正により新たに事業として創設されました。

▼量の見込みと確保の方策

(単位：回)

	実績値				見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み						400	400	400	400	400
確保の方策						400	400	400	400	400
(確保の方策)－(量の見込み)						0	0	0	0	0

○確保の方策の考え方

こども家庭センターで実施します。

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所（園）等に通っていない0歳6か月～2歳の乳幼児を対象に、就労要件を問わず月一定時間まで預かる事業です。令和6（2024）年の子ども・子育て支援法改正により新たな事業として令和7（2025）年度に制度化され、令和8（2026）年度から新たな給付制度として実施する必要があります。

(17) 産後ケア事業

生後1歳未満の乳児とその母親に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

令和6（2024）年度までは母子保健医療対策総合事業として実施していましたが、令和6年の子ども・子育て支援法改正により新たに地域子ども・子育て支援事業として位置づけられました。

▼量の見込みと確保の方策

（単位：件）

	実績値				見込値	計画値				
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	52	100	77	61	70	75	80	85	90	95

○確保の方策の考え方

市が指定する医療機関等の施設で実施します。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

無償化に伴う認定こども園の給食費（副食費）の実費徴収による新たな保護者負担の発生を回避するため、世帯の所得状況等を勘案して、副食費実費分の全部または一部を助成する事業です。国の制度に基づき事業を実施します。

(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。アドバイス等により新規事業者の参入を促すとともに、良質な保育事業者の選定などに留意していきます。

**5****教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保**

核家族化の進行や就労形態の多様化等により、こどもを取り巻く環境は大きく変化しています。

将来の就学前児童数は、0～2歳は微増、3～5歳は微減または横ばいで推移することが予想されていますが、認定こども園での預かり保育や認可保育所（園）における延長保育など、多様なニーズに応じた体制の確保が求められるため、引き続き、認定こども園、認可保育所（園）、認証保育所（園）等の充実を図る必要があります。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために極めて重要であることから、これまで培ってきた知識・技能をいかしつつ、こども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供していきます。

また、認可保育所（園）、認定こども園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針等についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて相互の連携を強化しつつ、市全体として小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性や一貫性を確保していきます。

**6****子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保**

令和元（2019）年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、主に従来型の幼稚園や認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

石岡市における子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案して実施するとともに、支給方法について公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、茨城県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

第5章 計画の推進

本計画の推進に際しては、市内において年度ごとに各事業の進捗状況を正確に把握し、子ども・子育て会議との連携により事業の実施状況をみながら、推進に努めます。

また、家庭、地域、企業と相互に連携を図りながら、次代を担う子どもたちの育成に取り組みます。

1 計画の推進体制

(1) 市内推進体制

子育て支援に関する施策は福祉、保健・医療、教育、労働など幅広い分野にわたっているため、推進にあたっては、市内関連部局の連携を一層強化するとともに、国や茨城県等の関係機関とも密接な連携と協力体制を整え、一体となって施策の展開を図ります。

(2) 子ども・子育て会議

石岡市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法及び石岡市子ども・子育て会議条例により、本計画の策定における諮問機関として位置づけられています。計画の推進にあたっては、協議内容として総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施設の実施状況の調査審議に関することが規定されていることから、毎年の目標事業量の達成状況等を把握、点検し、計画達成へ向けた必要な意見や助言を行います。

(3) 地域の組織と連携

地域社会での活動は、子どもが身近な社会参加の場を通して、地域の一員としての自覚や、社会との関わりを持つために重要といえます。そのため、町内会、自治会、主任児童委員、民生児童委員、母子保健推進員、教育関係団体、ボランティアやその他の関係団体などが協力して、地域での子育て支援を推進します。

(4) 市民、企業に対する普及、啓発

少子高齢化や核家族化の進展の中で、社会全体で子育て支援することが、ますます重要となっています。そのため、市の子育て支援策についての情報提供と周知に努めるとともに、地域や企業に子育て支援への理解と協力を求めています。

また、一定の規模の企業に義務づけられている事業主行動計画策定の推進を図ります。

(5) SDGs (持続可能な開発目標) との整合性

SDGs の 17 の目標は、世界に共通した普遍的な課題です。また、本計画の基本理念である「こどもと子育て家庭が輝く地域共創の未来づくり ～ライフステージを軸にした誰一人取り残さない支援プラン～」は、SDGs の「誰一人取り残さない」という理念にも通じる考え方です。

本計画を推進するにあたっては、SDGs を意識して取り組み、全ての市民、行政、事業者、企業などが連携しながら、こどもの最善の利益が実現される社会を目指します。



2 計画推進にあたっての役割

(1) 家庭の役割

家庭はこどもの人格形成を担う第一義的な場です。家庭における日常生活やしつけなどの家庭教育を通して、社会の一員として必要な基本的な生活習慣や社会的規範をこどもに身につけさせる役割があります。

また、家庭教育においては、家族一人ひとりがそれぞれの役割を持ち、家事や育児にも積極的に参加し、常に助け合うという意識を持つことが大切です。

(2) 地域の役割

地域は家庭を支える最も身近な場です。近所が互いに助け合うことで、子育て家庭を地域で支える風土が築かれていきます。

また、地域は社会参加の場でもあります。こどもたちが大人や年齢の異なるこどもたちと関わりを持ち、社会性や連帯性を身につけていくことができるよう、地域活動を進めることが必要です。

(3) 保育所(園)や学校などの役割

保育所(園)、認定こども園、学校などは、同年代のこどもが集団で生活する場です。集団で生活する上での基本的な事柄を身につけ、家庭や地域と十分連携を取りながら多様な体験の機会を提供するなど、「生きる力」を育む大切な役割を担っています。

また、学校教育の中では、家庭や子育ての重要性とともに、家族が協力して子育てをすることの意義などを学ぶことで、家庭を築くことや子育てのすばらしさ、喜びなどをこどもに伝えることも大切です。

(4) 企業の役割

共働き世帯が増加する中、職業生活と家庭生活が両立できるよう就業環境の整備を積極的に推進するとともに、労働時間の短縮や男性が家事や育児に参加できるような職場の雰囲気づくりを進めるなど、子育てしやすい環境づくりが求められます。

(5) 行政の役割

本計画を確実に推進するため、地域、企業等の理解を得た上で連携しながら事業を進めていくことが必要です。

また、市民に対しては子育て支援の重要性等を広く啓発し、子育て支援施策についての意見や要望を聞きながら、事業の実施状況及び進捗状況を確認、評価していくことが重要となります。

3 計画の進行管理

本計画の重点施策については、より着実に推進していく必要があるため、年次計画として整理し、子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策とあわせて毎年度、施策の評価と計画の見直しを行い、PDCA サイクルを回していきます。

また、今後の社会の変化や国の制度改正等に伴う、新たな課題に対応するための施策の変更等については、その状況に応じて、本計画の中に位置づけながら、具体的な施策事業として取り組んでいきます。



1 石岡市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 3 月 21 日石岡市条例第 13 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、石岡市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(令 5 条例 12・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施設の実施状況の調査審議に関する事。
- (5) その他子ども・子育て支援に関し必要な事項に関する事。

2 会議は、前項各号に掲げる事項に関し、必要に応じ市長に意見を述べることができる。

3 会議は、第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

(組織)

第 3 条 会議は、25 人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 労働者を代表する者
- (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (6) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理す

る。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 会議に、第2条の所掌事務に係る調査及び研究（以下「調査等」という。）をするため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、第3条に規定する委員のうちから、会長が指名する。

3 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、専門部会の委員の互選によりそれぞれ選出し、部会の運営については、前条の規定を準用する。

5 専門部会において調査等を行った場合は、当該調査等の結果を会長に報告するものとする。

(関係者の出席)

第8条 会議及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報酬等)

第9条 委員の報酬及び費用弁償については、石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）の定めるところによる。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和5年3月17日条例第12号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月15日条例第8号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



石岡市子ども・子育て支援対策連絡会議要綱

平成 25 年 3 月 29 日

訓令第 20 号

(設置)

第 1 条 本市における地域子ども・子育て支援事業について、庁内関係各課が緊密に連絡調整し、総合的かつ計画的に推進するため、石岡市子ども・子育て支援対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 連絡会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する施策の総合調整に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関すること。
- (3) その他子ども・子育て支援に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 連絡会議は、子育て健康部こども未来課長（以下「こども未来課長」という。）及び別表に掲げる所属の代表者をもって組織する。

（平 30 訓令 11・全改、令 6 訓令 24・一部改正）

(会議)

第 4 条 連絡会議は、こども未来課長が主宰し、必要に応じて開催する。

（令 6 訓令 24・一部改正）

(関係職員の出席)

第 5 条 こども未来課長は、必要があると認めるときは、連絡会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（令 6 訓令 24・一部改正）

(分科会)

第 6 条 第 2 条の所掌事務を円滑に推進するため、連絡会議に分科会を置くことができる。

2 分科会は、連絡会議から付議された事項について調査及び審議し、その経過及び結果を連絡会議に報告するものとする。

(庶務)

第 7 条 連絡会議の庶務は、子育て健康部こども未来課において行う。

（令 6 訓令 24・一部改正）

(その他)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（石岡市次世代育成支援対策連絡会議要綱の廃止）

2 石岡市次世代育成支援対策連絡会議要綱（平成 17 年石岡市訓令第 68 号）は、廃止する。

附 則（平成 30 年 8 月 10 日訓令第 11 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日訓令第 12 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日訓令第 34 号）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 6 月 4 日訓令第 24 号）

この訓令は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 3 条関係）

（令 6 訓令 24・全改）

所 属	
市長直轄組織	駅周辺にぎわい創生課
市長公室	秘書広聴課 政策企画課 人口創出課
総務部	総務課
財務部	財政課
生活環境部	生活環境課 コミュニティ推進課 保険年金課
福祉部	社会福祉課
子育て健康部	子育て応援課 健康増進課
産業戦略部	商工観光課
都市建設部	都市計画課 建築住宅指導課 道路建設課
教育委員会事務局	教育総務課 生涯学習課 文化振興課 中央公民館 スポーツ振興課 学校給食課

3

子ども・子育て会議委員名簿

番号	選出分野	氏名	所属等	備考
1	こどもの保護者 (一般公募)	大縄 純子	子育て当事者	
2		田神 修一	子育て当事者	
3		四宮 夕子	子育て当事者	
4	関係行政機関の 職員	谷中 慎	石岡警察署	
5		小松 正光	土浦児童相談所	
6		山野邊 義隆	土浦保健所	
7		綿引 次男	石岡公共職業安定所	
8	事業主を 代表する者	山口 由紀子	柏原工業団地運営協議会	
9	労働者を 代表する者	島田 大輝	日本労働組合総連合会 土浦地域協議会 横浜労働組合	
10	子ども・子育て 支援に関する 事業に従事する者	野村 朱美	石岡市保育連合協議会	
11		古谷野 光紀	石岡私立幼稚園連絡協議会	
12		栗山 成孝	石岡市校長会	
13		木場 恵子	そとの保育園 地域子育て支援センター にこにこ	
14	子ども・子育て 支援に関し学識経験 のある者	飛田 隆	茨城キリスト教大学	会長
15		柏木 史彦	一般社団法人 石岡市医師会	
16		萩原 啓生	石岡市歯科医師会	
17	その他市長が必要 と認める者	永原 資史	石岡市民生委員児童委員 協議会連合会	
18		宮部 るり子	石岡市社会福祉協議会	
19		柴山 優子	石岡市手をつなぐ育成会 野ばらの会	
20		川崎 百代	石岡市母子寡婦福祉会	
21		小松崎 やい子	石岡市交通安全母の会連絡会	
22		以後崎 覚	石岡市 PTA 連絡協議会	

敬称略 (任期：令和5(2023)年10月1日～令和7(2025)年9月30日)

4

計画策定の経過

選出分野	所属等
令和5(2023)年度 8月23日(水)	令和5年度第1回石岡市子ども・子育て会議 【議題】 ●「第2期石岡市子ども子育て支援プラン」令和4年度実績について ●第3期石岡市子ども子育て支援プランの策定について
12月13日(水)	令和5年度第2回石岡市子ども・子育て会議 【議題】 ●第3期石岡市子ども子育て支援プランの策定について ●こども家庭センターについて ●今後の児童館事業について
3月16日(土)～ 3月31日(日)	アンケート調査の実施 【調査結果概要】 ・就学前児童世帯調査 1,500 票配付 730 票回収(48.7%) ・小学生世帯調査 1,000 票配付 477 票回収(47.7%)
3月21日(木)	令和5年度第3回石岡市子ども・子育て会議 【議題】 ●第3期石岡市子ども・子育て支援プランアンケート調査について ●こども家庭センターについて
令和6(2024)年度 9月9日(月)	令和6年度第1回石岡市子ども・子育て会議 【議題】 ●第2期石岡市子ども・子育て支援プランの令和5年度実施について ●第3期石岡市子ども・子育て支援プランの策定について
9～10月	施設等調査 ・アンケート調査(対象:保育所(園)、認定こども園、放課後児童クラブ) ・ヒアリング調査(対象:社会福祉協議会、教育総務課、子育て応援課)
11月27日(水)	令和6年度第2回石岡市子ども・子育て会議 【議題】 ●第2期石岡市子ども・子育て支援プラン点検・評価・方針結果について ●第3期石岡市子ども・子育て支援プラン(素案)について
2月3日(月)～ 2月10日(月)	パブリックコメントの実施
2月19日(水)	令和6年度第3回石岡市子ども・子育て会議 【議題】 ●パブリックコメント実施結果について ●第3期石岡市子ども・子育て支援プラン(案)について 本会議で第3期石岡市子ども・子育て支援プランの策定が決定

5

持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けて

SDGsとは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。

SDGsでは「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な政界を実現するため、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

■持続可能な開発目標（SDGs）

<p>(①貧困)</p> <p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>(②飢餓)</p> <p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>(③保健)</p> <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>(④教育)</p> <p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>(⑤ジェンダー)</p> <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>(⑥水・衛生)</p> <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 
<p>(⑦エネルギー)</p> <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>(⑧成長・雇用)</p> <p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>(⑨イノベーション)</p> <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>(⑩不平等)</p> <p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>(⑪都市)</p> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>(⑫生産・消費)</p> <p>12 つくる責任 つかう責任</p> 
<p>(⑬気候変動)</p> <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>(⑭海洋資源)</p> <p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>(⑮陸上資源)</p> <p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>(⑯平和)</p> <p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>(⑰実施手段)</p> <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	

第3期石岡市子ども・子育て支援プラン

令和7年3月

発行・編集 石岡市 子育て健康部 こども未来課

〒315-8640

茨城県石岡市石岡一丁目1番地1

TEL：0299-23-1111（代表）

FAX：0299-27-5835

ホームページ <http://www.city.ishioka.lg.jp/>



第3期
石岡市子ども・子育て
支援プラン